

審査関係連絡事項

(平成 28 年 4 月 1 日 自交審第 36 号)

1. 用語の定義

本文における用語の定義は、次に定めるところによります。

- (1)「研究所」とは、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所をいう。
- (2)「機構法」とは、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）をいう。
- (3)「審査」とは、研究所が行う自動車、共通構造部及び自動車の装置に係る審査（機構法第 12 条第 1 号（道路運送車両法第 75 条の 5 第 1 項に基づき行うものに限る。）に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。））をいう。
- (4)「審査事務規程」とは、機構法第 13 条第 1 項に基づき、機構において定めた審査事務の実施に関する規程をいう。
- (5)「自動車等」とは、自動車、共通構造部及び自動車の装置をいう。
- (6)「法」とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）をいう。
- (7)「施行規則」とは、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）をいう。
- (8)「保安基準」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）をいう。
- (9)「型式指定規則」とは、自動車型式指定規則（昭和 26 年運輸省令第 85 号）をいう。
- (10)「共通構造部指定規則」とは、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）をいう。
- (11)「装置指定規則」とは、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）をいう。
- (12)「細目告示」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）をいう。
- (13)「型式認証実施要領」とは、自動車型式認証実施要領について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日付け自審第 1252 号）別添の自動車型式認証実施要領をいう。
- (14)「輸入車特別取扱」とは、輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日付け自審第 1255 号）別添の輸入自動車特別取扱制度をいう。
- (15)「56 条第 4 項の規定による試験自動車の認定要領」とは、道路運送車両の保安基準第 56 条第 4 項の規定による試験自動車の認定要領について（平成 14 年 10 月 25 日付け国自審第 883 号）別添の道路運送車両の保安基準第 56 条第 4 項の規定による試験自動車の認定要領をいう。
- (16)「58 条の 3 の規定による自動車の認定要領」とは、道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定要領について（依命通達）（令和 8 年 2 月 16 日付け国自審第 2560 号）別添の道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定要領をいう。
- (17)「協定規則」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互

承認のための条件に関する協定（平成 10 年条約第 12 号）に基づく規則をいう。

- (18)「認定証」とは、協定規則に定める認定証をいう。
- (19)「審査・リコール課」とは、国土交通省物流・自動車局審査・リコール課をいう。
- (20)「型式指定申請」とは、国土交通大臣に対して行う、型式指定規則第 2 条の規定による指定の申請、共通構造部指定規則第 2 条の規定による指定の申請及び装置指定規則第 3 条の規定による指定の申請をいう。
- (21)「型式指定申請等」とは、型式指定申請、国土交通大臣に対して行う、型式認証実施要領別添 2 新型自動車取扱要領第 2 第 1 項の規定による届出（以下、「新型届出」という。）、同取扱要領第 4 第 1 項の規定による変更の届出（以下、「新型変更届出」という。）、輸入車特別取扱別紙輸入自動車特別取扱要領第 1 第 1 項の規定による届出（以下、「PHP 届出」という。）、同要領第 6 の規定による変更の届出（以下、「PHP 変更届出」という。）、56 条第 4 項の規定による試験自動車の認定要領 6. の規定による認定の申請、同要領 11. の規定による変更の承認の申請、58 条の 3 の規定による自動車の認定要領第 5 の規定による認定の申請及び同認定要領第 12 の規定による変更の申請をいう。
- (22)「申請者等」とは、型式指定申請等を行う者をいう。
- (23)「申請自動車製作者等」とは、型式指定申請を行う者のうち、自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸入することを業とするものをいう。
- (24)「審査に係る書面」とは、型式指定申請等の際し、研究所あてにご提出いただくことが定められている書面をいう。
- (25)「ミーティング」とは、型式指定申請等の際し、研究所あてにご説明いただくことが定められている事項及び実施する試験項目に関する事項等の打ち合わせを行う会議をいう。
- (26)「先行受託試験」とは、自動車等の先行受託試験取扱規程（平成 28 年 4 月 1 日付け規程第 29 号）に基づく試験をいう。
- (27)「技術的検証」とは、型式指定申請に係る技術的検証取扱規程（平成 28 年 10 月 24 日付け規程第 68 号）に基づく検証をいう。
- (28)「相談対応」とは、相談対応取扱規程（令和 7 年 12 月 24 日付け規程第 25 号）に基づく対応をいう。

2. 一般事項

- 2.1. 「自動車型式指定申請等の審査期間短縮について」（平成 13 年 6 月 20 日付け国自審第 402 号）2. (5) の「研究所が別途定める方法により審査を行う場合」とは、次のいずれかの場合が該当します。
 - (1) 試験項目の審査を審査事務規程別表 1 (6) に定める試験成績書のみにより行う場合であって、該当する試験成績書を国土交通省での型式指定申請等の受付を希望する日の原則 9 日前までにご提出いただき、かつ、その内容に誤りがない場合
 - (2) 試験項目の審査を審査事務規程別表 1 (6) に定める試験成績書のみにより行う場合であって、該当する試験成績書（4 試験以内）を審査の開始日から原則 7 日後までにご提出いただき、かつ、その内容に誤りがない場合

- 2.2. 輸入車特別取扱別紙輸入自動車特別取扱要領第1第3項中の「研究所がその定めるところにより予め自ら所有しない外国の施設及び設備を用いて実施した試験結果を記載した書面」とは、先行受託試験の結果を通知した書面が該当します。
- 2.3. 輸入車特別取扱附則9製作者試験に係る実施要領2.(6)の「研究所が事前に設備を確認していることを証する書面」とは、先行受託試験の結果を通知した書面が該当します。
- 2.3.1. 先行受託試験による試験設備確認を依頼される場合には、製作者試験を予定している日から40日前までに次に定める事項を記載した書面をご提出ください。
- (1) 試験設備の所有者
 - (2) 試験設備を使用し、製作者試験を実施することの承諾書（(1)と自動車の製作者が異なる場合に限る。）
 - (3) 試験設備の所在地
 - (4) 試験設備に関する仕様書（記載内容については別表1による）
 - (5) その他試験設備確認に必要となる書面
- 2.3.2. 既に試験設備確認を受けた設備であって、2.3.1.の書面内容の変更により先行受託試験による試験設備変更確認を依頼される場合には、製作者試験を予定している日から40日前までに変更箇所を記載した書面をご提出ください。
- 2.3.3. 初めて確認する試験設備の場合及び次の試験設備に変更（仕様の変更を含む。）があった場合には、原則として現地確認を行います。
- (1) 騒音試験関係
試験路、騒音計、マイクロホン、記録計、車速測定装置、エンジン回転計
 - (2) 軽・中量車排出ガス試験関係
試験路、試験室、ソーク室、秤量室、シャシダイナモメータ（風洞用含む）、制御装置、冷却ファン、定容量希釈サンプリング装置、希釈トンネル、粒子状物質サンプル装置（サンプリング吸引ポンプ等）、粒子数測定装置、排出ガス分析計、風洞室、フラットベルト、送風装置（風洞）、送風制御・抗力測定装置（風洞）、車載式排気ガス測定システム
 - (3) 重量車排出ガス試験関係
試験室、秤量室、秤量室温度及び湿度記録装置、エンジンダイナモメータ、検量装置、計測制御装置、エンジン制御装置、全流希釈トンネル、分流希釈トンネル、粒子状物質サンプル装置、粒子数測定装置、全量希釈等価排出ガスの演算装置、トレーサースガス用排出ガス分析計、CVS装置、排出ガス分析計
- 2.4. 輸入車特別取扱別紙輸入自動車特別取扱要領別表4(2)中の「複数の仕様の自動車」とは、他型式の自動車を含みます。
- 2.5. 輸入車特別取扱別紙輸入自動車特別取扱要領別表4(2)中の「研究所が定める条件を満たす場合」とは、次の条件を満足する場合が該当します。
- (1) 直接前方視界試験
 - ・試験状態において、助手席側に装備された車室外後写鏡（別体となった直前直左確認鏡を除く。）の鏡面の下端が地上高さ0.96m以下
 - ・特異なボディ形状等を有していない
 - (2) 直前直左確認鏡試験

- ・試験状態において、助手席側に装備された車室外後写鏡（別体となった直前直左確認鏡を除く。）の鏡面の下端が地上高さ 0.96m 以下
 - ・A ピラー又は車室外後写鏡による死角がない
 - ・視界の妨げとなる恐れのある装置（走行中に使用する装置に限る。ただし、直前直左の視界を得るため表示する画像表示装置を除く。）を有していない
 - ・特異なボディ形状等を有していない
- (3) 直前直左右確認装置試験（検知システム方式で試験を行う場合を除く。）
- ・試験状態において、運転席及び助手席側に装備された車室外後写鏡（別体となった直前直左右確認装置を除く。）の鏡面の下端が地上高さ 0.96m 以下
 - ・A ピラー又は車室外後写鏡による死角がない
 - ・視界の妨げとなる恐れのある装置（走行中に使用する装置に限る。ただし、直前直左右の視界を得るため表示する画像表示装置を除く。）を有していない
 - ・特異なボディ形状等を有していない
- 2.6. 保安基準の適合性及び試験の実施方法について、文書により照会・相談する場合には、当該内容所掌班の GR 担当自動車認証審査官（不在時は先任補佐自動車認証審査官）に様式 1 による照会・相談書をご提出ください。担当者による内容確認後に受付します。
- 2.6.1. 照会・相談書の受付後であっても、必要に応じて追加資料等を求めることがあります。
- 2.6.2. 回答については、原則として、照会・相談書を受付した日から 1 週間以内（国土交通省との調整が必要と判断した場合には 2.5 週間以内）に行います。
- なお、諸事情により回答期限の延長をお願いする場合には、事前にその理由及び状況等についてご連絡させていただきます。

3. ミーティング関係

- 3.1. ミーティングについては、原則として、国土交通省での型式指定申請等の受付を希望する日の 9 日前（PHP 届出及び PHP 変更届出にあっては当日）までに実施できるようご協力ください。
- 3.2. ミーティングの際には、次の書面をご準備ください。
- なお、電磁的記録にて作成された PDF（Portable Document Format）形式にてご提出いただくことも可能ですので、必要に応じてご相談ください。
- (1) 研究所あてにご説明いただくことが定められている事項
 - (2) 型式指定申請等に際し、審査事務規程別表 1 (5) に定める試験実施選定事由書を提出される予定の場合には、当該試験実施選定事由書（車両全体を包括する先行受託試験を実施した自動車の仕様が、申請する自動車の仕様に対して同等又は不利側となる場合は、型式指定申請等で提出する提出書面一覧表の備考欄にその旨を記載することで当該書面の提出を省略できます。「備考欄の記載例：本申請車両は、PACT-〇〇〇〇-〇〇〇〇にて選定、試験した車両仕様と同等であるため省略」）
 - (3) 型式指定申請等に際し、4.2. (2) の資料を提出される予定の場合には、当該資料
 - (4) 実施する試験項目に関する自動車の仕様（別表 2 による項目（技術的な説明や資料等がある場合は項目の省略や変更等が可能）、諸元値及びその他試験に影響を与える項目とする）

- 3.3. 3.2. (2) 又は (3) の書面を提出される場合には、試験項目毎に、技術的根拠となる説明をお願いします。ただし、先行受託試験による選定の結果を活用することを希望される場合には、説明を省略することができます。
- 3.4. ミーティングの際にご準備いただく 3.2. (2) 又は (3) の書面については、型式及び類別の記載を省略することができます。ただし、その場合には、審査に係る書面としてご提出いただく際に、型式及び類別を追記し改めてご提出ください。
- 3.5. ミーティング後の審査項目決定のご連絡については、原則として、ミーティング日から 9 日以内に行います。
- 3.6. 型式指定申請等の内容が軽微な場合には、電話等を活用してミーティングを実施することも可能ですので、必要に応じてご相談ください。

4. 審査に係る書面関係

- 4.1. 審査に係る書面については、原則として、国土交通省での型式指定申請等の受付を希望する日の 9 日前（PHP 届出、PHP 変更届出、58 条の 3 の規定による自動車の認定要領第 5 の規定による認定の申請及び同認定要領第 12 の規定による変更の申請にあつては当日）までにご提出ください。

なお、押印・サイン等が必要な書面以外については、電磁的記録にて作成された PDF（Portable Document Format）形式にてご提出いただくことも可能ですので、必要に応じてご相談ください。

- 4.2. 次の事項に該当する場合には、所要書面をご提出ください。
- (1) 審査事務規程別表 1 (1) に定める認定証の写しを提出される場合であつて、当該認定証に記載されている自動車の型式と審査する自動車の型式が相違する場合には、それらが同じ自動車である旨の証明書
 - (2) 審査において、先行受託試験の結果を活用することを希望される場合には、該当する試験項目について、先行受託試験を受験した自動車の仕様が審査する自動車の仕様に対して同等又は不利側となることを示す資料（審査事務規程別表 1 (5) に定める試験実施選定事由書に統合したものでも可（3.2 (2) 括弧書きの場合を除く。））
 - (3) 審査において、技術的検証で実施した試験の結果を活用することを希望される場合には、該当する試験項目について、試験を実施した自動車の仕様が審査する自動車の仕様と同一であることを示す資料（審査事務規程別表 1 (5) に定める試験実施選定事由書に統合したものでも可（3.2 (2) 括弧書きの場合を除く。））
 - (4) 審査において、申請者等名が異なる認可済み自動車の試験結果を活用することを希望される場合には、該当する試験項目について、試験結果を活用することにあたっての両者の合意書及び審査事務規程別表 1 (5) に定める試験実施選定事由書又は 3.2 (2) 括弧書きの提出書面一覧表の内容が適当である旨の両者の確認書
 - (5) 輸入車特別取扱別紙輸入自動車特別取扱要領別表 4 (1) 及び同取扱附則 4 輸入自動車特別取扱届出書等の提出要領別表第 2 4 (3) の「技術基準適合証明書」を提出される場合には、様式 2 の例に準ずる書面
 - (6) 輸入車特別取扱別紙輸入自動車特別取扱要領別表 4 (2) 及び同取扱附則 4 輸入自動車特別取扱届出書等の提出要領別表第 2 4 (4) に定める試験成績書を提出される場合で

あって、「複数の仕様のうち代表的な仕様の自動車に係る試験成績書」として扱う試験成績書が含まれる場合には、該当する試験項目について、それぞれの仕様の自動車の試験結果に差異がないことを示す資料

4. 3. 諸元表等の内容について、ミーティングの際に予定していた内容から変更があった場合には、再度、審査項目決定を行いますので、その変更箇所についてご連絡ください。

5. 審査方法関係

5. 1. 審査の開始日は、原則として、審査項目決定が終了し、かつ、審査に係る書面の内容確認が終了した週の金曜日（輸入車の場合にあっては水曜日）（以下、「受付日」という。）となります。
5. 2. 試験結果の値と諸元値が異なる場合には、必要に応じてその理由等を求めることがあります。
5. 3. 再試験の取扱い
5. 3. 1. 審査事務規程に定められている試験条件を満たした場合、試験は成立したものとします。一方、試験条件を満たさない場合には、試験不成立となり、再試験を実施することとなりますが、再試験においても同様に試験不成立が発生する可能性があるとは判断した場合には、その原因究明及び再発防止策の報告書の提出を求めることになります。
5. 3. 2. 試験は成立したが、保安基準等への適合性が確認できなかった場合には、当該型式指定申請等にかかる審査結果を不適合として処理し、その旨を国土交通省に通知します。
ただし、試験実施後概ね 1 ヶ月以内にその原因究明、改善対応策及び再発防止策の報告書をご提出いただき、その内容が適当であると判断した場合には、当該型式指定申請等にかかる審査中に再試験を実施します。
5. 3. 3. 特別な事由が生じた場合には、5. 3. 1. 及び 5. 3. 2. によらないことがあります。
5. 3. 4. 再試験を実施した場合には、審査の処理期間を延長せざるを得ないことがありますのでご了承ください。
5. 3. 5. 審査の過程において、虚偽若しくは不正行為が明らかになった場合には、当該型式指定申請等にかかる審査結果を不適合として処理し、その旨を国土交通省に通知します。
5. 4. 申請自動車製作者等から提出されるデータの確認
5. 4. 1. 審査の実施のために必要であると認める場合には、受付日前であっても、申請自動車製作者等から提出される以下のデータの測定について、原則、事前連絡なく立ち会い、データの妥当性の確認を行います。
- (1) 乗用車の走行抵抗値
 - (2) ディーゼル自動車の DPF（ディーゼル微粒子除去装置）等の周期的に作動する装置に係る排出ガスの補正係数
 - (3) ハイブリッド車等のバッテリーの充電状態に応じた排出ガスの補正係数
5. 4. 2. 審査の実施のために必要であると認める場合には、型式指定申請に係る審査において、申請自動車製作者等から提出される以下のデータについて、抜き取りにて、実際の測定データとの突合せを行うことにより、妥当性の確認を行います。
- (1) 派生型車両の横滑り防止装置に係るシミュレーション結果
 - (2) ABS 性能の確認時に必要となる重心の位置

(3) 電気制御ブレーキ性能の確認時に必要となる係数

5.4.3. 新型届出及び新型変更届出に係る審査において、申請者等から提出されるトラック等の車枠強度のデータについて、データの算出プロセスを確認し、その妥当性の確認を行います。

5.5. 技術的検証

5.5.1. 申請自動車製作者等による型式指定申請に係る不正行為又はその疑義が発覚した場合（5.4.による確認の結果、妥当性が確認できなかった場合を含む。）、その旨を審査・リコール課に連絡し、同課からの指示により、当該型式指定申請に係る審査に加え、並行して行っている当該申請自動車製作者等の審査のうち、疑義に関係する自動車等の審査を一時的に停止し、不正行為又はその疑義が発覚したデータ等について、技術的検証を行います。

5.5.2. 5.5.1.による技術的検証が完了した場合、その旨を審査・リコール課へ連絡し、同課からの指示により、審査を再開するものとします。

5.6. 審査の過程において、虚偽若しくは不正行為が明らかになった場合には、当該型式指定申請等にかかる審査結果を不適合として処理し、その旨を国土交通省に通知します。

5.7 次のいずれかの場合においては、審査の処理期間を延長せざるを得ないことがありますのでご了承ください。

(1) 再試験を実施した場合

(2) 5.5.による技術的検証を行った場合

(3) 5.5.による技術的検証を行った結果、不正を行ったことが確認されたため、その後の型式指定申請についても継続して厳格な審査を行う必要がある場合

6. 試験自動車

6.1. ウェイトの搭載により選定自動車相当の重量に調整した自動車を試験自動車として利用してもよいものとします。

6.1.1. 重量調整した自動車を利用する場合には、試験実施選定事由書中に、その旨及び当該自動車の仕様を付記ください。なお、当該自動車が審査済み車両又は生産車両に該当する場合には、その旨も添えてください。

また、試験成績書の試験自動車欄には選定自動車の型式及び類別を記入し、備考欄には、次の例により記入してください。

例 ・ DBA-XXXX (0001) を利用し、DBA-XXXX (0010) 相当重量に調整して試験を実施した。

・ 審査済み車両 DBA-XXXX (0002) を利用し、DBA-XXXX (0020) 相当重量に調整して試験を実施した。

6.2. 実施する試験に応じ必要箇所を選定自動車相当の仕様に組み換えた自動車を試験自動車として利用してもよいものとします。

6.2.1. 仕様を組み換えた自動車を利用する場合には、試験実施選定事由書中に、その旨及び当該自動車の仕様（組み換え箇所もわかるようにしたもの）を付記ください。なお、当該自動車が審査済み車両又は生産車両に該当する場合には、その旨も添えてください。

また、試験成績書の試験自動車欄には選定自動車の型式及び類別を記入し、備考欄には、次の例により記入してください。

例 ・ DBA-XXXX (0003) を利用し、消音器を A から B に組み換え、DBA-XXXX (0030)

相当で試験を実施した。

- ・生産車両である DBA-XXXX (0004) を利用し、O₂ センサーを C から D に組み換え、DBA-XXXX (0040) 相当で試験を実施した。

6. 3. 実施する試験の試験結果に影響を与えない箇所については、選定自動車と同一の仕様でなくともよいものとします。

6. 4. 次の条件を満たす場合には、管理番号（日本向け以外の打刻番号を含む。）が打刻された自動車を利用してもよいものとします。

(1) 管理番号は、自動車製作者が打刻したものであること（ただし、原動機にあつては原動機製作者でもよい）

(2) 管理番号の打刻位置は、型式認証実施要領附則 2 自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領 2. (3) に定める位置であること

6. 4. 1. 管理番号が打刻された自動車を利用する場合には、試験成績書の備考欄に、次の例により記入してください。

- 例
- ・車台番号欄には、管理番号を記入している。
 - ・原動機型式欄には、管理番号を記入している。

7. 相談対応

7. 1. 相談は保安基準への適合性に関して、申請者から試験環境、試験実施方法、試験自動車選定並びに審査項目に係る相談及び講師対応等について申請者と審査部間で事前に合意した成果物の作成依頼が申請者からあるものに限り行うことができます。

7. 2. 特定の申請に結びつくものに関しては、申請時や先行受託試験において相談できますが、相談規程においては具体的には下記のような一般的な相談について対応できます。

(事例)

- ・新基準の新たな試験方法に関する相談や明確化
- ・試験方法に関する確認（ご要望によっては社内講習への同席やアドバイスも可能）
- ・熊谷試験場設備貸出し時の審査機器類の使用にかかる講習などについて、申請者に成果物を提供いたします。

附則（平成 28 年 12 月 5 日 自交審第 781 号）

本取扱いは、平成 28 年 12 月 5 日から実施する。

附則（令和 5 年 6 月 26 日 自交審第 218 号）

本取扱いは、令和 5 年 7 月 1 日から実施する。

附則（令和 7 年 12 月 24 日 自交審第 1004 号）

本取扱いは、令和 8 年 1 月 1 日から実施する。

附則（令和 8 年 1 月 30 日 自交審第 1160 号）

本取扱いは、令和 8 年 2 月 3 日から実施する。

附則（令和 8 年 3 月 2 日 自交審第 1274 号）

本取扱いは、令和 8 年 3 月 2 日から実施する。

附則（令和 8 年 6 月 29 日 自交審第 360 号）

本取扱いは、令和 8 年 6 月 30 日から実施する。

附則（令和 8 年 8 月 13 日 自交審第 563 号）

本取扱いは、令和 8 年 9 月 1 日から実施する。

別表 1 (試験設備に関する仕様書に記載する事項)

項目	記載事項
1. 騒音試験関係	
(1) 試験路	・所在地 ・試験路の寸法 長さ×幅 ・ISO 10844 の規定に適合する書面 ・機器配置図面及び写真
(2) 騒音計	・製作者名 ・型式 ・写真 ・仕様 ①測定範囲、②最小単位、③精度
(3) マイクロホン	・製作者名 ・型式 ・写真
(4) 記録計	・製作者名 ・型式 ・写真
(5) 車速測定装置	・製作者名 ・型式 ・写真 ・仕様 ①測定範囲、②最小単位、③精度、④測定方式
(6) エンジン回転計	・製作者名 ・型式 ・写真 ・仕様 ①測定範囲、②最小単位、③精度
(7) 重量計	・製作者名 ・型式 ・写真 ・仕様 ①測定範囲、②最小単位、③精度
(8) 風速計及び風向計	・製作者名 ・型式 ・写真
(9) タイヤ空気圧計	・製作者名 ・型式 ・写真 ・仕様 ①測定範囲、②最小単位
(10) その他	
2. 軽・中量車燃費・排出ガス試験関係	
(1) 試験路	・所在地 ・試験路の寸法 長さ×幅 ・路面状態 ・写真
(2) 大気圧計	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①測定方法、②測定範囲、③最小単位、④精度、⑤写真

項目	記載事項
(3) 風速計及び風向計	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①測定方法、②測定範囲、③最小単位、④精度、⑤写真
(4) 温度計	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①測定方法、②測定範囲、③最小単位、④精度、⑤写真
(5) 惰行時間測定装置	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①測定方法、②測定範囲、③最小単位、④精度、⑤写真
(6) ホイールトルク測定装置	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①測定方法、②測定範囲、③最小単位、④精度、⑤写真
(7) 車両重量測定装置	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①測定範囲、②最小単位、③精度、④写真
(8) タイヤ空気圧計	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①測定範囲、②最小単位、③精度、④写真
(9) 試験室	・試験室平面図 ・空調 設定温度（湿度）及びその精度 ・写真
(10) ソーク室	・ソーク室平面図 ・空調 設定温度及びその精度 ・温度記録装置 ・製作者名 ・型式 ・仕様 ①測定範囲、②最小単位、③精度 ・写真
(11) 秤量室	・秤量室平面図 ・空調 設定温度（湿度）及びその精度 ・温度及び湿度記録装置 ・製作者名 ・型式 ・仕様 ①測定範囲、②最小単位、③精度 ・写真
(12) シャシダイナモメータ（風洞用含む）	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①ローラの数、②ローラの直径、③ローラの長さ、④軸間の距離、⑤許容軸重、⑥車速検出方法、⑦動力吸収方法、⑧最大制動力、⑨動力吸収特性、⑩フライホイールの種類（固定慣性重量／等価慣性重量設定可能範囲／等価慣性重量設定ピッチ） ・定期点検等の周期及びその内容 ・写真
(13) 制御装置	・車速測定範囲及び最小単位 ・惰行時間計測範囲及び最小単位 ・原動機回転数測定範囲及び最小単位 ・出力及びその最小単位 ・駆動力及びその最小単位 ・制動力及びその最小単位

項目	記載事項
(14) 冷却ファン	・冷却ファン容量 ・写真 ・製作者名 ・型式 ・仕様 ①制御方法、②吐出開口面積、③電気モータ出力、④最大風速、⑤最大風量 ・写真
(15) 運転補助装置（ドライバースエイド）	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①チャートの有効幅、②チャートの最小単位、③チャートの送り速度、④トレランスエラーが発生した場合の措置 ・写真
(16) 記録装置（ペンレコーダー）	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①ペンの数、②記録チャート給送速度、③記録チャート有効幅、④記録項目 ・ペンレコーダに代わる装置がある場合は、上記に加え、記録方法、サンプリング周期記録範囲及び最小単位、精度を記載 ・写真
(17) エンジン回転計	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①測定方法、②測定範囲、③最小単位、④精度 ・写真
(18) 吸気圧計	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①測定方法、②測定範囲、③最小単位、④精度 ・写真
(19) 定容量希釈サンプリング装置	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①CFV 又は PDP 方式の別、②CVS 装置のフローチャート、③サンプリングフローの割合、④測定流量の精度、⑤熱交換機の有無、⑥サンプリングバックポンプのサンプリングの割合、⑦サンプリングバックの材質、容量及びサイズ ・写真
(20) 希釈トンネル	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①希釈方式（単段／二段）、②主希釈トンネルの寸法、③主希釈トンネルの材質及び内表面の処理、④希釈洩れの確認方法、⑤レイノルズ数、⑥混合オリフィスの有無、⑦粒子用サンプリングプローブの有無（取付位置／サンプル流量計の有無／希釈空気の温度及び湿度設定範囲／CO 等サンプリングプローブの取付位置及びその向き／PM サンプリングプローブの取付位置及びその向き／PM サンプリングプローブの数、内径及び長さ） ・定期点検等の周期及びその内容 ・写真
(21) 排気導入管	・長さ及び内径 ・材質及び内表面処理 ・断熱材の厚さ及び長さ ・写真

項目	記載事項
(22) フィルタホルダ (PM)	・設置位置 ・構造 ・写真
(23) 粒子状物質サンプル装置 (サンプリング吸引ポンプ等)	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①ポンプの数及び種類、②サンプル吸引方法、③演算機能の有無及びその概要、④分級器の有無及びその概要、⑤フィルタホルダ加熱装置の有無及びその概要、⑥後端戻しの有無 ・写真
(24) 粒子数測定装置	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①サンプリング方式 (全流、分流)、②粒子移送システム、③粒子分級器、④第1粒子希釈装置、⑤蒸発管、⑥第2粒子希釈装置、⑦粒子数カウンター、⑧システム滞留時間 ・写真
(25) 希釈排出ガスサンプル流量計	・形式 (ベンチュリ方式等) ・精度 ・流量計入口空気温度 (ベンチュリ方式の場合は出口空気温度) の変動幅 ・写真
(26) 補集フィルタ	・材質 ・直径及び有効径 ・密度
(27) 秤量天秤	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①読み取り範囲、②最小単位、③標準偏差、④校正方法 ・写真
(28) 排出ガス分析計	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①測定成分毎の測定方法、②測定成分毎の測定レンジ、③測定成分毎の指示再現性、応答時間、④測定成分毎の測定誤差、⑤測定成分毎のノイズ、⑥測定成分毎のゼロ点及びスパン調整ガス、⑦FID 法により測定を行う場合の燃料ガス、⑧NO_x コンバータの有無、⑨メタン効率算出用ガス及びエタン効率算出用ガス、⑩連続積分式測定システムの有無及びそのサンプリング周期、⑪校正を行う時期、⑫定期点検等の時期 ・写真
(29) ガス分割器	・製作者名 ・型式 ・仕様 ・写真
(30) 乾湿球計	・製作者名

項目	記載事項
(31) 大気圧計	・型式 ・仕様 ①測定方法、②測定範囲、③最小単位、④精度、⑤写真 ・製作者名 ・型式 ・仕様 ①測定方法、②測定範囲、③最小単位、④精度、⑤写真
(32) デモ試験データ	・試験成績書 ・記録チャート
(33) 風洞室	・風洞平面図 ・空調 設定温度（湿度）及びその精度 ・前面投影面積測定装置 ①測定範囲、②精度 ・写真
(34) フラットベルト	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①ベルトの数、②ベルトの幅、③ベルトの長さ、④ベルトの材質、⑤軸間の距離、⑥許容荷重 ・写真
(35) 送風装置（風洞）	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①最大風速、②吐出開口直径、③電気モータ出力、④回転数 ・写真
(36) 送風制御・抗力測定装置	・製作者名 ・型式 ・大気圧計、温度湿度変換器、差圧計、天秤装置 ・仕様 ①計測範囲、②精度 ・写真
(37) その他	
3. 路上走行時のディーゼル軽・中量車 排出ガス試験関係	
(1) 排出ガス分析計	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①測定成分毎の正確度、②測定成分毎の精密度、③測定成分毎のノイズ、④測定成分毎のゼロ応答ドリフト及びスパン応答ドリフト、⑤線形性要件、⑥立ち上がり時間、⑦ガス乾燥装置、⑧Nox コンバータの有無及び効率、⑧校正を行う時期、⑨定期点検等の時期 ・干渉検査 ①CO 分析計、②Nox 分析計、③NDUV 分析計、④サンプル乾燥器、⑤サンプル乾燥器の NO2 透過 ・分析システムの応答時間 ・写真
(2) 排気管流量測定装置	・製作者名 ・型式 ・方式 ・仕様 ①正確度、②精密度、③ノイズ、④ゼロ応答ドリフト及びスパン応答ドリフト、⑤立ち上がり時間及び応答時間、⑥線形性要件 ・写真
(3) 全地球測位システム	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①精度 ・写真
(4) 温度計	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①測定方法、②測定範囲、③最小単位、④精度、⑤写真

項目	記載事項
(5) 湿度計	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①測定方法、②測定範囲、③最小単位、④精度、⑤写真
(6) 大気圧計	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①測定方法、②測定範囲、③最小単位、④精度、⑤写真
(7) 速度計	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①測定方法、②測定範囲、③最小単位、④精度、⑤写真
(8) 燃料流量計	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①測定方法、②測定範囲、③最小単位、④精度、⑤写真
(9) 吸気流量計	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①測定方法、②測定範囲、③最小単位、④精度、⑤写真
(10) 電源装置	・製作者名 ・型式 ・仕様 ・写真
(11) 走行路	・走行ルート ・走行パターン
(12) その他	
4. 重量車排出ガス試験関係	
(1) 試験室	・試験室平面図 ・空調 設定温度（湿度）及びその精度 ・写真
(2) 秤量室	・秤量室平面図 ・空調 設定温度（湿度）及びその精度 ・秤量室温度及び湿度記録装置 ・製作者名 ・型式 ・仕様 ①測定範囲、②最小単位、③精度 ・写真
(3) エンジンダイナモメータ	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①吸収動力、②駆動力、③基底速度／最高速度、④トルク検出方式、⑤最大秤量、⑥トルクアーム長さ ・定期点検等の周期及びその内容
(4) 検量装置	・仕様 ①可測範囲（性能曲線）、②検量方式、③精度 ・定期点検等の周期及びその内容
(5) 計測制御装置	・仕様 ①測定範囲及び最小測定単位（ダイナモ回転／ダイナモトルク／制動荷重／スロットル開度） ・写真
(6) エンジン制御装置	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①自動制御の有無、②動力計の制御項目、③スロットルの制御方法
(7) 冷却液温度調節装置	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①温度調整設定範囲、②測定範囲、最小目盛及び精度

項目	記載事項
(8) 燃料温度調節装置	・写真 ・製作者名 ・型式 ・仕様 ①温度調整設定範囲、②測定範囲、最小目盛及び精度 ・写真
(9) 潤滑油温度・圧力測定装置	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①温度調整設定範囲、②測定範囲、最小目盛及び精度 ・写真
(10) 吸気温度測定装置	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①温度調整設定範囲、②測定範囲、最小目盛及び精度 ・写真
(11) 排気圧力測定装置	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①温度調整設定範囲、②測定範囲、最小目盛及び精度 ・写真
(12) 全流希釈トンネル	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①希釈方式（単段希釈／二段希釈）、②主希釈トンネル寸法、③材質及び内表面処理、④希釈ガス漏れの確認方法、⑤混合オリフィスの有無、⑥レイノルズ数、⑦防塵フィルタの有無、⑧流仕様サンプリングプローブの有無（取付位置及びその向き／サンプル流量計の有無／希釈空気の温度、湿度範囲）、⑨CO 等サンプリングプローブ及び PM 用サンプリングプローブの主希釈トンネル内の排気導入部からの距離、プローブ先端の向き及び取付位置、⑩PM 用サンプリングプローブの数、内径及び長さ、⑪二段希釈の場合（二次希釈トンネルの排気導入部の取り付けサンプリングトランスファ管の主希釈トンネル内の排気導入部からの距離及びサンプリングトランスファ管先端の向きと取付位置／サンプリングトランスファ管の寸法及び材質／二次希釈トンネルの位置、長さ及び内径／二次希釈トンネルの材質及び内表面の処理状態／防塵フィルタの有無／二次希釈空気の温度、湿度の設定範囲） ・写真
(13) 分流希釈トンネル	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①サンプル方式（全量捕集／部分捕集）、②トンネル寸法、③材質及び内表面処理、④希釈ガス漏れの確認方法、⑤混合オリフィスの有無、⑥希釈空気導入部に備える防塵フィルタの有無、（取付位置／サンプル流量計濃霧／希釈空気の温度、湿度設定範囲）、⑦希釈空気用サンプリングプローブの有無、⑧トレーサガス用サンプリングプローブ及び PM 用サンプリングプローブの部分希釈トンネル内の排気導入部からの距離、プローブ先端の向き及び取付位置、⑨PM 用サンプリングプローブの数、長さ及び内径、⑩PM 測定装置の応答時間等（応答時間／立ち上がり時間／変換時間） ・写真
(14) 排気管	・長さ及び内径 ・排気管におけるサンプリングプローブ先端から上流の直管部分及び下

項目	記載事項
	流の直管部分の長さ ・断熱材の厚さ及び長さ ・写真
(15) サンプリングプローブ	・形式 (傘付きプローブ等) ・仕様 ①材質及び内表面処理、②排気管内径に対するサンプリングプローブの内径の比 ・写真
(16) 排気トランスファーチューブ	・仕様 ①材質及び内表面処理、②排気管外表面からミキシングポイントまでの距離、③排気トランスファーチューブの分流希釈トンネルにおける先端部の開口方向、取付位置 ・写真
(17) フィルタホルダ	・仕様 ①材質 ・写真
(18) 粒子状物質サンプル装置	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①サンプル吸引ポンプの有無、②分級器の有無、③フィルタホルダ加熱装置の有無、④サンプル吸引方法、⑤サンプル流量、⑥後端戻しの有無、⑦演算装置の有無 ・写真
(19) 粒子数測定装置	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①サンプリング方式 (全流、分流)、②粒子移送システム、③粒子分級器、④第1粒子希釈装置、⑤蒸発管、⑥第2粒子希釈装置、⑦粒子数カウンター、⑧システム滞留時間 ・写真
(20) 希釈排出ガスサンプル流量計	・形式 (ベンチュリ方式等) ・取付位置 ・設定流量に対する誤差 ・流量計入口ガス温度 (ベンチュリ方式等の場合は出口ガス温度) の変動幅 ・写真
(21) 全量希釈等価排出ガスの演算装置	
(22) トレーサーガス用排出ガス分析計	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①測定成分及び仕様レンジ、②校正方法、③後端戻しの有無 ・写真
(23) CVS 装置	・製作者名 ・型式 ・仕様 ①方式 (CFV/PDP)、②サンプル流量、③測定流量割合の精度、④熱交換機の有無測定、⑤ベンチュリー校正係数、⑥CVS ポンプの入口ガス温度の変動幅、⑦サンプリングバックポンプのサンプリング流量割合及びその精度、⑧サンプリングバックの材質、容量及びサイズ

項目	記載事項
(24) 捕集フィルタ	・ 定期点検等の周期及びその内容 ・ 写真 ・ 材質 ・ 直径及び有効径 ・ 捕集率 ・ 写真 ・ 密度
(25) 秤量天秤	・ 製作者名 ・ 型式 ・ 仕様 ①読み取り範囲、②最小読み取り単位、③標準偏差、④校正方法 ・ 写真
(26) 排出ガス分析計	・ 製作者名 ・ 型式 ・ 仕様 ①測定成分毎の測定方法、②測定成分毎の測定レンジ、③測定成分毎の指示再現性、応答時間、④測定成分毎の測定誤差、⑤測定成分毎のノイズ、⑥測定成分毎のゼロ点及びスパン調整ガス、⑦FID 法により測定を行う場合の燃料ガス、⑧HFID 法による加熱温度、⑨メタン効率算出用ガス及びエタン効率算出用ガス、⑩NO_x コンバータの有無、⑪連続積分式測定システムの有無及びそのサンプリング周期、⑫校正を行う時期、⑬定期点検等の時期 ・ 写真
(27) 記録装置（ペンレコーダ）	・ 製作者名 ・ 型式 ・ 仕様 ①ペンの数、②記録チャート給送速度、③記録チャート有効幅、④記録項目 ・ ペンレコーダに代わる装置がある場合は、上記に加え、記録方法、サンプリング周期記録範囲及び最小単位、精度を記載 ・ 写真
(28) 乾湿球計	・ 製作者名 ・ 型式 ・ 仕様 ①測定方法、②測定範囲、③最小単位、④精度、⑤写真
(29) 大気圧計	・ 製作者名 ・ 型式 ・ 仕様 ①測定方法、②測定範囲、③最小単位、④精度、⑤写真
(30) デモ試験データ	・ 試験成績書 ・ 記録チャート
(31) その他	
5. 無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数試験 (1) 試験室	・ 試験室平面図
(2) オパシメータ	・ 製作者名 ・ 型式 ・ 仕様 ①吸引量、②吸引時間、③測定範囲及び最小目盛、④指示誤差 ・ 校正方法 ・ 写真

項目	記載事項
(3) デモ試験データ	
(4) その他	

別表 2 (自動車の仕様)

02-001 諸元測定試験	

04(2)-J114 牽引自動車の軸重に関する試験	
A項目	・後軸の懸架方式 ・後軸のばね形式 ・後軸の主ばね寸法 ・後軸のショックアブソーバー形式
05-001 最大安定傾斜角度試験	
A項目	・車台、車体の基本構造（キャブ、荷台等の形状の相違は含めない） ・車軸配列 ・懸架方式
B項目	・軸距 ・輪距 ・重心高
05-002 操縦安定性試験	

06-001 最小回転半径試験	
A項目	・車台、車体の基本構造（キャブ、荷台等の形状の相違は含めない） ・車軸配列
B項目	・かじ取角度 ・軸距 ・輪距
08-J001 大型貨物自動車の速度抑制装置試験	
A項目	・速度抑制装置（製作者、制御方式）
B項目	・原動機最高出力 ・車両重量 ・最高段の変速比 ・減速比 ・タイヤ動的負荷半径 ・設定速度
08-R085 原動機の出力装置試験（協定規則第 85 号）	
<ガソリンエンジン>	
A項目	・原動機の仕様 ・原動機の種類（レシプロ、ロータリ） ・燃焼サイクル（2 サイクル、4 サイクル等） ・冷却方式（空冷、水冷等） ・シリンダ・ブロック形状（直列、V 型等） ・シリンダ・ボアの中心間距離 ・総排気量（内径、行程、シリンダ数） ・燃料供給方式（気化器、ポート内燃料噴射、筒内燃料噴射等） ・弁機構（OHV、OHC 等） ・過給機（装着の有無） ・給気冷却器（装着の有無）
B項目	・排圧 ・原動機燃焼室 ・圧縮比 ・バルブ数 ・バルブ・タイミング ・点火時期 ・インジェクタ

・EGR 方式（装着の有無を含む） ・二次空気供給方式（装着の有無を含む） ・過給機の性能 ・給気冷却器の性能 ・気化器の構造 ・気化器の数 <ディーゼルエンジン> A 項目 ・原動機の仕様 ・燃焼サイクル（2 サイクル、4 サイクル等） ・冷却方式（空冷、水冷等） ・シリンダ・ブロック形状（直列、V 型等） ・シリンダ・ボアの中心間距離 ・総排気量（内径、行程、シリンダ数） ・燃焼室形式（副室式、直噴式等） ・燃料供給方式（列形、分配形、ユニットインジェクタ、コモンレール等） ・弁機構（OHV、OHC 等） ・過給機（装着の有無） ・給気冷却器（装着の有無） B 項目 ・排圧 ・原動機燃焼室 ・圧縮比 ・バルブ数 ・バルブ・タイミング ・噴射時期 ・噴射ノズル ・ガバナ ・EGR 方式（装着の有無を含む） ・過給機の性能 ・給気冷却器の性能	
08-R175 ペダル踏み間違い時加速抑制装置（協定規則第 175 号）	

08-R177 電気式ハイブリッド自動車、電気自動車のシステム出力測定（協定規則第 177 号）	
A 項目 ・パワートレインシステムの構成（動力源の数、型式、機械的配置、および作動戦略を含む） ・ICE 定格出力 ・パワートレイン内の全電気機械のネット出力および構造型式（例えば、非同期、同期、またはその他の特定の構造型式）、および電気機械とバッテリー間の電気エネルギーコンバーターの型式 ・バッテリー電池の型式（形式、容量、電圧、化学的性質を含む） ・バッテリーコンフィグレーションを含むバッテリーパックの型式（直列セル数および接続モードを含む） ・バッテリーの公称電圧 ・バッテリーの最大電流 ・車両型式（PEV、OVC-HEV、NOVC-HEV）	
08-J042GTR015 燃料消費率試験（WLTC モード）	
08-J042R154 燃料消費率試験（協定規則第 154 号）	
08-002 燃料消費率試験（WLTC モード）	
<純 ICE>	
A 項目 ・内燃エンジンの型式：燃料種別（フレックス燃料車またはバイフューエル車の場合には複数種別）、燃焼プロセス、排気量、全負荷特性、エンジン技術、および充電システムに加え、WLTP 条件の下で CO₂ 質量エミッションに対して無視できない影響を及ぼす他のエンジンサブシステムまたは特徴も含む原動機の仕様 ・CO₂ 質量エミッションに影響を及ぼすパワートレイン内部の全構成部品の動作方法 ・トランスミッション型式（例：マニュアル、オートマチック、CVT）およびトランスミッションモデル（例：トルク定格、ギヤ数、クラッチの数など） ・n／v 比（当該全ての変速比について、もっとも一般的に搭載されている変速機の n／v 比に関する差が 8 % 以内であれば、この要件の充足とみなすものとする。）	

・ドライブアクスルの数	
<NOVC-HEV 及び OVC-HEV>	
A 項目	・内燃エンジンの型式：燃料種別（フレックス燃料車またはバイフューエル車の場合には複数種別）、燃焼プロセス、排気量、全負荷特性、エンジン技術、および充電システムに加え、WLTP 条件の下で CO₂ 質量エミッションに対して無視できない影響を及ぼす他のエンジンサブシステムまたは特徴も含む原動機の仕様 ・CO₂ 質量エミッションに影響を及ぼすパワートレイン内部の全構成部品の動作方法 ・トランスミッション型式（例：マニュアル、オートマチック、CVT）およびトランスミッションモデル（例：トルク定格、ギヤ数、クラッチの数など） ・n／v 比（当該全ての変速比について、もっとも一般的に搭載されている変速機の n／v 比に関する差が 8 % 以内であれば、この要件の充足とみなすものとする。） ・ドライブアクスルの数 ・電気機械の型式および数、構造形式（非同期、同期）、冷却剤の種類（空気、液体）、その他試験条件下で CO₂ 質量エミッションおよび電気エネルギー消費に対して無視できない影響を及ぼす特性 ・駆動 REESS の型式（電池の種別、容量、公称電圧、公称出力、冷却剤の種類など） ・電気機械と駆動 REESS 間、駆動 REESS と低電圧電源間、および充電プラグイン REESS と駆動 REESS 間の電気エネルギー変換器の型式、その他、WLTP 条件の下で CO₂ 質量エミッションおよび電気エネルギー消費に対して無視できない影響を及ぼす特性
<PEV>	
A 項目	・電気機械の型式および数（構造形式（非同期／同期など）、冷却剤の種類（空気、液体）、その他、WLTP 条件の下で電気エネルギー消費および航続距離に対して無視できない影響を及ぼす特性 ・駆動 REESS の型式（電池の種別、容量、公称電圧、公称出力、冷却剤の種類（空気、液体） ・トランスミッション型式（例：マニュアル、オートマチック、CVT）およびトランスミッションモデル（例：トルク定格、ギヤ数、クラッチの数など） ・ドライブアクスルの数 ・電気機械と駆動 REESS 間、駆動 REESS と低電圧電源間、および充電プラグイン REESS と駆動 REESS 間の電気エネルギー変換器の型式、その他、WLTP 条件の下で電気エネルギー消費および航続距離に対して無視できない影響を及ぼす特性 ・電気エネルギー消費に影響を及ぼすパワートレイン内部の全構成部品の動作方法 ・n／v 比（当該全ての変速比について、もっとも一般的に搭載されている変速機の n／v 比に関する差が 8 % 以内であれば、この要件の充足とみなすものとする。）
<OVC-FCHV および NOVC-FCHV>	
A 項目	・電気機械の型式および数：構造形式（非同期／同期など）、冷却剤の種類（空気、液体）、その他、WLTP 条件の下で燃料消費（または燃料効率）および電気エネルギー消費に無視できない影響を及ぼす特性 ・燃料電池の型式（モデル、公称電圧、冷却剤の種類（空気、液体））に加え、WLTP 条件の下で燃料消費（または燃料効率）に無視できない影響を及ぼす他の燃料電池サブシステムまたは特性 ・駆動 REESS の型式（電池の種別、容量、公称電圧、公称出力、冷却剤の種類（空気、液体）） ・トランスミッション型式（例：マニュアル、オートマチック、CVT）およびトランスミッションモデル（例：トルク定格、ギヤ数、クラッチの数など） ・ドライブアクスルの数 ・電気機械と駆動 REESS 間、駆動 REESS と低電圧電源間、および充電プラグイン REESS と駆動 REESS 間の電気エネルギー変換器の型式、その他、WLTP 条件の下で燃料消費（または燃料効率）および電気エネルギー消費に対して無視できない影響を及ぼす特性 ・燃料消費（または燃料効率）および電気エネルギー消費に影響を及ぼすパワートレイン内部の全構成部品の動作方法 ・n／v 比（当該全ての変速比について、もっとも一般的に搭載されている変速機の n／v 比に関する差が 8 % 以内であれば、この要件の充足とみなすものとする。）
08-001 燃料消費率試験（JC08 モード）	
<ガソリンエンジン>	
A 項目	・原動機の仕様 ・原動機の種類（レシプロ、ロータリ） ・燃焼サイクル（2 サイクル、4 サイクル等） ・冷却方式（空冷、水冷等） ・シリンダ・ブロック形状（直列、V 型等） ・シリンダ・ボアの中心間距離 ・総排気量（内径、行程、シリンダ数）

- ・燃料供給方式（気化器、ポート内燃料噴射、筒内燃料噴射等）
- ・弁機構（OHV、OHC 等）
- ・過給機（装着の有無）
- ・給気冷却器（装着の有無）
- ・変速機の仕様（手動、自動等）
- B 項目
 - ・V1000
 - ・車両重量
 - ・走行抵抗
 - ・装備品
 - ・原動機燃焼室
 - ・圧縮比
 - ・バルブ数
 - ・バルブ・タイミング
 - ・点火時期
 - ・インジェクタ
 - ・EGR 方式（装着の有無を含む）
 - ・二次空気供給方式（装着の有無を含む）
 - ・O2 センサーの有無
 - ・ノックセンサーの有無
 - ・過給機の性能
 - ・給気冷却器の性能
 - ・気化器の構造
 - ・気化器の数

<ディーゼルエンジン>

- A 項目
 - ・原動機の仕様
 - ・燃焼サイクル（2 サイクル、4 サイクル等）
 - ・冷却方式（空冷、水冷等）
 - ・シリンダ・ブロック形状（直列、V 型等）
 - ・シリンダ・ボアの中心間距離
 - ・総排気量（内径、行程、シリンダ数）
 - ・燃焼室形式（副室式、直噴式等）
 - ・燃料供給方式（列形、分配形、ユニットインジェクタ、コモンレール等）
 - ・弁機構（OHV、OHC 等）
 - ・過給機（装着の有無）
 - ・給気冷却器（装着の有無）
 - ・変速機の仕様（手動、自動等）
- B 項目
 - ・V1000
 - ・車両重量
 - ・走行抵抗
 - ・装備品
 - ・原動機燃焼室
 - ・圧縮比
 - ・バルブ数
 - ・バルブ・タイミング
 - ・噴射時期
 - ・噴射ノズル
 - ・ガバナ
 - ・EGR 方式（装着の有無を含む）
 - ・過給機の性能
 - ・給気冷却器の性能

※走行抵抗の同一範囲

(1) 車体形状

車体形状の相違による走行抵抗差が車速 50km/h において下記計算式により算出した値が±5.0%以内のもの。(転がり抵抗係数は走行抵抗測定車両の値を用い、試験自動車重量は走行抵抗測定車両の等価慣性重量を用いて計算する。)

走行抵抗測定車両の走行抵抗

$$F_{Ai} = \mu_{rA} \times W_A + \mu_{lA} \times A_A \times V_i^2$$

排出ガス等測定車両の走行抵抗

$$F_{Bi} = \mu_{rB} \times W_B + \mu_{lB} \times A_B \times V_i^2$$

$$\text{走行抵抗差} = (F_{Bi} - F_{Ai}) \div F_{Ai} \times 100$$

μ_{rA} 、 μ_{rB} : 転がり抵抗係数

W_A 、 W_B : 試験自動車重量

μ_{lA} 、 μ_{lB} : 空気抵抗係数

A_A 、 A_B : 前面投影面積

V_i : 車速

(2) 動力伝達装置（変速機の種類（手動、自動等）及び駆動方式の相違を除く。）

動力伝達装置（車体形状の相違がある場合を含む。）の相違により（1）の計算式で計算された走行抵抗差が、車速 10km/h から試験法毎に規定する最高速度までの間で±5.0%以内のもの。

(3) 車両重量

車両重量 1000kg 超えは±5.0%以内、1000kg 以下は±50kg 以内のもの。（等価慣性重量ランクの相違を含む）

08-003 燃料消費率試験（重量車）

08-004 電気ハイブリッド重量車燃料消費率試験（システムベンチ）

08-005 電気ハイブリッド重量車燃料消費率試験（HILS システム）

<燃費マップ>

A項目 ・原動機の仕様

- ・ 燃焼サイクル（2 サイクル、4 サイクル等）
- ・ 冷却方式（空冷、水冷等）
- ・ シリンダ・ブロック形状（直列、V 型等）
- ・ シリンダ・ボアの中心間距離
- ・ 総排気量（内径、行程、シリンダ数）
- ・ 燃焼室形式（副室式、直噴式等）
- ・ 燃料供給方式（列形、分配形、ユニットインジェクタ、コモンレール等）
- ・ 弁機構（OHV、OHC 等）
- ・ 過給機（装着の有無）
- ・ 給気冷却器（装着の有無）
- ・ 最高出力及びエンジン回転速度、最大トルク及びエンジン回転速度
- ・ 排出ガス発散防止装置の仕様
 - ・ 後処理装置（触媒、DPF 等）
 - ・ 触媒の種類（酸化、還元、三元等）
 - ・ 触媒の形式（モノリス、ペレット等）
 - ・ 触媒の個数
 - ・ 触媒の主要成分（白金、ロジウム、パラジウム等）
 - ・ 触媒の取付け位置（排気マニホールド内、床下、DPF 一体型等）
 - ・ DPF の種類（連続再生式、交互再生式等）
 - ・ DPF の個数
 - ・ DPF の取付位置（排気マニホールド直下、床下等）
 - ・ EGR 装置（装着の有無）

B項目 ・触媒容量及び担持量の相違

- ・ DPF の容量
- ・ 排圧
- ・ 原動機燃焼室
- ・ 圧縮比
- ・ バルブ数
- ・ バルブ・タイミング
- ・ 噴射時期
- ・ 噴射ノズル
- ・ ガバナ
- ・ EGR 方式
- ・ 過給機の性能
- ・ 給気冷却器の性能

<燃費シミュレーション> A項目 ・ 車型の仕様 ・ 重量車燃費区分 ・ 変速機の仕様 ・ 形式 (MT、AT 等) ・ 変速段数 ・ 各段ギヤ比 ・ 副変速比 B項目 ・ 車型の仕様 ・ 車輪配列 ・ 終減速機の仕様 ・ 終減速機ギヤ比 ・ タイヤの呼び (サイズ) ・ タイヤの呼び (サイズ) 並びにタイヤ動的負荷半径	
08-J125	車載式燃料・電力消費等測定装置 (OBFCM) の試験

08-J041 (1)	燃料消費率試験 (JH25 モード)
08-J041 (2)	電気式ハイブリッド重量車燃料消費率試験 (JH25 モード)
<燃費マップ> A項目 ・ エンジンの仕様 ・ 燃焼サイクル (2 サイクル、4 サイクル等) ・ 冷却方式 (空冷、水冷等) ・ シリンダ・ブロック形状 (直列、V 型等) ・ シリンダ・ボアの中心間距離 ・ 総排気量 (内径、行程、シリンダ数) ・ 燃焼室形式 (副室式、直噴式等) ・ 燃料供給方式 (列形、分配形、ユニットインジェクタ、コモンレール等) ・ 弁機構 (OHV、OHC 等) ・ 過給機 (装着の有無) ・ 給気冷却器 (装着の有無) ・ 最高出力及びエンジン回転速度、最大トルク及びエンジン回転速度 ・ 排出ガス発散防止装置の仕様 ・ 後処理装置 (触媒、DPF 等) ・ 触媒の種類 (酸化、還元、三元等) ・ 触媒の形式 (モノリス、ペレット等) ・ 触媒の個数 ・ 触媒の主要成分 (白金、ロジウム、パラジウム等) ・ 触媒の取付け位置 (排気マニホールド内、床下、DPF 一体型等) ・ DPF の種類 (連続再生式、交互再生式等) ・ DPF の個数 ・ DPF の取付け位置 (排気マニホールド直下、床下等) ・ EGR 装置 (装着の有無) B項目 ・ 触媒容量及び担持量の相違 ・ DPF の容量 ・ 排圧 ・ 原動機燃焼室 ・ 圧縮比 ・ バルブ数 ・ バルブ・タイミング ・ 噴射時期 ・ 噴射ノズル ・ ガバナ ・ EGR 方式 ・ 過給機の性能 ・ 給気冷却器の性能 <燃費シミュレーション>	

A項目 B項目	・ 車型の仕様 ・ 重量車燃費区分 ・ 変速機の仕様 ・ 形式 (MT、AT 等) ・ 変速段数 ・ 各段ギヤ比 ・ 副変速比 ・ 空気抵抗係数 (代表値) ・ タイヤ転がり抵抗係数 (代表値) ・ 車型の仕様 ・ 車輪配列 ・ 終減速機の仕様 ・ 終減速機ギヤ比 ・ タイヤの呼び (サイズ) ・ タイヤの呼び (サイズ) 並びにタイヤ動的負荷半径
08-J041 (3) 電気重量車電力消費率試験 (JH25 モード)	
<ファミリー定義> A項目 ・ 電動機の構造形式 (同期、非同期等) ・ 電動機の冷却剤の種類 (空気、液体) ・ 電動機の定格出力/トルク ・ 電動機の回転速度 ・ 電動機のコア外形 ・ 電動機のコア全長 ・ 電動機と蓄電装置間の制御装置の仕様 ・ 蓄電装置の仕様 (モデル、容量、公称電圧、公称出力) ・ 蓄電装置の冷却剤の種類 (空気、液体) ・ 蓄電装置の個数 ・ 変速機の仕様 (単段変速機、手動変速機、自動変速機、無段変速機等) ・ 変速機のモデル (トルク定格、ギヤ数、クラッチの数等) <走行に関わる電動補機> B項目 ・ 蓄電装置と低電圧電源間の制御装置の仕様 ・ 電気エネルギー消費に影響を及ぼすパワートレーン内の冷却系構成部品の仕様 ・ 電気エネルギー消費に影響を及ぼすパワートレーン外の構成部品の仕様	
08-J041 (4) 電気式プラグインハイブリッド重量車燃料消費率及び電力消費率試験 (JH25 モード)	
<燃費マップ> A項目 ・ エンジンの仕様 ・ 燃焼サイクル (2 サイクル、4 サイクル等) ・ 冷却方式 (空冷、水冷等) ・ シリンダ・ブロック形状 (直列、V 型等) ・ シリンダ・ボアの中心間距離 ・ 総排気量 (内径、行程、シリンダ数) ・ 燃焼室形式 (副室式、直噴式等) ・ 燃料供給方式 (列形、分配形、ユニットインジェクタ、コモンレール等) ・ 弁機構 (OHV、OHC 等) ・ 過給機 (装着の有無) ・ 給気冷却器 (装着の有無) ・ 最高出力及びエンジン回転速度、最大トルク及びエンジン回転速度 ・ 排出ガス発散防止装置の仕様 ・ 後処理装置 (触媒、DPF 等) ・ 触媒の種類 (酸化、還元、三元等) ・ 触媒の形式 (モノリス、ペレット等) ・ 触媒の個数 ・ 触媒の主要成分 (白金、ロジウム、パラジウム等) ・ 触媒の取付け位置 (排気マニホールド内、床下、DPF 一体型等) ・ DPF の種類 (連続再生式、交互再生式等)	

	・DPF の個数 ・DPF の取付け位置（排気マニホールド直下、床下等） ・EGR 装置（装着の有無）
B 項目	・触媒容量及び担持量の相違 ・DPF の容量 ・排圧 ・原動機燃焼室 ・圧縮比 ・バルブ数 ・バルブ・タイミング ・噴射時期 ・噴射ノズル ・ガバナ ・EGR 方式 ・過給機の性能 ・給気冷却器の性能
＜燃費シミュレーション＞	
A 項目	・車の仕様の仕様 ・重量車燃費区分 ・変速機の仕様 ・形式（MT、AT 等） ・変速段数 ・各段ギヤ比 ・副変速比 ・空気抵抗係数（代表値） ・タイヤ転がり抵抗係数（代表値）
B 項目	・車の仕様の仕様の仕様 ・車輪配列 ・終減速機の仕様の仕様 ・終減速機ギヤ比 ・タイヤの呼び（サイズ） ・タイヤの呼び（サイズ）並びにタイヤ動的負荷半径
08-J041 (5) 燃料電池重量車燃料消費率試験（JH25 モード）	
＜ファミリー定義＞	
A 項目	・電動機の構造形式（同期、非同期等） ・電動機の冷却剤の種類（空気、液体） ・電動機の定格出力/トルク ・電動機の回転速度 ・電動機のコア外形 ・電動機のコア全長 ・電動機と蓄電装置間の制御装置の仕様 ・蓄電装置の仕様（モデル、容量、公称電圧、公称出力） ・蓄電装置の冷却剤の種類（空気、液体） ・蓄電装置の個数 ・F C スタックの仕様（モデル、容量、公称出力） ・F C スタックの個数 ・変速機の仕様（単段変速機、手動変速機、自動変速機、無段変速機等） ・変速機のモデル（トルク定格、ギヤ数、クラッチの数等）
＜走行に関わる電動補機＞	
B 項目	・蓄電装置と低電圧電源間の制御装置の仕様 ・電気エネルギー消費に影響を及ぼすパワートレイン内の冷却系構成部品の仕様 ・電気エネルギー消費に影響を及ぼすパワートレイン外の構成部品の仕様
08-006 一充電走行距離及び交流電力量消費率試験（JC08 モード）	

08-007	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験（JC08 モード計算法対応）

09-J002	軽合金製ディスクホイール試験
A項目	・ディスクホイール製作者 ・材質（アルミニウム等） ・形状（リムの形状、寸法） ・サイズ及びオフセット
09-J003R030	乗用車用空気入タイヤ試験
09-J004R054	トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤ試験
09-J005R075	二輪車用空気入タイヤ試験
A項目	・タイヤ製作者 ・タイヤの呼び ・タイヤパターン
09-R030	乗用車用空気入タイヤ試験（協定規則第 30 号）
09-R054	トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤ試験（協定規則第 54 号）
09-R075	二輪車用空気入タイヤ試験（協定規則第 75 号）
A項目	・タイヤ製作者 ・タイヤの呼び ・タイヤパターン
09-R064	応急用予備走行装置試験（協定規則第 64 号）
A項目	・R13H 又は R13 の「主制動・ABS」で選定された車両区分毎（積載時） ・応急用スベアユニットの種類
B項目	・応急用タイヤ（小さいもの）
09-R117	タイヤの車外騒音・ウェット路面上での摩擦力・転がり抵抗に係る試験（協定規則第 117 号）
A項目	・タイヤ製作者 ・タイヤの呼び ・タイヤパターン
09-R141	タイヤ空気圧監視装置試験（協定規則第 141 号）
A項目	・システム毎（構成部品の仕様、製作者等の違い） ・空気圧監視方法（間接式、直接式）
09-R142	自動車に取り付けられる空気入ゴムタイヤ試験（協定規則第 142 号）
A項目	・タイヤ周辺の構造（ジオメトリ、タイヤ切れ角） ・緩衝装置の緩衝機構（ストローク量等） ・車軸の数
B項目	・最大許容質量（前軸、後軸、車両） ・車両の最高速度 ・タイヤの呼び（サイズ、LI、SS） ・ホイールサイズ（呼び） ・車両姿勢（フェンダー高さ、姿勢制御機構等）
10-R060	二輪自動車の操作装置及び表示装置試験（協定規則第 60 号）
A項目	・操作装置及び表示装置の仕様
B項目	・操作装置及び表示装置の配置
10-R121	操作装置及び表示装置試験（協定規則第 121 号）
A項目	・操作装置及び表示装置の仕様
B項目	・操作装置及び表示装置の配置
11-J006R012	衝撃吸収式かじ取装置試験

11-R012 かじ取装置の前面衝突時の乗員保護試験（協定規則第 12 号）

<バリヤに対する正面衝突試験>

- A項目 ・車枠の基本構造（X 型、周囲型、バックボーン型、プラットホーム型、モノコック型、梯子型等の別）及び基本形状（側面視及び平面視の形状、断面形状（コ型開き断面、箱型閉じ断面、チューブ断面等）、断面寸法（板厚、材質を含む）、対衝突補強の有無等）
 ・車両構造（衝突した場合にかじ取装置の移動に影響を与える部分に限る）
- B項目 ・クラッシュャブル・レングス
 ・かじ取装置の後方突出抑止機構
 ・非積載質量

<ボディブロック試験>

- A項目 ・ステアリングホイール（形状、寸法、材質）
 ・エアバッグ（有無、インフレーター出力、エアバッグ容量等）
 ・ステアリングシャフトの構造（衝撃吸収方式、構造、調整機構の有無等）
 ・ステアリング取付角度

<ヘッドフォーム試験>

- A項目 ・ステアリングホイール（形状、寸法、材質）
 ・エアバッグ（有無、インフレーター出力、エアバッグ容量等）
 ・ステアリングシャフトの構造（衝撃吸収方式、構造、調整機構の有無等）

11-R079 かじ取装置試験（協定規則第 79 号）

<操舵力試験>

- A項目 ・車両カテゴリ（M1、N1、O1 などの各車両カテゴリ毎）
 ・作動系統及びかじ取車輪（前輪／後輪の毎、操舵軸数毎）
 ・伝達方式（機械式（ボールナット式、ラックアンドピニオン式）、電気式の相違毎など）
 ・アシスト装置（電動式、油圧式、インテグラル式、リンケージ式の相違毎）
 ・補助ステアリング装置（ASE）（システム構成、制御内容毎）
- B項目 ・車両総重量積載重量
 ・最高速度

<補助ステアリング装置（ASE）>

- A項目 ・システム構成
 ・制御内容
 ・補助操舵方式
 ・同相／逆相の別

<電子制御安全性（複合電子安全性）>

- A項目 ・正常時
 ・正常時の機能の別
 ・失陥時
 ・安全コンセプトの仕様の別
 ・書類監査
 ・安全性に関する社内検証毎
- B項目 ・提出書面の記載事項
 （変更の場合は差分が判るように色分け（太字、斜体、下線）した全文をお願いします。）

<高度運転者支援操舵機能>

- A項目 ・自動命令型操舵機能（ACSF）
 ・カテゴリの相違（A、B1、B2、C、D、E、その他）
 ・カテゴリ A にあっては RCP の有無
 ・センサーの構成の相違（カメラ、レーダ、LiDAR 等）
 ・センサーの仕様（製作者、検出方法、FOV、距離等）
 ・制御 ECU（製作者、世代等）
 ・制御ソフトウェア（異なる仕様であることが判ればよい）
 ・補正操舵機能（CSF）
 ・カテゴリの相違（a、b、c）
 ・センサーの構成の相違（カメラ、レーダ、LiDAR 等）

・センサーの仕様（製作者、検出方法、FOV、距離等） ・制御 ECU（製作者、世代等） ・制御ソフトウェア（異なる仕様であることが判ればよい） ・緊急ステア操舵機能（ESF） ・カテゴリの相違（a(i)、a(ii)、a(iii)、b） ・センサーの構成の相違（カメラ、レーダ、LiDAR 等） ・センサーの仕様（製作者、検出方法、FOV、距離等） ・制御 ECU（製作者、世代等） ・制御ソフトウェア（異なる仕様であることが判ればよい） ・運転者異常時対応システム（RMF） ・車線変更機能の有無 ・センサーの構成の相違（カメラ、レーダ、LiDAR 等） ・センサーの仕様（製作者、検出方法、FOV、距離等） ・制御 ECU（製作者、世代等） ・制御ソフトウェア（異なる仕様であることが判ればよい） ・遠隔操作システム（RCM） ・対象地形 ・自車位置の推定（特定）方法 ・センサーの構成の相違（カメラ、レーダ、LiDAR 等） ・センサーの仕様（製作者、検出方法、FOV、距離等） ・制御 ECU（製作者、世代等） ・制御ソフトウェア（異なる仕様であることが判ればよい）	
11-R171	運転支援システム試験（協定規則第 171 号）

11-R178	緊急車線維持装置試験（協定規則第 178 号）

11-001	前輪整列試験
A 項目	・前車輪配列（2 輪、4 輪等） ・前車軸形式（エリオット形、ボールジョイント式等） ・前輪懸架方式（ウィッシュボーン式、マクファーソン式等） ・前輪ばね形式（コイルばね、半楕円板ばね、トーションバーばね等） ・トーイン ・キャンバ
11(2)-J007R018R116	四輪自動車等の施錠装置試験
11(2)-R161	施錠装置試験（協定規則第 161 号）
A 項目	・施錠機能 ・施錠装置型式（車両構成部品の配置及び取付位置） ・かじ取り装置の施錠 ・動力伝達装置の施錠 ・変速装置の施錠 ・制動装置の施錠 ・デジタルキーの装備（有無） ・デジタルキーの仕様
※部品試験の対象となる場合	
A 項目	・電子コントロールユニットの種類
B 項目	・電子コントロールユニットの制御機能種類 ・電子コントロールユニットの車両搭載位置 ・搭載車両のボディ形状
※電磁両立性については、電磁両立性試験（協定規則第 10 号）欄参照	
11(2)-R062	二輪自動車等の施錠装置試験（協定規則第 62 号）

11(2)-J008R062	二輪自動車等の施錠装置試験

A項目 ・種類（第1種、第2種、第3種、第4種等） ・型式 ・車両の構成部品の配置（ロックピン取付角度、ホール形状・大きさ等） B項目 ・車両の構成部品（取付ボルト等） ※電磁両立性については、電磁両立性試験（協定規則第10号）欄参照	11(2)-J009R097R116 イモビライザ試験 11(2)-R162 イモビライザ試験（協定規則第162号）
A項目 ・イモビライザの型式 ・デジタルキーの装備（有無） ・デジタルキーの仕様 B項目 ・電子コントロールユニットの制御機能種類 ・電子コントロールユニットの車両搭載位置 ・ボディ形状 ※部品試験の対象となる場合 A項目 ・電子コントロールユニットの種類 B項目 ・電子コントロールユニットの制御機能種類 ・電子コントロールユニットの車両搭載位置 ・搭載車両のボディ形状 ※電磁両立性については、電磁両立性試験（協定規則第10号）欄参照	12-J010 トラック及びバスの制動装置試験
<主制動> A項目 ・ブレーキ作動方式（液圧式、空気式、機械式、複合式等の別） ・制動形式（ディスク、ドラム（LT、2L等の別）） ・作動系統及び制動車輪 ・制動力制御方式（ABS、プロポーショニング装置、ロード・センシング装置、イナーシャ・プロポーショニング装置等の有無の別（性能の相違を含む）） ・制動倍力装置形式（真空式、液圧式、空気式） ・ホイール・シリンダの内径又はブレーキ室膜板径 ・ブレーキの胴径又はディスク有効径 ・ライニング又はパッドの材質及び寸法（長さ、幅） B項目 ・最高速度 ・マスタ・シリンダ内径 ・タイヤ動的負荷半径 ・制動倍力装置倍率 ・ブレーキ・ペダル比 ・非積載重量 ・積載重量 ・ライニング又はパッド等の熱特性 ・エネルギー蓄積装置容量 ・プロテクションバルブ作動圧力 ・エネルギー警報装置作動圧力 ・圧力調整装置の上限圧 <駐車制動> A項目 ・作動系統及び制動車輪 ・制動形式（ディスク、ドラム（LT、2L等の別）） ・操作方式（足踏式、ステッキ式、レバー式） ・ブレーキの胴径又はディスク有効径 ・ライニング又はパッドの材質 B項目 ・タイヤ動的負荷半径 ・積載重量 ・トータル・レバー比 ・最終減速比（推進軸制動車に限る）	

	・スプリング推力（車輪制動車に限る）
	＜警報装置の作動確認及び警報性能＞ A項目 ・警報表示部形式 ・警報検出部形式 ・リザーバ・タンクの形状、寸法（制動液漏れ警報試験に限る） ・警報表示部取付位置（灯火式の場合は、メータクラスタの内外の別） B項目 ・警告灯バルブワット数 ・警報音源の音量
	＜エネルギー充填性能＞ A項目 ・エネルギー蓄積装置の種類 B項目 ・カットアウト圧力 ・エネルギー蓄積装置容量 ・エネルギーソース能力 ・エンジン回転数 ・ポンプ駆動比 ・ポンプ1ストローク当たりの吐出量
	＜応答時間測定＞ A項目 ・ブレーキ作動方式（空気式、複合式） ・作動系統及び制動車輪 B項目 ・ジャンパーホースの長さ ・ブレーキ室膜板径
	＜圧力空気配管漏えい時の排気応答時間測定試験＞ A項目 ・ブレーキ作動方式（空気式、複合式） ・作動系統及び制動車輪 B項目 ・カットイン圧力 ・ジャンパーホースの長さ
	＜スプリングブレーキ試験＞（主制動装置作動保証試験については、主制動に準ずる。） A項目 ・スプリングブレーキ室膜板径 ・スプリング推力 B項目 ・プロテクションバルブ作動圧力
	＜補助制動装置＞ B項目 ・補助制動装置形式（エンジンブレーキ、リターダ等） ・車両総重量 ・補助制動装置減速力
12-J011	アンチロックブレーキシステム試験
	A項目 ・ブレーキ作動方式（液圧式、空気式、機械式、複合式等の別） ・制動形式（ディスク、ドラム（LT、2L等の別）） ・作動系統及び制動車輪 ・ABS（製作者、制御方式（性能に影響を与えない場合はいずれでもよい）、輪制御（直接制御車輪位置及び間接制御車輪位置の相違を含む）、軸制御（直接制御軸位置及び間接制御軸位置の相違を含む） ・制動力制御方式（プロポーションング装置、ロード・センシング装置、Gバルブ等）（試験時に作動しない場合はいずれでもよい） ・ホイール・シリンダの内径又はブレーキ室膜板径 ・ブレーキの胴径又はディスク有効径 ・ライニング又はパッドの材質 ・警報検出部形式、警報表示部形式、警報表示部取付位置の組合せ（警報装置の機能確認以外はいずれでもよい） B項目 ・マスタ・シリンダ内径 ・タイヤ動的負荷半径 ・制動倍力装置倍率 ・ブレーキ・ペダル比

	・非積載重量 ・積載重量
12-J012R013H 乗用車の制動装置試験	
12-R013H 乗用車の制動装置試験（協定規則第 13H 号）	
＜主制動、ABS＞	
A 項目	・ブレーキ作動方式（液圧式、空気式、機械式、複合式等の別） ・制動形式（ディスク、ドラム（LT、2L 等の別）） ・作動系統及び制動車輪 ・制動力制御方式（ABS（車輪速センサー数、チャンネル数等を含む。ただし、主制動及び ABS 制御に関係しないものは除く。）、プロポーションング装置、ロード・センシング装置、イナーシャ・プロポーションング装置等の有無の別）（性能の相違を含む） ・制動倍力装置形式（真空式、液圧式、空気式、電気式） ・ホイール・シリンダの内径又はブレーキ室膜板径 ・ブレーキの胴径又はディスク有効径 ・ライニング又はパッドの材質（ウーブン、モールド等の別）及び寸法（長さ、幅）
B 項目	・最高速度 ・マスタ・シリンダ内径 ・タイヤ動的負荷半径 ・制動倍力装置倍率 ・ブレーキ・ペダル比 ・非積載重量 ・積載重量 ・ライニング又はパッド等の熱特性 ・エネルギー蓄積装置容量 ・プロテクションバルブ作動圧力 ・エネルギー蓄積装置作動圧力 ・圧力調整装置の上限圧力
＜駐車制動＞	
A 項目	・作動系統及び制動車輪 ・制動形式（ディスク、ドラム（LT、2L 等の別）） ・操作方式（足踏式、ステッキ式、レバー式） ・ブレーキの胴径又はディスク有効径 ・ライニング又はパッドの材質
B 項目	・タイヤ動的負荷半径 ・積載重量 ・トータル・レバー比 ・最終減速比（推進軸制動車に限る）
＜警報装置の作動確認及び警報性能＞	
A 項目	・警報表示部形式 ・警報検出部形式 ・リザーバ・タンクの形状、寸法（制動液漏れ警報試験に限る） ・警報表示部取付位置（灯火式の場合は、メータクラスタの内外の別）
＜エネルギー充填性能＞	
A 項目	・エネルギー蓄積装置の種類
B 項目	・カットアウト圧力 ・エネルギー蓄積装置容量 ・エネルギーソース能力 ・エンジン回転数 ・ポンプ駆動比 ・ポンプ 1 ストローク当たりの吐出量
＜応答時間測定＞	
A 項目	・ブレーキ作動方式（空気式、複合式） ・作動系統及び制動車輪

B項目	・ブレーキバルブからのブレーキホース及びパイプ長さ ・ホイール・シリンダの内径又はブレーキ室膜板径
＜複合電子制御システム＞	
A項目	・ブレーキを制御する複合電子システムの仕様（クルーズコントロールシステム、車両挙動制御システム等の別） ・システムの構成（主要センサーの種類、コンピューター構成、アクチュエータ方式、LAN 構成等の別（故障の影響に相違のあるもの）） ・安全コンセプト（故障発生処理の別）
＜制動灯点灯信号＞	
A項目	・種類（回生、ESS 等の別）
B項目	・制御閾値 ・減速度の認識手段
12-J014 制動液漏れ警報装置試験	
A項目	・警報表示部形式（灯火式、音響式） ・警報検出部形式（液面レベル式、差圧式、ストローク式） ・リザーバ・タンクの形状、寸法 ・警報表示部取付位置（灯火式の場合は、メータクラスタの内外の別）
B項目	・警告灯のバルブワット数 ・警報音源の音量
12-J015 トレーラの制動装置試験	
＜主制動＞	
A項目	・ブレーキ作動方式（液圧式、空気式、機械式、複合式等の別） ・制動形式（ディスク、ドラム（LT、2L 等の別）） ・作動系統及び制動車輪 ・制動力制御方式（ABS、プロポーションング装置、ロード・センシング装置、イナーシャ・プロポーションング装置等の有無の別（性能の相違を含む）） ・制動倍力装置形式（真空式、液圧式、空気式） ・ホイール・シリンダの内径又はブレーキ室膜板径 ・ブレーキの胴径又はディスク有効径 ・ライニング又はパッドの材質及び寸法（長さ、幅）
B項目	・最高速度 ・タイヤ動的負荷半径 ・非積載重量 ・積載重量 ・ライニング又はパッド等の熱特性 ・エネルギー蓄積装置の容量
＜駐車制動＞	
A項目	・作動系統及び制動車輪 ・制動形式（ディスク、ドラム（LT、2L 等の別）） ・操作方式（レバー式、ハンドル式、ボタン式） ・ブレーキの胴径又はディスク有効径 ・ライニング又はパッドの材質
B項目	・タイヤ動的負荷半径 ・車両総重量 ・トータル・レバー比 ・スプリング推力
＜空気式エネルギー蓄積装置の総容量試験＞	
A項目	・エネルギー蓄積装置の種類 ・ホイール・シリンダの内径又はブレーキ室膜板径
B項目	・エネルギー蓄積装置容量

<応答時間測定試験> A項目 ・ブレーキ作動方式（空気式） ・作動系統及び制動車輪 B項目 ・カップリングヘッドから最遠軸までの距離 ・ブレーキ室膜板径 <スプリングブレーキ試験> A項目 ・スプリングブレーキ室膜板径 ・スプリング推力 B項目 ・プロテクションバルブ作動圧力 <補助制動装置試験> A項目 ・補助制動装置形式（エンジンブレーキ、リターダ等） B項目 ・車両総重量 ・補助制動装置減速力	
12-J113 衝突被害軽減制動制御装置試験	
A項目 ・センサーの構成の相違（カメラ、レーダ、LiDAR等） ・センサーの仕様（製作者、検出方法、FOV、距離等） ・制御ECU（製作者、世代等） ・制御ソフトウェア（異なる仕様であることが判ればよい） ・警報制動、衝突可能性判断制動、衝突判断制動の仕様（制御方法、制御仕様） ・制動力制御方式（ABS、プロポーションング装置、ロード・センシング装置、イナーシャ・プロポーションング装置等の有無の別（性能の相違を含む）） ・ブレーキ作動方式（液圧式、空気式、機械式、複合式等の別） ・制動倍力装置形式（真空式、液圧式、空気式、電気式） ・対象車両カテゴリ B項目 ・A項目に記載のもの以外の制動装置の仕様	
12-R013 トラック、バス及びトレーラの制動装置試験（協定規則第13号）	
<主制動> A項目 ・ブレーキ作動方式（液圧式、空気式、機械式、複合式等の別） ・制動形式（ディスク、ドラム（LT、2L等の別）） ・作動系統及び制動車輪 ・制動力制御方式（ABS、プロポーションング装置、ロード・センシング装置、イナーシャ・プロポーションング装置等の有無の別（性能の相違を含む）） ・制動倍力装置形式（真空式、液圧式、空気式） ・ホイール・シリンダの内径又はブレーキ室膜板径 ・ブレーキの胴径又はディスク有効径 ・ライニング又はパッドの材質及び寸法（長さ、幅） B項目 ・最高速度 ・マスタ・シリンダ内径 ・タイヤ動的負荷半径 ・制動倍力装置倍率 ・ブレーキ・ペダル比 ・非積載重量 ・積載重量 ・ライニング又はパッド等の熱特性 ・エネルギー蓄積装置容量 ・プロテクションバルブ作動圧力 ・エネルギー警報装置作動圧力 ・圧力調整装置の上限圧 <駐車制動> A項目 ・作動系統及び制動車輪 ・制動形式（ディスク、ドラム（LT、2L等の別）） ・操作方式（足踏式、ステッキ式、レバー式） ・ブレーキの胴径又はディスク有効径	

- ・ライニング又はパッドの材質
- B項目
 - ・タイヤ動的負荷半径
 - ・積載重量
 - ・トータル・レバー比
 - ・最終減速比（推進軸制動車に限る）
 - ・スプリング推力（車輪制動車に限る）

<警報装置の作動確認及び警報性能>

- A項目
 - ・警報表示部形式
 - ・警報検出部形式
 - ・リザーバ・タンクの形状、寸法（制動液漏れ警報試験に限る）
 - ・警報表示部取付位置（灯火式の場合は、メータクラスタの内外の別）
- B項目
 - ・警告灯バルブワット数
 - ・警報音源の音量

<エネルギー充填性能>

- A項目
 - ・エネルギー蓄積装置の種類
- B項目
 - ・カットアウト圧力
 - ・エネルギー蓄積装置容量
 - ・エネルギーソース能力
 - ・エンジン回転数
 - ・ポンプ駆動比
 - ・ポンプ1ストローク当たりの吐出量

<応答時間測定及び圧力空気配管漏えい時の排気応答時間測定試験>

- A項目
 - ・ブレーキ作動方式（空気式、複合式）
 - ・作動系統及び制動車輪
- B項目
 - （応答時間測定の場合）
 - ・ブレーキホース及びパイプの長さ
 - ・ブレーキ室膜板径
 - （圧力漏えい時の排気応答時間測定の場合）
 - ・カットイン圧力
 - ・ブレーキホース及びパイプの長さ

<スプリングブレーキ試験>

※主制動装置作動保証試験については、主制動に準ずる。

- A項目
 - ・スプリングブレーキ室膜板径
 - ・スプリング推力
- B項目
 - ・プロテクションバルブ作動圧力

<補助制動装置>

- B項目
 - ・補助制動装置形式（エンジンブレーキ、リターダ等）
 - ・積載重量
 - ・補助制動装置減速力

<車両安定性制御（EVSC）>

- A項目
 - ・制御方式
 - ・センサー（種類、数）

<通信関係（附則 16、附則 17）>

- A項目
 - ・通信方式

<制動灯点灯信号>

- A項目
 - ・種類（回生、ESS 等の別）
- B項目
 - ・制御閾値
 - ・減速度の認識手段

＜主制動、ABS＞

- A項目
- ・ブレーキ作動方式（液圧式、空気式、機械式、複合式等の別）
 - ・制動形式（ディスク、ドラム（LT、2L等の別））
 - ・作動系統及び制動車輪（前・後独立式、前・後連動式、SSBS）
 - ・制動力制御方式（ABS、プロポーションング装置等の有無の別（性能の相違を含む））
 - ・制動倍力装置形式（真空式、液圧式、空気式）
 - ・ホイール・シリンダの内径又はブレーキ室膜板径
 - ・ブレーキの胴径又はディスク有効径
 - ・ライニング又はパッドの材質及び寸法（長さ、幅）
- B項目
- ・最高速度
 - ・マスタ・シリンダ内径
 - ・タイヤ静的負荷半径
 - ・レバー比又はペダル比
 - ・車両の質量
 - ・ライニング又はパッド等の熱特性

＜警報装置の作動確認及び警報性能＞

- A項目
- ・警報表示部形式
 - ・警報検出部形式
 - ・リザーバ・タンクの形状、寸法（SSBSを備える自動車に限る）
 - ・警報表示部取付位置（メータクラスタの内外の別）

＜駐車制動＞

- A項目
- ・作動系統及び制動車輪
 - ・制動形式（ディスク、ドラム（LT、2L等の別））
 - ・操作方式
 - ・ブレーキの胴径又はディスク有効径
 - ・ライニング又はパッドの材質
- B項目
- ・タイヤ静的負荷半径
 - ・車両の質量
 - ・トータル・レバー比
 - ・最終減速比（推進軸制動車に限る）

＜複合電子制御システム＞

- A項目
- ・ブレーキを制御する複合電子システムの仕様（クルーズコントロールシステム、車両挙動制御システム等の別）
 - ・システムの構成（主要センサーの種類、コンピューター構成、アクチュエータ方式、LAN構成等の別（故障の影響に相違のあるもの））
 - ・安全コンセプト（故障発生時の処理の別）

＜制動灯点灯信号＞

- A項目
- ・種類（回生、ESS等の別）
- B項目
- ・制御閾値
 - ・減速度の認識手段

12-R131 衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第131号）

- A項目
- ・センサーの構成の相違（カメラ、レーダ、LiDAR等）
 - ・センサーの仕様（製作者、検出方法、FOV、距離等）
 - ・制御ECU（製作者、世代等）
 - ・制御ソフトウェア（異なる仕様であることが判ればよい）
 - ・警報制動、衝突可能性判断制動、衝突判断制動の仕様（制御方法、制御仕様）
 - ・制動力制御方式（ABS、プロポーションング装置、ロード・センシング装置、イナーシャ・プロポーションング装置等の有無の別（性能の相違を含む））
 - ・ブレーキ作動方式（液圧式、空気式、機械式、複合式等の別）
 - ・制動倍力装置形式（真空式、液圧式、空気式、電気式）
 - ・対象車両カテゴリ
- B項目
- ・A項目に記載のもの以外の制動装置の仕様

12-R139 ブレーキアシストシステム試験（協定規則第 139 号）	
A 項目	・ブレーキアシストシステムのカテゴリ ・ブレーキアシストシステムの制御方式（ソフトウェアの相違等） ・制動力制御方式（ABS、プロポーションング装置等の有無の別（性能の相違を含む）） ・ブレーキ作動方式（液圧式、空気式、機械式、複合式等の別）
B 項目	・制動形式（ディスク、ドラム（LT、2L 等の別）） ・ホイール・シリンダの内径又はブレーキ室膜板径 ・ブレーキの胴径又はディスク有効径 ・制動倍力装置形式（真空式、液圧式、空気式、電気式）
12-R140 横滑り防止装置試験（協定規則第 140 号）	
A 項目	・ESC のシステム構成 ・制御ソフトウェアの仕様（異なる仕様であることが判ればよい） ・ブレーキ作動方式（液圧式、空気式、機械式、複合式等の別） ・駆動方式（4WD センタデフロック機構の有無を含む）
B 項目	・制動形式（ディスク、ドラム（LT、2L 等の別）） ・ブレーキの胴径又はディスク有効径 ・タイヤ動的負荷半径 ・ホイールベース ・トレッド
12-R152 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第 152 号）	
A 項目	・センサーの構成の相違（カメラ、レーダ、LiDAR 等） ・センサーの仕様（製作者、検出方法、FOV、距離等） ・制御 ECU（製作者、世代等） ・制御ソフトウェア（異なる仕様であることが判ればよい） ・警報制動、衝突可能性判断制動、衝突判断制動の仕様（制御方法、制御仕様） ・制動力制御方式（ABS、プロポーションング装置等の有無の別（性能の相違を含む）） ・制動倍力装置形式（真空式、液圧式、空気式、電気式）
B 項目	・A 項目に記載のもの以外の制動装置の仕様
12-001 急制動試験	
A 項目	・ブレーキ作動方式（液圧式、空気式、機械式、複合式等の別） ・制動形式（ディスク、ドラム（LT、2L 等の別）） ・作動系統及び制動車輪 ・制動力制御方式（ABS、プロポーションング装置等の有無の別（性能の相違を含む））（試験時に作動しない場合はいずれでもよい） ・ホイール・シリンダの内径又はブレーキ室膜板径 ・ブレーキの胴径又はディスク有効径 ・ライニング又はパッドの材質
B 項目	・マスタ・シリンダ内径 ・タイヤ動的負荷半径 ・制動倍力装置倍率 ・車両総重量
12-002 制動能力試験	
A 項目	・ブレーキ作動方式（油圧式、空気式、機械式、複合式等の別） ・制動形式（ディスク、ドラム（LT、2L 等の別）） ・作動系統及び制動車輪（配管系統の数及び配管系統毎の制動輪等（諸元表記載要領による）） ・制動力制御方式（ABS、プロポーションング装置、ロード・センシング装置、イナーシャ・プロポーションング装置等の有無の別（性能の相違を含む。ただし、試験時作動しないものを除く。）） ・制動倍力装置（有無の別） ・ホイール・シリンダの内径又はブレーキ室膜板径 ・ブレーキの胴径又はディスク有効径
B 項目	・マスタ・シリンダ内径又はエア・ブレーキ・バルブの特性 ・タイヤ動的負荷半径 ・制動倍力装置倍率

	・ブレーキ・ペダル比 ・車両総重量
12-003 駐車制動装置能力試験	
A項目	・駐車ブレーキ形式（車輪制動、推進軸制動等の別） ・制動形式（ディスク、ドラム（LT、2L等の別）） ・制動車輪（後輪制動、前輪制動等の別） ・操作方式（足踏式、ステッキ式、レバー式等の別） ・ブレーキの同径又はディスクの有効径
B項目	・タイヤ動的負荷半径 ・トータル・レバー比 ・車両総重量
12-004 制動用空気容量試験	
A項目	・エネルギー蓄積装置の種類
B項目	・カットアウト圧力 ・エネルギー発生源の容量 ・エネルギーソース能力 ・エンジン回転数 ・ポンプ駆動比 ・ポンプ1ストローク当たりの吐出量
12-005 非常制動装置試験	
A項目	・制御方式
12-006 ブレーキ警報時制動能力試験	
A項目	・警報表示部形式 ・警報検出部形式
15-J016 乗用車用プラスチック製燃料タンク試験	
<透過性試験>	
A項目	・燃料タンクの形状、寸法、材質（単層、多層等の相違を含む） ・燃料の種類 ・燃料タンク取付部付近の車体形状
B項目	・タンク公称容量 ・フィラーチューブの長さ（注入口からタンク本体への接続部迄）（樹脂製のものに限る）
<衝撃試験>	
A項目	・燃料タンクの形状、寸法、材質（単層、多層等の相違を含む） ・燃料の種類 ・燃料タンク取付部付近の車体形状
B項目	・衝撃点のタンク厚 ・衝撃点の曲率半径 ・プロテクタの形状、寸法
<耐火試験>	
A項目	・燃料タンクの形状、寸法、材質（単層、多層等の相違を含む） ・燃料の種類 ・燃料タンク取付部付近の車体形状
B項目	・タンク下面地上高 ・タンク取付部付近の構造物の相違
<耐圧試験、耐熱試験>	
A項目	・燃料タンクの形状、寸法、材質（単層、多層等の相違を含む） ・燃料の種類 ・燃料タンク取付部付近の車体形状
B項目	・タンク公称容量

15-J017 衝突時等における燃料漏れ防止試験	
＜前面衝突＞	
A項目	・原動機基本型式及び取付位置（原動機本体（「エンジンブロック及びエンジン付属の基本燃料配管」以下同じ）の前端がホイールベース中心より後方に位置する場合はいずれでもよい） ・エンジンルーム内基本燃料配管（燃料供給方式、材質を含む）（原動機本体の前端がホイールベース中心より後方に位置する場合はいずれでもよい） ・車両構造（衝突した場合に燃料系の損傷に影響を与える部分に限る） ・燃料タンクの相違（基本形状（モナカ形、ドラム形）、取付方法（バンド式、ボルト式）、材質（鋼板、プラスチック）、タンク付近の基本燃料配管等）（燃料タンクの前端がホイールベース中心より後方に位置する場合はいずれでもよい）
B項目	・タンク前端と車枠前端との距離（燃料タンクの前端がホイールベース中心より後方に位置する場合はいずれでもよい） ・タンク容量（燃料タンクの前端がホイールベース中心より後方に位置する場合はいずれでもよい） ・燃料ポンプ（原動機が停止した場合に燃料ポンプが作動を停止する場合及び原動機本体の前端がホイールベース中心より後方に位置する場合はいずれでもよい） ・気化器又は燃料噴射の種類（原動機本体の前端がホイールベース中心より後方に位置する場合はいずれでもよい） ・エアコンディショナー、パワーステアリングの有無（原動機本体の前端がホイールベース中心より後方に位置する場合はいずれでもよい） ・車両重量
＜後面衝突＞	
A項目	・原動機基本型式及び取付位置（原動機本体の後端がホイールベース中心より前方に位置する場合はいずれでもよい） ・エンジンルーム内基本燃料配管（燃料供給方式、材質を含む）（原動機本体の後端がホイールベース中心より前方に位置する場合はいずれでもよい） ・車両構造（衝突した場合に燃料系の損傷に影響を与える部分に限る） ・燃料タンクの相違（基本形状（モナカ形、ドラム形）、取付方法（バンド式、ボルト式）、材質（鋼板、プラスチック）、タンク付近の基本燃料配管等）（燃料タンクの後端がホイールベース中心より前方に位置する場合はいずれでもよい）
B項目	・タンク後端と車枠後端との距離（燃料タンクの後端がホイールベース中心より前方に位置する場合はいずれでもよい） ・タンク容量（燃料タンクの後端がホイールベース中心より前方に位置する場合はいずれでもよい） ・燃料ポンプ（原動機が停止した場合に燃料ポンプが作動を停止する場合及び原動機本体の後端がホイールベース中心より前方に位置する場合はいずれでもよい） ・気化器又は燃料噴射の種類（原動機本体の後端がホイールベース中心より前方に位置する場合はいずれでもよい） ・エアコンディショナー、パワーステアリングの有無（原動機本体の後端がホイールベース中心より前方に位置する場合はいずれでもよい） ・車両重量
15-R034(1) 自動車用燃料タンク試験（協定規則第34号（単品））	
＜透過性試験＞	
A項目	・燃料タンクの形状、寸法、材質（単層、多層等の相違を含む）
B項目	・タンク公称容量 ・フィルターチューブの長さ（注入口からタンク本体への接続部迄）（樹脂製のものに限る）
＜衝撃試験＞	
A項目	・燃料タンクの形状、寸法、材質（単層、多層等の相違を含む）
B項目	・衝撃点のタンク厚 ・衝撃点の曲率半径 ・プロテクタの形状、寸法
＜耐火試験＞	
A項目	・燃料タンクの形状、寸法、材質（単層、多層等の相違を含む）
B項目	・タンク下面地上高 ・タンク取付部付近の構造物の相違

< 耐圧試験、耐熱試験、転覆試験 > A項目 ・ 燃料タンクの形状、寸法、材質（単層、多層等の相違を含む） B項目 ・ タンク公称容量	
15-R034(2)	自動車用燃料タンク試験（協定規則第 34 号（車両））
A項目	- 燃料タンクの形状、寸法、材質（単層、多層等の相違を含む） - 燃料の種類
B項目	燃料タンク取付部付近の車体形状
15-R153	後面衝突時における燃料漏れ防止試験（協定規則第 153 号）
A項目	- 原動機基本型式及び取付位置（原動機本体の後端がホイールベース中心より前方に位置する場合はいずれでもよい） - エンジンルーム内基本燃料配管（燃料供給方式、材質を含む）（原動機本体の後端がホイールベース中心より前方に位置する場合はいずれでもよい） - 車両構造（衝突した場合に燃料系の損傷に影響を与える部分に限る） - 燃料タンクの相違（基本形状（モナカ形、ドラム形）、取付方法（バンド式、ボルト式）、材質（鋼板、プラスチック）、タンク付近の基本燃料配管等）（燃料タンクの後端がホイールベース中心より前方に位置する場合はいずれでもよい）
B項目	- タンク後端と車枠後端との距離（燃料タンクの後端がホイールベース中心より前方に位置する場合はいずれでもよい） - タンク容量（燃料タンクの後端がホイールベース中心より前方に位置する場合はいずれでもよい） - 燃料ポンプ（原動機が停止した場合に燃料ポンプが作動を停止する場合及び原動機本体の後端がホイールベース中心より前方に位置する場合はいずれでもよい）
17-GTR013(1)	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（世界統一技術規則第 13 号）

17-GTR013(2)	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の衝突時等における燃料漏れ防止試験（世界統一技術規則第 13 号）

17-J018	自動車燃料ガス容器取付部試験
A項目	- 燃料ガス容器固定装置の種類 - 燃料ガス容器型式
17-J019	自動車燃料ガス容器の気密・換気試験
A項目	- 燃料ガス容器格納室の形状、寸法 - 燃料配管 - 換気孔（位置、大きさ等）
17-J100	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験

17-J118	圧縮天然ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置試験

17-J131(1)	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器）

17-J131(2)	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器附属品）

17-J132(1)	圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器）

17-J132(2)	圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器附属品）

17-J133(1) 液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器）

17-J133(2) 液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器附属品）

17-R110(1) 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（協定規則第 110 号（ガス容器附属品））

17-R110(2) 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（協定規則第 110 号（車両））

17-R110(3) 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（協定規則第 110 号（ガス容器））

17-R134(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（協定規則第 134 号）

17-R134(2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の衝突時等における燃料漏れ防止試験（協定規則第 134 号）

17-R134(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（協定規則第 134 号（取付・強度））

17-R134(4) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム）（協定規則第 134 号）

17-R134(5) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム附属品）（協定規則第 134 号）

17-R146(1) 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験（車両）（協定規則第 146 号）

17-R146(2) 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム）（協定規則第 146 号）

17-R146(3) 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム附属品）（協定規則第 146 号）

17-R153 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の後面衝突時における燃料漏れ防止試験（協定規則第 153 号）

17(2)-J101 燃料電池自動車の高電圧からの乗員保護試験

17(2)-J110 電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の高電圧からの乗員保護試験
A 項目 ・電動機基本型式 ・電子コンバータの基本型式及び基本形状 ・高電圧系（技術基準の直流 60V 以上を有する動力系に同じ）の位置

B項目	・バリヤ・エンクロージャの基本構造及び位置 ・駆動用蓄電池モジュール又は駆動用蓄電池パックの基本構造 ・充電系連結システムの有無及び基本構造、充電装置の基本形式 ・水素ガス排出ダクトの有無及び位置 ・駆動用蓄電池の過電流保護デバイスの有無 ・絶縁抵抗の低下モニタの有無及び基本形式（ただし、取り外す場合はこの限りでない） ・作動電圧
17(2)-J111(1) 電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験	
＜フルラップ及びオフセット衝突試験＞ A項目 B項目	
＜後面衝突試験＞ A項目 B項目	
＜側面衝突試験＞ A項目 B項目	

＜駆動用蓄電池パック並びに電気回路の取付位置＞

- A項目 ・高電圧系基本システム
- B項目 ・駆動用蓄電池パック又は電気回路と車両前後端の距離

＜駆動用蓄電池パック取付部の強度要件＞

- A項目 ・駆動用蓄電池パック及び取付方法の相違
- ・取付部の形状及び強度部材等の相違

17(2)-J111(2) 電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験

＜フルラップ前面衝突試験＞

- A項目 ・電動機基本型式（電動機本体の前端がホイールベース中心より後方にある場合はいずれでもよい）
- ・電気エネルギー変換システムの基本形式（電気エネルギー変換システム本体の前端がホイールベース中心より後方にある場合はいずれでもよい）
- ・高電圧系（技術基準の直流 60V、交流 30V 以上を有する電気パワートレインを指す）の位置（ホイールベース中心より後方に位置する高電圧系はいずれでもよい）
- ・バリア・エンクロージャの基本構造及び位置（ホイールベース中心より後方に位置するバリア・エンクロージャはいずれでもよい）
- ・車両構造（衝突した場合に高電圧系の損傷に影響を及ぼす部分に限る）
- ・駆動用蓄電池モジュール又は駆動用蓄電池パックの相違（駆動用蓄電池モジュール又は駆動用蓄電池パックの前端がホイールベース中心より後方に位置する場合はいずれでもよい）
- B項目 ・駆動用蓄電池モジュール又は駆動用蓄電池パックの前端と車両前端との距離（駆動用蓄電池モジュール又は駆動用蓄電池パックの前端がホイールベース中心より後方に位置する場合はいずれでもよい）
- ・駆動用蓄電池モジュール又は駆動用蓄電池パックの数（駆動用蓄電池モジュール又は駆動用蓄電池パックの前端がホイールベース中心より後方に位置する場合はいずれでもよい）
- ・エアコンディショナー、パワーステアリングの有無（装置本体の前端がホイールベース中心より後方に位置する場合はいずれでもよい）
- ・車両重量
- ・X コンデンサの容量（電圧要件又は電気エネルギー要件による判定が必要な場合に限る）
- ・Y コンデンサの容量（電気エネルギー要件による判定が必要な場合に限る）

＜後面衝突試験＞

- A項目 ・電動機基本型式（電動機本体の後端がホイールベース中心より前方にある場合はいずれでもよい）
- ・電気エネルギー変換システムの基本形式（電気エネルギー変換システム本体の後端がホイールベース中心より前方にある場合はいずれでもよい）
- ・高電圧系（技術基準の直流 60V、交流 30V 以上を有する電気パワートレインを指す）の位置（ホイールベース中心より前方に位置する高電圧系はいずれでもよい）
- ・バリア・エンクロージャの基本構造及び位置（ホイールベース中心より前方に位置するバリア・エンクロージャはいずれでもよい）
- ・車両構造（衝突した場合に高電圧系の損傷に影響を及ぼす部分に限る）
- ・駆動用蓄電池モジュール又は駆動用蓄電池パックの相違（駆動用蓄電池モジュール又は駆動用蓄電池パックの後端がホイールベース中心より前方に位置する場合はいずれでもよい）
- B項目 ・駆動用蓄電池モジュール又は駆動用蓄電池パックの後端と車両後端との距離（駆動用蓄電池モジュール又は駆動用蓄電池パックの後端がホイールベース中心より前方に位置する場合はいずれでもよい）
- ・駆動用蓄電池モジュール又は駆動用蓄電池パックの数（駆動用蓄電池モジュール又は駆動用蓄電池パックの後端がホイールベース中心より前方に位置する場合はいずれでもよい）
- ・エアコンディショナー、パワーステアリングの有無（装置本体の後端がホイールベース中心より前方に位置する場合はいずれでもよい）
- ・車両重量
- ・X コンデンサの容量（電圧要件又は電気エネルギー要件による判定が必要な場合に限る）
- ・Y コンデンサの容量（電気エネルギー要件による判定が必要な場合に限る）

＜駆動用蓄電池パック並びに電気回路の取付位置＞

- A項目 ・高電圧系基本システム
- B項目 ・駆動用蓄電池パック又は電気回路と車両前後端の距離

<駆動用蓄電池パック取付部の強度要件> A項目 ・ 駆動用蓄電池パック及び取付方法の相違 ・ 取付部の形状及び強度部材等の相違	
17(2)-J111(3) 電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験（取付・強度）	
A項目 ・ 駆動用蓄電池パック及び取付方法の相違 B項目 ・ 取付部の形状及び強度部材等の相違	
17(2)-R153 電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の後面衝突時における高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 153 号）	
A項目 ・ 電動機基本型式（電動機本体の後端がホイールベース中心より前方にある場合はいずれでもよい） ・ 電気エネルギー変換システムの基本形式（電気エネルギー変換システム本体の後端がホイールベース中心より前方にある場合はいずれでもよい） ・ 高電圧系（技術基準の直流 60V、交流 30V 以上を有する電気パワートレインを指す）の位置（ホイールベース中心より前方に位置する高電圧系はいずれでもよい） ・ バリヤ・エンクロージャの基本構造及び位置（ホイールベース中心より前方に位置するバリヤ・エンクロージャはいずれでもよい） ・ 車両構造（衝突した場合に高電圧系の損傷に影響を及ぼす部分に限る） ・ 駆動用蓄電池モジュール又は駆動用蓄電池パックの相違（駆動用蓄電池モジュール又は駆動用蓄電池パックの後端がホイールベース中心より前方に位置する場合はいずれでもよい） B項目 ・ 駆動用蓄電池モジュール又は駆動用蓄電池パックの後端と車両後端との距離（駆動用蓄電池モジュール又は駆動用蓄電池パックの後端がホイールベース中心より前方に位置する場合はいずれでもよい） ・ 駆動用蓄電池モジュール又は駆動用蓄電池パックの数（駆動用蓄電池モジュール又は駆動用蓄電池パックの後端がホイールベース中心より前方に位置する場合はいずれでもよい） ・ エアコンディショナー、パワーステアリングの有無（装置本体の後端がホイールベース中心より前方に位置する場合はいずれでもよい） ・ 車両重量 ・ X コンデンサの容量（電圧要件又は電気エネルギー要件による判定が必要な場合に限る） ・ Y コンデンサの容量（電気エネルギー要件による判定が必要な場合に限る）	
<駆動用蓄電池パック並びに電気回路の取付位置> A項目 ・ 高電圧系基本システム B項目 ・ 駆動用蓄電池パック又は電気回路と車両前後端の距離	
<駆動用蓄電池パック取付部の強度要件> A項目 ・ 駆動用蓄電池パック及び取付方法の相違 ・ 取付部の形状及び強度部材等の相違	
17(2)-J120 サイバーセキュリティシステム試験 17(2)-R155 サイバーセキュリティシステム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.3.（7.3.1.を除く。）に限る。））	
<新規> A項目で試験実施を選定し、B項目で試験内容を選定する。 A項目 ・ E/E アーキテクチャの別 アーキの別とは以下何れかが異なるものを指す。前提情報としてアーキ図（および必要であればその他資料）による説明を行うこと。 ・ OEM 内でのリスクアセスメントの別（アーキ違いによりアセスメントをやり直している場合に限る。但し、セキュリティ方策の追加に至るような E/E アーキテクチャの影響が大きい場合に限る。） - 例：アーキA ⇒ リスクアセスメントA - アーキB ⇒ リスクアセスメントB ・ 車載ネットワーク通信方式の別 - 例：CAN、Ethernet、FlexRay の別 ・ 車載ネットワーク構成の別	

	例：ボディ系と走行制御系のネットワーク分離構成の別 Gateway の種類および個数の別 ・車載ネットワークにおける認証、暗号構成の別（但し、全く系統の異なる認証、暗号構成の別に限る。） 例：メッセージ認証方式の別 暗号方式の別 ・車内外の物理的なインターフェイスの別（但し、全く系統の異なる通信方式の別に限る。） 例：無線通信の別（携帯、無線 LAN、その他移動体通信など） 有線通信の別（USB、DLC など） ・その他、セキュリティ要因により OEM 内でアーキを切り分ける区分の別 B 項目 ・A 項目で選定された車両に搭載される ECU（システム）のうち軽減策を実施しているものの別 ・軽減策と軽減策に対するテスト方法の組合せの別 ・協業の有無の別 ・バックエンドシステムの更新有無の別
17(2)-J121 プログラム等改変システム試験	
17(2)-R156 プログラム等改変システム試験（協定規則第 156 号（同規則の規則 7.2. に限る。））	
<新規> A 項目で試験方法を選定する。 A 項目 ・E/E アーキテクチャの別 アーキの別とは以下何れかが異なるものを指す。前提情報としてアーキ図による説明を行うこと。（但し、SU に使用する経路に限る。） ・車両外通信回線の別 例：セルラー（4G、5G）、Wi-Fi（Bluetooth など）、その他移動体通信など ・車載ネットワーク通信方式の別 例：CAN、車載 Ethernet、FlexRay など ・車載ネットワーク構成の別 例：ボディ系と走行制御系のネットワーク分離構成の別 Gateway の新設による SU 経路の増設 ・書き換え用接続ポートの別 例：有線通信の別（USB、DLC など） ・認証され完全性が確認されたソフトウェア更新のみが車両で実行されることを保証するメカニズム別。 例：電子署名、ハッシュ、チェックサム等 ・車両における標準インターフェイスを用いた通信プロトコルの別 例：ISO14229、独自プロトコル等 ・RxSWIN の搭載場所の別 例：車内、車外等 ・その他、OEM 内でアーキを切り分ける区分の別 ・RXSWIN、ソフトウェアバージョン読み出し方式の別 例：CAN、K-LINE、Ethernet 等 ・更新失敗（中断時）のバージョン復元方式等の別 例：ダブルバンク、ECU 動作停止（安全状態）等 ・更新中の電力確保方式の別 例：バッテリー容量監視、専用バッテリー搭載等 ・ユーザ通知方式の別 例：車両 HMI 方式（HMI の区分）、WEB、Mail 等 ・運転中の更新における安全確保方式の別 例：停止中に更新を行う、ダブルバンク等 ・ソフトウェア更新実行前の必須条件の別 例：車速、IGN、シフトポジション、電源電圧等 B 項目 なし	
17(2)-R010 電磁両立性試験（協定規則第 10 号）	
<車両試験> A 項目 ・車両のボディ形状種類（シリーズ違いによる車両ボディ形状の相違毎） ・電子・電気システムの機能的種類（放射・伝導イミュニティ、放射・伝導エミッション、REESS 充電	

モード対象システム) B項目 ・電気・電子システムの種類（同一機能で電子・電気システムに複数種類がある場合。） ・車両のボディ詳細形状、材質等の違い。 ・電気・電子システムの搭載位置の違い。 但し、上記以外に試験区分に影響を与える要素があれば、それを考慮する。 < E S A試験 > A項目、B項目は設定しない。（装置仕様に応じて都度相談とする。）	
17(2)-R012 前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 12 号）	
A項目	・電動機基本型式（電動機本体の前端がホイールベース中心より後方にある場合はいずれでもよい） ・電気エネルギー変換システムの基本形式（電気エネルギー変換システム本体の前端がホイールベース中心より後方にある場合はいずれでもよい） ・高電圧系（技術基準の直流 60V、交流 30V 以上を有する電気パワートレインを指す）の位置（ホイールベース中心より後方に位置する高電圧系はいずれでもよい） ・バリア・エンクロージャの基本構造及び位置（ホイールベース中心より後方に位置するバリア・エンクロージャはいずれでもよい） ・車両構造（衝突した場合に高電圧系の損傷に影響を及ぼす部分に限る） ・駆動用蓄電池モジュールまたは駆動用蓄電池パックの相違（駆動用蓄電池モジュールまたは駆動用蓄電池パックの前端がホイールベース中心より後方に位置する場合はいずれでもよい）
B項目	・駆動用蓄電池モジュールまたは駆動用蓄電池パックの前端と車両前端との距離（駆動用蓄電池モジュールまたは駆動用蓄電池パックの前端がホイールベース中心より後方に位置する場合はいずれでもよい） ・駆動用蓄電池モジュール、駆動用蓄電池パックの数（駆動用蓄電池モジュールまたは駆動用蓄電池パックの前端がホイールベース中心より後方に位置する場合はいずれでもよい） ・エアコンディショナー、パワーステアリングの有無（装置本体の前端がホイールベース中心より後方に位置する場合はいずれでもよい） ・車両重量 ・X コンデンサの容量（電圧要件または電気エネルギー要件による判定が必要な場合に限る） ・Y コンデンサの容量（電気エネルギー要件による判定が必要な場合に限る）
17(2)-R094 オフセット前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 94 号）	
A項目	・電動機基本型式（電動機本体の前端がホイールベース中心より後方にある場合はいずれでもよい） ・電気エネルギー変換システムの基本形式（電気エネルギー変換システム本体の前端がホイールベース中心より後方にある場合はいずれでもよい） ・高電圧系（技術基準の直流 60V、交流 30V 以上を有する電気パワートレインを指す）の位置（ホイールベース中心より後方に位置する高電圧系はいずれでもよい） ・バリア・エンクロージャの基本構造及び位置（ホイールベース中心より後方に位置するバリア・エンクロージャはいずれでもよい） ・車両構造（衝突した場合に高電圧系の損傷に影響を及ぼす部分に限る） ・駆動用蓄電池モジュールまたは駆動用蓄電池パックの相違（駆動用蓄電池モジュールまたは駆動用蓄電池パックの前端がホイールベース中心より後方に位置する場合はいずれでもよい）
B項目	・駆動用蓄電池モジュールまたは駆動用蓄電池パックの前端と車両前端との距離（駆動用蓄電池モジュールまたは駆動用蓄電池パックの前端がホイールベース中心より後方に位置する場合はいずれでもよい） ・駆動用蓄電池モジュール、駆動用蓄電池パックの数（駆動用蓄電池モジュールまたは駆動用蓄電池パックの前端がホイールベース中心より後方に位置する場合はいずれでもよい） ・エアコンディショナー、パワーステアリングの有無（装置本体の前端がホイールベース中心より後方に位置する場合はいずれでもよい） ・非積載質量 ・X コンデンサの容量（電圧要件または電気エネルギー要件による判定が必要な場合に限る） ・Y コンデンサの容量（電気エネルギー要件による判定が必要な場合に限る）
17(2)-R095 側面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 95 号）	
A項目	・電動機基本型式（電動機の側面が運転者席及びこれと並列座席のうち自動車の側面に隣接する座席の中心より外側にない場合、又はシーティングレファレンスポイントを含む鉛直面から車両中心線と平行な前方向及び後方向のそれぞれ 775mm の間にない場合はいずれでもよい） ・電気エネルギー変換システムの基本形式（電気エネルギー変換システム本体の側面が運転者席及び

B 項目	これと並列座席のうち自動車の側面に隣接する座席の中心より外側でない場合、又はシーティングレファレンスポイントを含む鉛直面から車両中心線と平行な前方向及び後方向のそれぞれ 775mm の間でない場合はいずれでもよい) ・高電圧系（技術基準の直流 60V、交流 30V 以上を有する電気パワートレーンを指す）の位置 ・バリヤ・エンクロージャの基本構造及び位置（バリヤ・エンクロージャの側面が運転者席及びこれと並列座席のうち自動車の側面に隣接する座席の中心より外側でない場合、又はシーティングレファレンスポイントを含む鉛直面から車両中心線と平行な前方向及び後方向のそれぞれ 775mm の間でない場合はいずれでもよい) ・車両構造（衝突した場合に高電圧系動力系の損傷に影響を与える部分に限る（車体側面上部の形状（セダン、ワゴン、コンバーチブル等の相違及び側面ドアの構造、枚数、サッシュの有無を含む）等） ・駆動用蓄電池モジュールまたは駆動用蓄電池パックの相違（駆動用蓄電池モジュールまたは駆動用蓄電池パックの側面が運転者席及びこれと並列座席のうち自動車の側面に隣接する座席の中心より外側でない場合、又はシーティングレファレンスポイントを含む鉛直面から車両中心線と平行な前方向及び後方向のそれぞれ 775mm の間でない場合はいずれでもよい) ・高電圧系とドア最外側面との距離 ・駆動用蓄電池モジュール、駆動用蓄電池パックの数 ・バリヤ・エンクロージャとドア最外側面との距離 ・アンダー・ボディ（横方向構造部材の強度等） ・車両地上高 ・基準質量 ・X コンデンサの容量（電圧要件または電気エネルギー要件による判定が必要な場合に限る） ・Y コンデンサの容量（電気エネルギー要件による判定が必要な場合に限る）
17(2)-R100(1) 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 100 号（車両））	
A 項目	・電動機基本型式 ・電気エネルギー変換システムの基本形式 ・電子式コンバータの基本形式および基本構造 ・高電圧系（技術基準の直流 60V 以上、交流 30V 以上を有する電気パワートレーンを指す）位置 ・バリヤ・エンクロージャの基本構造及び位置 ・駆動用蓄電池モジュールまたは駆動用蓄電池パックの基本構造 ・充電系連結システムの有無および基本構造、充電装置の基本形式 ・水素ガス排出ダクトの有無および位置 ・駆動用蓄電池の過電流保護デバイスの有無 ・絶縁抵抗の低下モニタの有無および基本形式（ただし、取り外す場合はこの限りでない）
B 項目	・作動電圧
17(2)-R100(2) 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 100 号（単品））	
A 項目	・REESS の種類 ・REESS の電圧 (V) ・REESS の容量 (Ah) ・REESS の電池の数と総電圧 (V) ・REESS の温度調整ユニット ・REESS のバッテリー制御システム ・REESS の容器 ・車両構造 ・水素ガス排出ダクトの有無及び位置
B 項目	・REESS の前端と車枠前端との距離 (mm) ・REESS の側面とドア最外側面との距離 (mm) ・車両地上高 (mm) ・車両重量 (kg) ・REESS 付近の構造物の相違 ・REESS 下面の地上高 (mm)
17(2)-R135 ポール側面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 135 号）	
A 項目	・電動機基本型式（電動機の側面が運転者席及びこれと並列座席のうち自動車の側面に隣接する座席の中心より外側でない場合、又はシーティングレファレンスポイントを含む鉛直面から車両中心線と平行な前方向及び後方向のそれぞれ 775mm の間でない場合はいずれでもよい)

	・電気エネルギー変換システムの基本形式（電気エネルギー変換システム本体の側面が運転者席及びこれと並列座席のうち自動車の側面に隣接する座席の中心より外側でない場合、又はシーティングレファレンスポイントを含む鉛直面から車両中心線と平行な前方向及び後方向のそれぞれ 775mm の間でない場合はいずれでもよい） ・高電圧系（技術基準の直流 60V、交流 30V 以上を有する電気パワートレインを指す）の位置 ・バリヤ・エンクロージャの基本構造及び位置（バリヤ・エンクロージャの側面が運転者席及びこれと並列座席のうち自動車の側面に隣接する座席の中心より外側でない場合、又はシーティングレファレンスポイントを含む鉛直面から車両中心線と平行な前方向及び後方向のそれぞれ 775mm の間でない場合はいずれでもよい） ・車両構造（衝突した場合に高電圧系動力系の損傷に影響を与える部分に限る（車体側面上部の形状（セダン、ワゴン、コンバーチブル等の相違及び側面ドアの構造、枚数、サッシュの有無を含む）等） ・駆動用蓄電池モジュールまたは駆動用蓄電池パックの相違（駆動用蓄電池モジュールまたは駆動用蓄電池パックの側面が運転者席及びこれと並列座席のうち自動車の側面に隣接する座席の中心より外側でない場合、又はシーティングレファレンスポイントを含む鉛直面から車両中心線と平行な前方向及び後方向のそれぞれ 775mm の間でない場合はいずれでもよい）
B 項目	・高電圧系とドア最外側面との距離 ・駆動用蓄電池モジュール、駆動用蓄電池パックの数 ・バリヤ・エンクロージャとドア最外側面との距離 ・アンダー・ボディ（横方向構造部材の強度等） ・車両地上高 ・基準質量 ・X コンデンサーの容量（電圧要件または電気エネルギー要件による判定が必要な場合に限る） ・Y コンデンサーの容量（電気エネルギー要件による判定が必要な場合に限る）
17(2)-R136(1) 電気二輪自動車等の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 136 号（車両））	

17(2)-R136(2) 電気二輪自動車等の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 136 号（単品））	

17(2)-R137 前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 137 号）	
	A 項目 ・電動機基本型式（電動機本体の前端がホイールベース中心より後方にある場合はいずれでもよい） ・電気エネルギー変換システムの基本形式（電気エネルギー変換システム本体の前端がホイールベース中心より後方にある場合はいずれでもよい。） ・高電圧系（技術基準の直流 60V、交流 30V 以上を有する電気パワートレインを指す）の位置（ホイールベース中心より後方に位置する高電圧系はいずれでもよい） ・バリヤ・エンクロージャの基本構造及び位置（ホイールベース中心より後方に位置するバリヤ・エンクロージャはいずれでもよい） ・車両構造（衝突した場合に高電圧系の損傷に影響を及ぼす部分に限る） ・駆動用蓄電池モジュールまたは駆動用蓄電池パックの相違（駆動用蓄電池モジュールまたは駆動用蓄電池パックの前端がホイールベース中心より後方に位置する場合はいずれでもよい） B 項目 ・駆動用蓄電池モジュールまたは駆動用蓄電池パックの前端と車両前端との距離（駆動用蓄電池モジュールまたは駆動用蓄電池パックの前端がホイールベース中心より後方に位置する場合はいずれでもよい） ・駆動用蓄電池モジュール、駆動用蓄電池パックの数（駆動用蓄電池モジュールまたは駆動用蓄電池パックの前端がホイールベース中心より後方に位置する場合はいずれでもよい） ・エアコンディショナー、パワーステアリングの有無（装置本体の前端がホイールベース中心より後方に位置する場合はいずれでもよい） ・非積載質量 ・X コンデンサーの容量（電圧要件または電気エネルギー要件による判定が必要な場合に限る） ・Y コンデンサーの容量（電気エネルギー要件による判定が必要な場合に限る）
18-J020R026 外装試験	
18-J021R026 外装の手荷物積載用部品試験	
18-J022R026 外装の電波送受信アンテナ試験	
18-R026 外部突起試験（協定規則第 26 号）	
	A 項目 ・車体形状（セダン、クーペ、コンバーチブル、標準ルーフ、ハイルーフ等） ・外装部品仕様（外装部品仕様違い毎：スポイラ、ルーフラック、ヘッドランプウォッシャ、サイド

ガードモール等) B項目 ・対象範囲	
18-J023(1) 前面衝突時の乗員保護試験	
A項目	・車枠の基本構造 (X 型、周囲型、バックボーン型、プラットホーム型、モノコック型、梯子型等の別) 及び基本形状 (側面視及び平面視の形状、断面形状 (コ型開き断面、箱型閉じ断面、チューブ断面等)、断面寸法 (板厚、材質を含む)、対衝突補強の有無等) ・車両構造 (衝突した場合に乗員の保護性能に影響を与える部分に限る) ・ステアリングの衝撃吸収方式 ・エアバッグ装着の有無 ・乗員の基本着座姿勢 (車体の形状の違いにより基本着座姿勢が相違する場合等、これに類するものをいう)
B項目	・クラッシュヤブル・レングス ・座席及び座席ベルト取付装置位置 ・座席ベルトの特性 ・ステアリングホイールの位置及び種類 (形状、寸法、剛性) ・インストルメントパネルの位置及び種類 (形状、剛性等) ・エアバッグの種類 (形状、寸法等) ・車両重量
18-J024R095 側面衝突時の乗員保護試験	
18-R095 側面衝突時の乗員保護試験 (協定規則第 95 号)	
A項目	・車枠の基本構造 (X 型、周囲型、バックボーン型、プラットホーム型、モノコック型、梯子型等の別) 及び基本形状 (側面視及び平面視の形状、断面形状 (コ型開き断面、箱型閉じ断面、チューブ断面等)、断面寸法 (板厚、材質を含む)、対衝突補強の有無等) ・車両構造 (衝突した場合に乗員の保護性能に影響を与える部分に限る (車体側面上部の形状 (セダン、ワゴン、コンバーチブル等の相違及び側面ドアの構造、枚数、サッシュの有無を含む) 等)) ・サイドエアバッグ装着の有無 ・乗員の基本着座姿勢 (車体の形状の違いにより基本着座姿勢が相違する場合等、これに類するものをいう)
B項目	・運転席、助手席の設計上のヒップ・ポイント ・サイドエアバッグの種類 ・ドア及びドアトリムの種類 ・乗員とドア最外側面との距離 ・アンダー・ボディ (横方向構造部材の強度等) ・車両地上高 ・基準質量 ・燃料配管経路
18-J099(1) 歩行者頭部保護試験	
A項目	・車枠の基本構造 (車両前部上面にあるボンネット構造の断面形状、断面寸法、補強の有無をいう) ・車両構造 (車両前部上面のフロントフェンダー、ヘッドランプ等の外形をいう)
B項目	・B 領域の車体パネル (ボンネット、フェンダ) の板厚、降伏強度 ・A 領域の車体パネル (ボンネット、フェンダ) の板厚、降伏強度 ・B 領域の打撃面から剛性の高いものまでの寸法 ・A 領域の打撃面から剛性の高いものまでの寸法 ・車両姿勢、フロントエンド形状
18-J099(2) 歩行者頭部及び脚部保護試験	

18-J104 オフセット衝突時の乗員保護試験	
18-R094 オフセット衝突時の乗員保護試験 (協定規則第 94 号)	
A項目	・車枠の基本構造 (X 型、周囲型、バックボーン型、プラットホーム型、モノコック型、梯子型等の別) 及び基本形状 (側面視及び平面視の形状、断面形状 (コ型開き断面、箱型閉じ断面、チューブ断面等)、断面寸法 (板厚、材質を含む)、対衝突補強の有無等) ・車両構造 (衝突した場合に乗員の保護性能に影響を与える部分に限る)

B項目	・ステアリングの衝撃吸収方式 ・エアバッグ装着の有無 ・乗員の基本着座姿勢（車体の形状の違いにより基本着座姿勢が相違する場合等、これに類するものをいう） ・クラッシュャブル・レングス ・座席及び座席ベルト取付装置位置 ・座席ベルトの特性 ・ステアリングホイールの位置及び種類（形状、寸法、剛性） ・インストルメントパネルの位置及び種類（形状、剛性等） ・エアバッグの種類（形状、寸法等） ・非積載質量 ・タンク容量 ・タンク前端と車枠との距離
18-R066 車両転覆時の乗員保護試験（協定規則第 66 号）	

18-R127 歩行者頭部及び脚部保護試験（協定規則第 127 号）	
<頭部>	
A項目	・車枠の基本形状（車両前部上面にあるボンネット構造の断面形状、断面寸法、補強の有無） ・車両構造（車両前部上面のフロントフェンダー、ヘッドランプ、ワイパー部品の外形）
B項目	・B領域の車体パネル（ボンネット、フェンダ）の板厚・降伏強度 ・A領域の車体パネル（ボンネット、フェンダ）の板厚・降伏強度 ・B領域の打撃面から剛性の高いものまでの寸法（底付かない場合はいずれでもよい。） ・A領域の打撃面から剛性の高いものまでの寸法（底付かない場合はいずれでもよい。） ・車両姿勢、フロントエンド形状
<脚部>	
A項目	・バンパ仕様（標準、スポーティ、エアロ等） ・エネルギー吸収材仕様（バンパリーンフォースの強度、エネルギー吸収材等）
B項目	・材質（樹脂、鋼製等） ・バンパ先端から剛性の高い物までの距離 ・バンパ組み込み及び周辺の装飾品仕様 ・車体姿勢
18-R135 ポール側面衝突時の乗員保護試験（協定規則第 135 号）	
A項目	・車枠の基本構造（X 型、周囲型、バックボーン型、プラットホーム型、モノコック型、梯子型等の別）及び基本形状（側面視及び平面視の形状、断面形状（コ型開き断面、箱型閉じ断面、チューブ断面等）、断面寸法（板厚、材質を含む）、対衝突補強の有無等） ・車両構造（衝突した場合に乗員の保護性能に影響を与える部分に限る（車体側面上部の形状（セダン、ワゴン、コンバーチブル等の相違及び側面ドアの構造、枚数、サッシュの有無を含む）等）） ・サイドエアバッグ装着の有無 ・乗員の基本着座姿勢（車体の形状の違いにより基本着座姿勢が相違する場合等、これに類するものをいう）
B項目	・運転席、助手席の設計上のヒップ・ポイント ・サイドエアバッグの種類 ・ドア及びドアトリムの種類 ・乗員とドア最外側面との距離 ・アンダー・ボディ（横方向構造部材の強度等） ・積載質量 ・燃料配管経路
18-J023 (2) 前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験	
18-R137 (1) 前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験（協定規則第 137 号）	
A項目	・車枠の基本構造（X 型、周囲型、バックボーン型、プラットホーム型、モノコック型、梯子型等の別）及び基本形状（側面視及び平面視の形状、断面形状（コ型開き断面、箱型閉じ断面、チューブ断面等）、断面寸法（板厚、材質を含む）、対衝突補強の有無等）

B 項目	・車両構造（サブフレームの有無、エンジンプルダウンの有無等） ・フロントバンパ（大型レインフォースの有無） ・ステアリングの衝撃吸収方式 ・エアバッグ装着の有無 ・乗員の基本着座姿勢（車体の形状の違いにより基本着座姿勢が相違する場合等、これに類するものをいう） ・原動機基本型式及び取付位置 ・エンジンルーム内燃料配管 ・燃料タンクの相違（形状、取付方法、材質、タンク付近の燃料配管） ・クラッシュブル・レングス ・座席及び座席ベルト取付装置位置 ・座席ベルトの特性 ・ステアリングホイールの位置及び種類（形状、寸法、剛性） ・乗員のステアリングホイールへの 2 次衝突速度 ・乗員最大移動時ステアリングホイールとの距離 ・ステアリングホイール（形状、剛性等） ・エアバッグの種類（形状、寸法等） ・膝のインパネへの 2 次衝突干渉量 ・インパネロア（形状、剛性等） ・非積載質量 ・タンク容量 ・タンク前端と車枠との距離
18(2)-J025 突入防止装置試験	
18(2)-R058(1) 突入防止装置試験（協定規則第 58 号（単品））	
A 項目	・突入防止装置の基本構造 ・形状 ・寸法 ・取り付け部品 ・材料 ・製作メーカー
18(2)-J026 突入防止装置取付装置等試験	
18(2)-R058(2) 突入防止装置試験（協定規則第 58 号（車両））	
A 項目	・自動車の基本構造 ・自動車に装着される指定された突入防止装置
18(2)-R073(1) 側面保護装置試験（協定規則第 73 号（単品））	

18(2)-R073(2) 側面保護装置試験（協定規則第 73 号（車両））	

18(2)-J107R093 前部潜り込み防止装置試験	
A 項目	・前部潜り込み防止装置の基本構造 ・形状 ・寸法 ・取り付け部品 ・材料 ・製作メーカー
18(2)-J108R093 前部潜り込み防止装置取付装置等試験	
A 項目	・自動車の基本構造 ・自動車に装着される指定された前部潜り込み防止装置
20-J027 内装材料の難燃性試験	
A 項目	・内装材料（技術基準で定めた部位）
20-J028 インストルメントパネルの衝撃吸収試験	

A項目	・頭部衝撃範囲内のインストルメントパネルの基本構造（形状、材質、エアバッグの有無等） ・シーティングレファレンスポイントとの相対位置の相違（衝撃値が最大となる部位を衝撃する場合はいずれでもよい）
20-J087 サンバイザの衝撃吸収試験	
A項目	・サンバイザ本体の形状、寸法及び内部構造 ・サンバイザ取付装置 ・サンバイザ取付部付近の形状（ルーフ形状等）
B項目	・バニティミラーの有無 ・バニティミラー・リッド部材
20-R021 内装の乗員保護装置試験（協定規則第 21 号）	

20-R126 仕切り装置試験（協定規則第 126 号）	

21-J029 直接前方視界試験	
A項目	・車体形状（Aピラーから前方の基本形状） ・インストルメントパネル（視界に影響を与えない場合は除く）
B項目	・全高 ・アイポイントの位置 ・前輪車軸から車両前端的距離 ・全幅
21-R125 直接前方視界試験（協定規則第 125 号）	
A項目	・車体形状（アイポイントから前方の基本形状） ・FVAの有無
B項目	・車両姿勢 ・アイポイントの位置
21-R167 直接視界に係る自動車(大型車)の試験(協定規則第 167 号)	
A項目	・直接視界への影響因子
B項目	・直接視界性能
21-R176 視界アシスタント試験（協定規則第 176 号）	
A項目	・FVA システム ・表示エリア ・表示機能 ・FVA に影響するガラスの特性
B項目	・コンテンツ内容 ・最大表示量 ・X 値 ・FVA システムの設定方法
22-J030 座席及び座席取付装置試験	
22-R017(1) 座席及び座席取付装置試験（協定規則第 17 号（乗用等））	
22-R017(2) 座席及び座席取付装置試験（協定規則第 17 号（貨物等））	
A項目	・座席の仕様（基本構造、形状、寸法、材質（表面生地を除く）） ・調節機構、移動機構及びロック機構の基本構造と寸法 ・取付装置の基本構造と寸法（取付部周辺の車両構造部分を含む） ・ヘッドレストの仕様（形状、寸法、材質、パッキング、フレーム構造（内部強度部材を含む）、調節機構）
22-R080(1) バスの座席及び座席取付装置試験（協定規則第 80 号（単品））	
22-R080(2) バスの座席及び座席取付装置試験（協定規則第 80 号（車両））	
A項目	・座席の仕様（基本構造、形状、寸法、材質（表面生地を除く））

B項目	・調節機構、移動機構及びロック機構の基本構造、寸法、材質 ・取付装置の基本構造、寸法、材質（取付部周辺の車両構造部分を含む） ・座席ベルトの仕様（ELR 有無等）、取付位置 ・座席全体重量 ・座席重心高
22(3)-J031 座席ベルト取付装置試験	
＜荷重試験＞	
A項目	・座席ベルト取付装置の構造（アジャスタブル・アンカ、スルーリング、シート・フレーム等の相違を含む） ・座席ベルト取付装置取付部周辺の車体（又は車台（車わく））の形状、強度部材等の相違 ・取付位置
B項目	・座席ベルト取付装置に対する負荷荷重
＜取付位置試験＞	
A項目	・トルソ・レファレンス・ラインとの相対位置
22(3)-J032 座席ベルト試験	
A項目	・ウェビングの種類及び材質 ・バックルの種類 ・長さ調節具の種類 ・巻取装置の種類 ・製作メーカー
22(3)-J033 運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置試験	
22(3)-R016(3) 座席ベルト試験（協定規則第 16 号（リマインダ））	
22(3)-R174 シートベルトリマインダー試験（協定規則第 174 号）	
＜初期警報＞	
A項目	・警報検出部形式（電気接点式、電磁式等） ・警報表示部取付位置（メータ・クラスタ内外） ・警報表示部形式（灯火式、画面表示等） ・警報表示時間 ・警報音の種類 ・警報音の吹鳴時間
＜走行時警報＞	
A項目	・警報検出部形式（電気接点式、電磁式等） ・警報表示部取付位置（メータ・クラスタ内外） ・警報表示部形式（灯火式、画面表示等） ・警報音の種類 ・警報開始の設定
22(3)-R014 座席ベルト取付装置試験（協定規則第 14 号）	
＜荷重試験＞	
A項目	・座席ベルト取付装置の構造（アジャスタブル・アンカ、ストラップガイド、シート・フレーム等の相違を含む） ・座席ベルト取付装置取付部周辺の車体（又は車台（車わく））の形状、強度部材等の相違 ・取付位置 ・座席取付装置の構造（座席の寸法、形状、調整機構、ロック装置等の相違及び取付部周辺の車両構造部分を含む）（座席ベルト取付装置が備えられている場合に限る） ・拘束装置（座席ベルトに備えるプリテンショナ、フォースリミッタ及びエアバッグ等の相違を含む）（動的試験を実施する場合に限る）
B項目	・座席ベルト取付装置に対する負荷荷重
＜取付位置試験＞	
A項目	・トルソ・レファレンス・ラインとの相対位置 ・取付位置

22(3)-R016(1) 座席ベルト試験（協定規則第 16 号（単品））	
A 項目	・剛性部品（バックル、取付具、リトラクター等） ・ストラップ（材料、織り、寸法、色） ・ベルト取付装置の取付位置
22(3)-R016(2) 座席ベルト試験（協定規則第 16 号（車両））	
22(3)-R173 座席ベルト試験（協定規則第 173 号（車両））	
< 車両 >	
A 項目	・座席の仕様（基本構造、形状、寸法） ・座席の調節機構の基本構造と寸法 ・座席取付装置の位置 ・ベルト取付装置の位置
< 車両内での年少者用補助乗車装置（ISOFIX 年少者用補助乗車装置を除く）の取付 >	
A 項目	・座席の仕様（基本構造、形状、寸法） ・座席の調節機構の基本構造と寸法 ・座席取付装置の位置
22(4)-J034R025 頭部後傾抑止装置試験（協定規則第 25 号）	
A 項目	・ヘッドレストの仕様（形状、寸法、材質、パッティング、フレーム構造（内部強度部材を含む）、調節機構） ・シートバックの基本構造（形状、寸法、内部強度部材、調節機構） ・頭部後傾抑止装置の取付け部及び車両構造部分の基本構造と寸法（頭部後傾抑止装置が直接車両構造部に取付けられているものに限る） ・車室を構成する車体構造の形状及び室内寸法（適切な隙間を確保する場合に限る）
22(4)-T027 頭部後傾抑止装置試験（技術基準通達別添 27）	
A 項目	・シートバック基本構造（形状、寸法、内部強度部材、リクライニング・アジャスタの相違を含む） ・ヘッドレスト基本構造（形状、寸法、内部強度部材、調節機構等の相違を含む）
22(5)-J035 年少者用補助乗車装置試験	
A 項目	・乳児用ベッド、幼児用シート又は学童用シートの別 ・装置の区分（W1、W2、W3、W4） ・使用の位置及び方向 ・装置本体の基本構造（形状、寸法、材料、質量、内部強度部材、装置本体の取付部等の相違を含む） ・年少者用ベルトの種類（帯部、バックル、長さ調整具、製作メーカー等の相違を含む）
22(5)-R014 座席ベルト取付装置試験（協定規則第 14 号（ISOFIX アンカ強度・取付位置））	
< 荷重試験 >	
A 項目	・ISOFIX 下部取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置の構造（寸法、材質、形状、補強部材等の相違を含む） ・ISOFIX 下部取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置取付部周辺の車体（又は車台（車わく））の形状、強度部材等の相違 ・取付位置 ・座席取付装置の構造（座席の寸法、形状、調整機構、ロック装置等の相違及び取付部周辺の車両構造部分を含む）（ISOFIX 下部取付装置又は ISOFIX トップテザー取付装置のいずれか又は全てが備えられている場合に限る）
< 取付位置試験 >	
A 項目	・トルソ・レファレンス・ラインとの相対位置 ・取付位置 ・座席の形状、内部構造（幼児拘束装置を装着時の姿勢に影響を与える部分に限る）
22(5)-R145 年少者用補助乗車装置取付具試験（協定規則第 145 号）	
< 荷重試験 >	
A 項目	・ISOFIX 下部取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置の構造（寸法、材質、形状、補強部材等の相

違を含む) ・ISOFIX 下部取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置取付部周辺の車体（又は車台（車わく））の形状、強度部材等の相違 ・取付位置 ・座席取付装置の構造（座席の寸法、形状、調整機構、ロック装置等の相違及び取付部周辺の車両構造部分を含む） （ISOFIX 下部取付装置又は ISOFIX トップテザー取付装置のいずれか又は全てが備えられている場合に限る） < 取付位置試験 > A 項目 ・トルソ・レファレンス・ラインとの相対位置 ・取付位置 ・座席の形状、内部構造（幼児拘束装置を装着時の姿勢に影響を及ぼす部分に限る） < 車両内での ISOFIX 年少者用補助乗車装置の取付 > A 項目 ・座席の仕様（基本構造、形状、寸法） ・座席の調節機構の基本構造と寸法 ・座席取付装置の位置 ・ISOFIX 下部取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置の位置	
22(5)-R016	座席ベルト試験（協定規則第 16 号（ISOFIXCRS 搭載性））
22(5)-R173	座席ベルト試験（協定規則第 173 号（ISOFIXCRS 搭載性））
A 項目	・座席の仕様（基本構造、形状、寸法） ・座席の調節機構の基本構造と寸法 ・座席取付装置の位置 ・ISOFIX 下部取付装置及び ISOFIX トップテザー取付装置の位置
22(5)-R044	年少者用補助乗車装置試験（協定規則第 44 号）

25-J036	とびらの開放防止試験
25-R011	とびらの開放防止試験（協定規則第 11 号）
A 項目	・ドアロックシステムの基本構造 ・ドア保持装置の基本構造 ・ドアロックシステム及びドア保持装置の車両構造部への取付方法及び保持方法 ・スライド式ドアの基本構造
25-T029(2)	とびらの開放防止試験（技術基準通達別添 29 の 2）
A 項目	・ドアロック本体の基本構造（ストライカを含む） ・ドアヒンジ本体 ・ドアロックシステム（リンクの形状、寸法等の相違を含む）
29-J037	窓ガラス試験
29-R043(1)	窓ガラス試験（協定規則第 43 号（単品））
A 項目	・ガラスの製作者 ・主成分（無機ガラス、有機ガラス（合成樹脂）等） ・厚さ ・形状（前面ガラスの形状） ・色（緑系、青系、茶系、灰系、無色等の別）（前面及び運転席、助手席ガラスに限る） ・ガラスの種類（合わせ、強化の別等）
29-R043(2)	窓ガラス試験（協定規則第 43 号（車両））
A 項目	・ガラスの仕様 ・ガラスの取付部位（前面ガラスに限る）
30-J038	近接排気騒音試験
A 項目	・原動機型式

B 項目	・原動機最高出力 ・消音器（内部基本構造、容量、配列等） ・車外騒音対策（車体形状の相違によるものを含む） ・原動機最高出力時回転数 ・排気管開口部と原動機との距離
30-J039 定常走行騒音試験	
A 項目	・原動機型式 ・原動機最高出力 ・変速機形式（常時嚙合式、遊星歯車式、ベルト式等の別） ・車軸配列（トラック、トラクタの別等を含む） ・消音器（内部基本構造、容量、配列等） ・車外騒音対策（車体形状の相違によるものを含む）
B 項目	・進入時原動機回転数又は進入速度 ・キャブ形状 ・駆動軸数 ・排気管開口部位置 ・エアクリーナの容量・吸入口径 ・クーリング・ファン形式 ・車両総重量
30-J040 加速走行騒音試験	
＜加速走行騒音＞ A 項目 ・原動機型式 ・原動機最高出力 ・変速機形式（常時嚙合式、遊星歯車式、ベルト式等の別） ・車軸配列（トラック、トラクタの別等を含む） ・消音器（内部基本構造、容量、配列等） ・車外騒音対策（車体形状の相違によるものを含む） B 項目 ・進入時原動機回転数又は進入速度 ・キャブ形状 ・駆動軸数 ・排気管開口部位置 ・エアクリーナの容量・吸入口径 ・クーリング・ファン形式 ・車両総重量 ＜オーバーラン確認＞ ・進入速度 ・車両総重量 ・車両全長	
30-R041 二輪自動車の騒音試験（協定規則第 41 号）	
A 項目	・PMR 区分（クラス違い） ・原動機型式 ・原動機最高出力（同一原動機型式で、最高出力が異なる（除く、モード違い）） ・騒音防止対策内容（消音器、車外騒音対策（フェアリングの有無を含む））
B 項目	・PMR 違い（車両質量違い（±10 k g 以内は代表車での試験が可能）、出力モード違い（指定加速度で使用するギヤ段数と加速度直線傾斜） ・マニュアル車と CVT の違い ・マルチモード車のモード違い（出力モード以外のスポーツ、エコモードなど） ・フェアリングの有無（騒音対策になっていないもの）（PMR 違いとなる） ・ギヤ比が違う場合（2 次減速を変更、ギヤ段違い（例：5 速、6 速仕様違い）、タイヤ動的負荷半径違い） ・吸気系の違い（エアクリーナ容量、吸入口径など）
30-R051 四輪自動車の車外騒音試験（協定規則第 51 号）	

< 走行騒音 (M1、N1、M2≤3.5t) >

- A項目
- ・カテゴリ(サブカテゴリ (規制値が別れる仕様)) 毎
 - ・騒音防止構造 (エンジンルーム及びその防音装置における形状又は材料)
 - ・原動機の型式 (強制点火又は圧縮点火、2 ストローク又は 4 ストローク、レシプロ又はロータリー)、シリンダーの数と容量、キャブレターの数と種類、噴射システムの種類、バルブの配置、又は電動機の型式
 - ・最高出力及びそのエンジン回転数。ただし、最高出力及びそのエンジン回転数が、エンジンマッピングのみを原因として異なる場合、これらの車両は制御の差を明示することで同一とすることができる。
 - ・消音器 (内部基本構造、容量、配列等の相違毎)
 - ・変速機 (ギヤ比固定で試験ができるもの・できないものの相違毎)
 - ・ランニングオーダー車両質量 (-10%～+20%の差は同等とみなすことができる。)

< 走行騒音 (N2、N3、M2>3.5t、M3) >

- A項目
- ・カテゴリ(サブカテゴリ (規制値が別れる仕様)) 毎
 - ・騒音防止構造 (エンジンルームおよび騒音防止装置における形状又は材質)
 - ・原動機の型式 (強制点火又は圧縮点火、2 ストローク又は 4 ストローク、レシプロ又はロータリー)、シリンダーの数と容量、噴射システムの型式、バルブの配置、定格エンジン回転数、または電動機の型)
 - ・定格最大ネット出力 (同一型式エンジンで異なる出力は同一グループとすることが出来る)
 - ・変速機 (ギヤ比固定で試験ができるもの・できないものの相違毎等)
 - ・排気管開口位置 (上、それ以外の相違毎)

< 圧縮排気騒音 >

- A項目
- ・装置型式
 - ・圧縮排気部品
 - ・原動機のアイドル回転数 (圧力調整器の性能に影響を与える場合に限る)
 - ・車両長さ

31-J041 (1) 重量車排出ガス試験 (JE05 モード)

31-J041 (2) 電気ハイブリッド重量車排出ガス試験 (システムベンチ)

31-J041 (3) 電気ハイブリッド重量車排出ガス試験 (HILS システム)

< ガソリンエンジン >

- A項目
- ・原動機の仕様
 - ・原動機の種類 (レシプロ、ロータリ)
 - ・燃料の種類 (ガソリン、LPG、CNG 等)
 - ・燃焼サイクル (2 サイクル、4 サイクル等)
 - ・冷却方式 (空冷、水冷等)
 - ・シリンダ・ブロック形状 (直列、V 型等)
 - ・シリンダ・ボアの中心間距離
 - ・総排気量 (内径、行程、シリンダ数)
 - ・燃料供給方式 (気化器、ポート内燃料噴射、筒内燃料噴射等)
 - ・弁機構 (OHV、OHC 等)
 - ・過給機 (装着の有無)
 - ・給気冷却器 (装着の有無)
 - ・排出ガス発散防止装置の仕様
 - ・後処理装置 (触媒等)
 - ・触媒の種類 (酸化、還元、三元等)
 - ・触媒の形式 (モノリス、ペレット等)
 - ・触媒の個数
 - ・触媒の主要成分 (白金、ロジウム、パラジウム等)
 - ・触媒の取付け位置 (排気マニホールド内、床下等)
 - ・EGR 装置 (装着の有無)
 - ・二次空気供給装置 (装着の有無)
 - ・O₂ センサー (装着の有無)
- B項目
- ・触媒容量及び担持量の相違
 - ・排圧
 - ・原動機燃焼室

- ・圧縮比
- ・バルブ数
- ・バルブ・タイミング
- ・点火時期
- ・インジェクタ
- ・EGR 方式
- ・二次空気供給方式
- ・ノックセンサーの有無
- ・過給機の性能
- ・給気冷却器の性能
- ・気化器の構造
- ・気化器の数

<ディーゼルエンジン>

A項目 原動機の仕様

- ・燃焼サイクル（2サイクル、4サイクル等）
- ・冷却方式（空冷、水冷等）
- ・シリンダ・ブロック形状（直列、V型等）
- ・シリンダ・ボアの中心間距離
- ・総排気量（内径、行程、シリンダ数）
- ・燃焼室形式（副室式、直噴式等）
- ・燃料供給方式（列形、分配形、ユニットインジェクタ、コモンレール等）
- ・弁機構（OHV、OHC等）
- ・過給機（装着の有無）
- ・給気冷却器（装着の有無）
- ・排出ガス発散防止装置の仕様
 - ・後処理装置（触媒、DPF等）
 - ・触媒の種類（酸化、還元、三元等）
 - ・触媒の形式（モノリス、ペレット等）
 - ・触媒の個数
 - ・触媒の主要成分（白金、ロジウム、パラジウム等）
 - ・触媒の取付け位置（排気マニホールド内、床下、DPF一体型等）
 - ・DPFの種類（連続再生式、交互再生式等）
 - ・DPFの個数
 - ・DPFの取付位置（排気マニホールド直下、床下等）
 - ・EGR装置（装着の有無）

B項目 触媒容量及び担持量の相違

- ・DPFの容量
- ・排圧
- ・原動機燃焼室
- ・圧縮比
- ・バルブ数
- ・バルブ・タイミング
- ・噴射時期
- ・噴射ノズル
- ・ガバナ
- ・EGR方式
- ・過給機の性能
- ・給気冷却器の性能

31-J041(4) ディーゼル重量車排出ガス試験（WHDCモード）

<エンジンファミリーを定義するパラメータ>

- ##### A項目
- ・燃焼サイクル（2サイクル、4サイクル、ロータリー等）
 - ・シリンダ・ブロック形状（V型、直列、ラジアル等）
 - ・シリンダ・ボアの中心間距離
 - ・主な冷却媒体（空気、水、オイル）
 - ・単位シリンダ容積
 - ・吸気方法（自然吸気、過給機式、吸気冷却器を用いた過給機式）

	・ 燃焼室形式（直噴式、副室式等） ・ バルブ及びポート ・ 弁機構（OHV、OHC 等） ・ 1 シリンダあたりのバルブ数 ・ 燃料供給のタイプ（ポンプ及び（高圧）ライン及びインジェクタ、列型または分配型ポンプ、ユニットポンプまたはユニットインジェクタ、コモンレール等） ・ その他の装置 ・ 排出ガス再循環（EGR） ・ 水噴射 ・ 空気噴射 ・ その他 ・ 電子コントロールストラテジー ・ タイミング ・ 噴射圧 ・ 多段噴射 ・ 過給圧 ・ VGT ・ EGR ・ 排気後処理装置 ・ 酸化触媒 ・ 三元触媒 ・ NO_x を選択的に還元する（還元剤の添加による）NO_x 除去装置 ・ その他 NO_x 除去装置 ・ 受動的再生によるパティキュレートトラップ ・ 能動的再生によるパティキュレートトラップ ・ その他のパティキュレートトラップ ・ その他装置
31-J042(1)	軽・中量車排出ガス試験（10・15+JC08C モード）
31-J042(2)	軽・中量車排出ガス試験（JC08H+JC08C モード）
31-J042(3)	軽・中量車排出ガス試験（JC08H+JC08C モード（ポスト新長期対応））
<ガソリンエンジン>	
A 項目	・ 原動機の仕様 ・ 原動機の種類（レシプロ、ロータリ） ・ 燃料の種類（ガソリン、LPG 等） ・ 燃焼サイクル（2 サイクル、4 サイクル等） ・ 冷却方式（空冷、水冷等） ・ シリンダ・ブロック形状（直列、V 型等） ・ シリンダ・ボアの中心間距離 ・ 総排気量（内径、行程、シリンダ数） ・ 燃料供給方式（気化器、ポート内燃料噴射、筒内燃料噴射等） ・ 弁機構（OHV、OHC 等） ・ 過給機（装着の有無） ・ 給気冷却器（装着の有無） ・ 排出ガス発散防止装置の仕様 ・ 後処理装置（触媒等） ・ 触媒の種類（酸化、還元、三元等） ・ 触媒の形式（モノリス、ペレット等） ・ 触媒の個数 ・ 触媒の主要成分（白金、ロジウム、パラジウム等） ・ 触媒の取り付け位置（排気マニホールド内、床下等） ・ EGR 装置（装着の有無） ・ 二次空気供給装置（装着の有無） ・ O₂ センサー（装着の有無） ・ 変速機の仕様（手動、自動等）
B 項目	・ 触媒容量及び担持量の相違 ・ V1000 ・ 車両重量

- ・走行抵抗
- ・装備品
- ・原動機燃焼室
- ・圧縮比
- ・バルブ数
- ・バルブ・タイミング
- ・点火時期
- ・インジェクタ
- ・EGR 方式
- ・二次空気供給方式
- ・ノックセンサーの有無
- ・過給機の性能
- ・給気冷却器の性能
- ・気化器の構
- ・気化器の数

<ディーゼルエンジン>

A 項目 原動機の仕様

- ・燃焼サイクル（2 サイクル、4 サイクル等）
- ・冷却方式（空冷、水冷等）
- ・シリンダ・ブロック形状（直列、V 型等）
- ・シリンダ・ボアの中心間距離
- ・総排気量（内径、行程、シリンダ数）
- ・燃焼室形式（副室式、直噴式等）
- ・燃料供給方式（列形、分配形、ユニットインジェクタ、コモンレール等）
- ・弁機構（OHV、OHC 等）
- ・過給機（装着の有無）
- ・給気冷却器（装着の有無）
- ・排出ガス発散防止装置の仕様
 - ・後処理装置（触媒、DPF 等）
 - ・触媒の種類（酸化、還元、三元等）
 - ・触媒の形式（モノリス、ペレット等）
 - ・触媒の個数
 - ・触媒の主要成分（白金、ロジウム、パラジウム等）
 - ・触媒の取付け位置（排気マニホールド内、床下、DPF 一体型等）
 - ・DPF の種類（連続再生式、交互再生式等）
 - ・DPF の個数
 - ・DPF の取付位置（排気マニホールド直下、床下等）
 - ・EGR 装置（装着の有無）
- ・変速機の仕様（手動、自動等）

B 項目 触媒容量及び担持量の相違

- ・DPF の容量
- ・V1000
- ・車両重量
- ・走行抵抗
- ・装備品
- ・原動機燃焼室
- ・圧縮比
- ・バルブ数
- ・バルブ・タイミング
- ・噴射時期
- ・噴射ノズル
- ・ガバナ
- ・EGR 方式
- ・過給機の性能
- ・給気冷却器の性能

※走行抵抗の同一範囲

(1) 車体形状

車体形状の相違による走行抵抗差が車速 50km/h において下記計算式により算出した値が±5.0%以内のもの。(転がり抵抗係数は走行抵抗測定車両の値を用い、試験自動車重量は走行抵抗測定車両の等価慣性重量を用いて計算する。)

走行抵抗測定車両の走行抵抗

$$F_{Ai} = \mu_{rA} \times W_A + \mu_{lA} \times A_A \times V_i^2$$

μ_{rA} 、 μ_{rB} : 転がり抵抗係数

W_A 、 W_B : 試験自動車重量

排出ガス等測定車両の走行抵抗

μ_{lA} 、 μ_{lB} : 空気抵抗係数

$$F_{Bi} = \mu_{rB} \times W_B + \mu_{lB} \times A_B \times V_i^2$$

A_A 、 A_B : 前面投影面積

V_i : 車速

$$\text{走行抵抗差} = (F_{Bi} - F_{Ai}) \div F_{Ai} \times 100$$

(2) 動力伝達装置(変速機の種類(手動、自動等)及び駆動方式の相違を除く。)

動力伝達装置(車体形状の相違がある場合を含む。)の相違により(1)の計算式で計算された走行抵抗差が、車速 10km/h から試験法毎に規定する最高速度までの間で±5.0%以内のもの。

(3) 車両重量

車両重量 1000kg 超えは±5.0%以内、1000kg 以下は±50kg 以内のもの。(等価慣性重量ランクの相違を含む)

31-J042(4) 軽・中量車排出ガス試験 (WLTC モード)

31-J042GTR015 軽・中量車排出ガス試験 (WLTC モード)

31-J042R154 軽・中量車排出ガス試験 (協定規則第 154 号)

<純 ICE>

- A 項目
- ・内燃エンジンの型式：燃料種別（フレックス燃料車またはバイフューエル車の場合には複数種別）、燃焼プロセス、排気量、全負荷特性、エンジン技術、および充電システムに加え、WLTP 条件の下で CO₂ 質量エミッションに対して無視できない影響を及ぼす他のエンジンサブシステムまたは特徴も含む原動機の仕様
 - ・CO₂ 質量エミッションに影響を及ぼすパワートレイン内部の全構成部品の動作方法
 - ・トランスミッション型式（例：マニュアル、オートマチック、CVT）およびトランスミッションモデル（例：トルク定格、ギヤ数、クラッチの数など）
 - ・n／v 比（当該全ての変速比について、もっとも一般的に搭載されている変速機の n／v 比に関する差が 8 % 以内であれば、この要件の充足とみなすものとする。）
 - ・ドライブアクスルの数

<NOVC-HEV 及び OVC-HEV>

- A 項目
- ・内燃エンジンの型式：燃料種別（フレックス燃料車またはバイフューエル車の場合には複数種別）、燃焼プロセス、排気量、全負荷特性、エンジン技術、および充電システムに加え、WLTP 条件の下で CO₂ 質量エミッションに対して無視できない影響を及ぼす他のエンジンサブシステムまたは特徴も含む原動機の仕様
 - ・CO₂ 質量エミッションに影響を及ぼすパワートレイン内部の全構成部品の動作方法
 - ・トランスミッション型式（例：マニュアル、オートマチック、CVT）およびトランスミッションモデル（例：トルク定格、ギヤ数、クラッチの数など）
 - ・n／v 比（当該全ての変速比について、もっとも一般的に搭載されている変速機の n／v 比に関する差が 8 % 以内であれば、この要件の充足とみなすものとする。）
 - ・ドライブアクスルの数
 - ・電気機械の型式および数、構造形式（非同期、同期）、冷却剤の種類（空気、液体）、その他試験条件下で CO₂ 質量エミッションおよび電気エネルギー消費に対して無視できない影響を及ぼす特性
 - ・駆動 REESS の型式（電池の種類、容量、公称電圧、公称出力、冷却剤の種類など）
 - ・電気機械と駆動 REESS 間、駆動 REESS と低電圧電源間、および充電プラグイン REESS と駆動 REESS 間の電気エネルギー変換器の型式、その他、WLTP 条件の下で CO₂ 質量エミッションおよび電気エネルギー消費に対して無視できない影響を及ぼす特性

<PEV>

- A 項目
- ・電気機械の型式および数（構造形式（非同期／同期など）、冷却剤の種類（空気、液体）、その他、

	WLTP 条件の下で電気エネルギー消費および航続距離に対して無視できない影響を及ぼす特性 ・駆動 REESS の型式（電池の種類、容量、公称電圧、公称出力、冷却剤の種類（空気、液体）） ・トランスミッション型式（例：マニュアル、オートマチック、CVT）およびトランスミッションモデル（例：トルク定格、ギヤ数、クラッチの数など） ・ドライブアクスルの数 ・電気機械と駆動 REESS 間、駆動 REESS と低電圧電源間、および充電プラグイン REESS と駆動 REESS 間の電気エネルギー変換器の型式、その他、WLTP 条件の下で電気エネルギー消費および航続距離に対して無視できない影響を及ぼす特性 ・電気エネルギー消費に影響を及ぼすパワートレイン内部の全構成部品の動作方法 ・n/v 比（当該全ての変速比について、もっとも一般的に搭載されている変速機の n/v 比に関する差が 8 % 以内であれば、この要件の充足とみなすものとする。） <OVC-FCHV および NOVC-FCHV> A 項目 ・電気機械の型式および数：構造形式（非同期／同期など）、冷却剤の種類（空気、液体）、その他、WLTP 条件の下で燃料消費（または燃料効率）および電気エネルギー消費に無視できない影響を及ぼす特性 ・燃料電池の型式（モデル、公称電圧、冷却剤の種類（空気、液体））に加え、WLTP 条件の下で燃料消費（または燃料効率）に無視できない影響を及ぼす他の燃料電池サブシステムまたは特性 ・駆動 REESS の型式（電池の種類、容量、公称電圧、公称出力、冷却剤の種類（空気、液体）） ・トランスミッション型式（例：マニュアル、オートマチック、CVT）およびトランスミッションモデル（例：トルク定格、ギヤ数、クラッチの数など） ・ドライブアクスルの数 ・電気機械と駆動 REESS 間、駆動 REESS と低電圧電源間、および充電プラグイン REESS と駆動 REESS 間の電気エネルギー変換器の型式、その他、WLTP 条件の下で燃料消費（または燃料効率）および電気エネルギー消費に対して無視できない影響を及ぼす特性 ・燃料消費（または燃料効率）および電気エネルギー消費に影響を及ぼすパワートレイン内部の全構成部品の動作方法 ・n/v 比（当該全ての変速比について、もっとも一般的に搭載されている変速機の n/v 比に関する差が 8 % 以内であれば、この要件の充足とみなすものとする。）
31-J043 (1)	ディーゼル特殊自動車排出ガス試験（8 モード）
31-J043 (2)	ディーゼル特殊自動車排出ガス試験（8 モード及び NRTC）
31-J043 (3)	ディーゼル特殊自動車排出ガス試験（8 モード及び NRTC（RMC 対応））
A 項目	・原動機の仕様 ・燃焼サイクル（2 サイクル、4 サイクル等） ・冷却方式（空冷、水冷等） ・シリンダ・ブロック形状（直列、V 型等） ・総排気量（1 気筒当たりの排気量が 750cc 以上の場合は、総排気量差が 15% 以内、1 気筒当たりの排気量が 750cc 未満の場合、総排気量差が 30% 以内、ただし、同一シリンダ数） ・燃焼室形式（副室式、直噴式等） ・燃料供給方式（列形、分配形、ユニットインジェクタ、コモンレール等） ・弁機構（OHV、OHC 等） ・過給機（装着の有無） ・給気冷却器（装着の有無） ・排出ガス発散防止装置の仕様 ・後処理装置（触媒、DPF 等） ・触媒の種類（酸化、還元、三元等） ・触媒の形式（モノリス、ペレット等） ・触媒の個数 ・触媒の主要成分（白金、ロジウム、パラジウム等） ・触媒の取付位置（排気マニホールド内、床下等） ・DPF の種類（連続再生式、交互再生式等） ・DPF の取付位置（排気マニホールド直下、床下等） ・DPF の個数 ・EGR 装置（装着の有無） B 項目 ・最大トルク点のストローク当たりの燃料吐出量（mm^3/st） ・定格出力点のストローク当たりの燃料吐出量（mm^3/st） ・触媒容量及び担持量の相違

	・DPF の容量 ・排圧 ・原動機燃焼室 ・圧縮比 ・バルブ数 ・バルブ・タイミング ・噴射時期 ・噴射ノズル ・ガバナ ・EGR 方式（装着の有無を含む） ・過給機の性能 ・給気冷却器の性能
31-J044(1)	二輪車排出ガス試験
31-J044(2)	二輪車排出ガス試験（WMTC）
A 項目	・原動機の仕様 ・原動機の種類（レシプロ、ロータリ） ・燃料の種類 ・燃焼サイクル（2 サイクル、4 サイクル等） ・冷却方式（空冷、水冷等） ・シリンダ・ブロック形状（直列、V 型等） ・シリンダ・ボアの中心間距離 ・総排気量（内径、行程、シリンダ数） ・燃料供給方式（気化器、ポート内燃料噴射、筒内燃料噴射等） ・弁機構（OHV、OHC 等） ・過給機（装着の有無） ・給気冷却器（装着の有無） ・排出ガス発散防止装置の仕様 ・後処理装置（触媒等） ・触媒の種類（酸化、還元、三元等） ・触媒の形式（モノリス、ペレット等） ・触媒の個数 ・触媒の主要成分（白金、ロジウム、パラジウム等） ・触媒の取付け位置（排気マニホールド内、膨張室内等） ・EGR 装置（装着の有無） ・二次空気供給装置（装着の有無） ・O₂ センサー（装着の有無） ・変速機の仕様（手動、自動等） ・車両分類（WMTC モードの場合のみ）
B 項目	・触媒容量及び担持量の相違 ・V1000 ・車両重量 ・走行抵抗 ・クラッチ方式（手動、自動等） ・原動機燃焼室 ・圧縮比 ・バルブ数 ・バルブ・タイミング ・点火時期 ・インジェクタ ・EGR 方式 ・二次空気供給方式 ・ノックセンサーの有無 ・過給機の性能 ・給気冷却器の性能 ・気化器の構造 ・気化器の数 ・潤滑油供給方式（混合給油、分離給油等）

31-J044GTR002 二輪車排出ガス試験（世界統一技術規則第2号（WMT））

＜車両推進ユニットファミリー＞

A項目 ・車両

- ・ カテゴリー
- ・ サブカテゴリー
- ・ 公称慣性カテゴリーの上下2つの慣性カテゴリー内の車両バリエーションまたはバージョンの慣性
- ・ 総ギヤ比（± 8%）
- ・ 推進ファミリーの特徴
 - ・ 燃焼エンジンのシリンダ数
 - ・ 燃焼エンジンの排気量（±2%）
 - ・ 燃焼エンジンバルブの数および制御（可変カム位相またはリフト）
 - ・ モノフューエル
 - ・ 燃料システム（キャブレター／掃気ポート／ポート燃料噴射／直接燃料噴射／コモンレール／ポンプインジェクター／その他）
 - ・ 燃焼エンジンの冷却システムのタイプ
 - ・ 燃焼サイクル（PI／CI／2ストローク／4ストローク／その他）
 - ・ 吸気システム（自然吸気／過給（ターボチャージャー／スーパーチャージャー）／インタークーラー／過給制御）および吸気制御（機械スロットル／電子スロットル制御／スロットルなし）
- ・ 汚染防止システムの特徴
 - ・ 排気系の触媒コンバータ装備（非装備）
 - ・ 触媒コンバータタイプ
 - ・ 触媒コンバータの数およびエレメント
 - ・ 触媒コンバータのサイズ（モノリスの体積±15%）
 - ・ 触媒作用の動作原理（酸化、三元、加熱、SCR、その他）
 - ・ 貴金属担持量（同量またはより多量）
 - ・ 貴金属比率（±15%）
 - ・ 担体（構造および材料）
 - ・ セル密度
 - ・ 触媒コンバータのケーシングタイプ
 - ・ 排気系の微粒子フィルタ（PF）装備（非装備）
 - ・ 微粒子フィルタタイプ
 - ・ 微粒子フィルタの数およびエレメント
 - ・ 微粒子フィルタのサイズ（フィルタエレメントの体積±10%）
 - ・ 微粒子フィルタの動作原理（バreshal／ウォールフロー／その他）
 - ・ 微粒子フィルタの活性表面
 - ・ 定期再生システム装備（非装備）
 - ・ 定期再生システムタイプ
 - ・ 定期再生システムの動作原理
 - ・ 選択的触媒コンバータ還元（SCR）システム装備（非装備）
 - ・ SCRシステムタイプ
 - ・ SCRシステムの動作原理
 - ・ リーンNOxトラップ／アブソーバ装備（非装備）
 - ・ リーンNOxトラップ／アブソーバタイプ
 - ・ リーンNOxトラップ／アブソーバの動作原理
 - ・ コールドスタート装置または始動補助装置装備（非装備）
 - ・ コールドスタート装置または始動補助装置タイプ
 - ・ コールドスタート装置または始動補助装置の動作原理
 - ・ コールドスタートまたは始動補助装置の起動時間および／またはデューティサイクル（コールドスタート後に限定時間のみ作動／連続動作）
 - ・ 燃料制御O₂センサー装備（非装備）
 - ・ O₂センサータイプ
 - ・ O₂センサーの動作原理（バイナリ／ワイドレンジ／その他）
 - ・ O₂センサーとクローズドループ燃料供給システムの相互作用（理論空燃比／リーンまたはリッチ）

	・排気ガス再循環（EGR）システム装備（非装備） ・EGR システムタイプ ・EGR システムの動作原理 ・最大 EGR 率（±5%）
31-J046	無負荷急加速黒煙試験
31-J109	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数試験
A 項目	・原動機の仕様 ・燃焼サイクル（2 サイクル、4 サイクル等） ・冷却方式（空冷、水冷等） ・シリンダ・ブロック形状（直列、V 型等） ・シリンダ・ボアの中心間距離 ・総排気量（内径、行程、シリンダ数） ・燃焼室形式（副室式、直噴式等） ・燃料供給方式（列形、分配形、ユニットインジェクタ、コモンレール等） ・弁機構（OHV、OHC 等） ・過給機（装着の有無） ・給気冷却器（装着の有無） ・排出ガス発散防止装置の仕様 ・後処理装置（触媒、DPF 等） ・触媒の種類（酸化、還元、三元等） ・触媒の形式（モノリス、ペレット等） ・触媒の個数 ・触媒の主要成分（白金、ロジウム、パラジウム等） ・触媒の取付位置（排気マニホールド内、床下、DPF 一体型等） ・DPF の種類（連続再生式、交互再生式等） ・DPF の個数 ・DPF の取付位置（排気マニホールド直下、床下等） ・EGR 装置（装着の有無）
B 項目	・触媒容量及び担持量の相違 ・DPF の容量 ・排圧 ・原動機燃焼室 ・圧縮比 ・バルブ数 ・バルブ・タイミング ・噴射時期 ・噴射ノズル ・ガバナ ・EGR 方式（装着の有無を含む） ・過給機の性能 ・給気冷却器の性能
31-J047	熱害警報装置等試験
A 項目	・原動機の仕様 ・原動機の種類（レシプロ、ロータリ） ・燃焼サイクル（2 サイクル、4 サイクル等） ・シリンダ・ブロック形状及びシリンダ数（直 6、V6 等） ・シリンダ・ボアの中心間距離（ロータリの場合はエピトロコイド曲線の長軸、短軸） ・弁位置（頭上弁式、側弁式） ・冷却方式（空冷、水冷等） ・燃料の種類（燃料供給方式を含む） ・触媒の種類（モノリス、ペレットの別等） ・排気系基本レイアウト（触媒位置、消音器位置、遮熱板位置等） ・アンダー・フロア基本形状 ・警報検出部形式（熱電対式、サーミスタ式、ヒューズ式等） ・警報検出部作動温度 ・警報表示部形式（灯火式、音響式）

B 項目	・触媒、排気系周辺のブレーキ系、燃料系、電気系等の基本的な配管又は配線の相違 ・触媒容量 ・消音器容量 ・原動機最高出力 ・変速機伝達効率 ・V1000 ・車両総重量
31-J048(1) 車載式故障診断装置試験（ガソリン自動車（J-OBDⅠ））	
A 項目	・故障検知対象の部品及びシステム ・故障検知方式 ・断線等故障検知対象の部品及びシステム（電圧検知、電流検知、その他検知） ・燃料供給システム（燃料噴射補正量検知等） ・排気ガス再循環（EGR）システム（EGR ガス温度検知、EGR バルブリフト量検知等）
31-J048(2) 車載式故障診断装置試験（ガソリン自動車（J-OBDⅡ））	
A 項目	・故障診断対象の部品及びシステム ・故障診断方式 ・閾値診断対象の部品及びシステム ・機能診断対象の部品及びシステム ・回路診断対象の部品及びシステム ・故障検知の走行モード（JC08 モード、MLIT10 モード）
31-J048(3) 車載式故障診断装置試験（ディーゼル自動車）	
A 項目	・故障検知対象の部品及びシステム ・故障検知方式 ・断線等故障検知対象の部品及びシステム（電圧検知、電流検知、その他検知） ・排気ガス再循環（EGR）システム（EGR ガス温度検知、EGR バルブリフト量検知等）
31-J048(4) 車載式故障診断装置試験（ディーゼル重量車（J-OBDⅡ））	
<エミッション OBD ファミリーを定義する基本要素>	
A 項目	・排出ガス制御システム ・OBD 監視の方法 ・性能監視及び、電気・電子部品の監視に対する故障判定閾値 ・監視要素（頻度等）
31-J048R154 車載式故障診断装置試験（協定規則第 154 号）	
<エンジン>	
A 項目	・燃焼プロセス（すなわち強制点火、圧縮点火、2 ストローク、4 ストローク／ロータリー） ・エンジン燃料供給の方法（すなわちシングルポイントまたはマルチポイントの燃料噴射） ・燃料種別（すなわちガソリン、ディーゼル、フレックス燃料のガソリン／エタノール、フレックス燃料のディーゼル／バイオディーゼル、NG／バイオメタン、LPG、バイフューエルのガソリン／NG／バイオメタンバイフューエルのガソリン／LPG）
<エミッションコントロールシステム>	
A 項目	・触媒コンバーターの種類（すなわち酸化、三元、加熱触媒、SCR、その他） ・パティキュレートトラップの種類 ・二次エア噴射（その有無） ・排気ガス再循環（その有無）
<OBD の部品および機能>	
A 項目	・OBD 機能監視の異常検出および車両運転者に対する異常表示の方法
31-J049(1) 燃料蒸発ガス試験（10・15+11 モード）	
31-J049(2) 燃料蒸発ガス試験（JC08 モード）	
A 項目	・原動機の仕様

	・燃料供給システム（気化器、電子燃料噴射等） ・燃料蒸発ガス抑止装置 ・形式（キャニスタ方式、クランクケースストレージ方式等） ・キャニスタ吸着剤（カーボン、合成材等） ・パージ方式（負圧式、電子制御式等） ・燃料タンク ・材質（鋼製、樹脂製等）
B項目	・キャニスタ容量及び個数又はワーキングキャパシティ ・キャニスタの構造（ハウジング材（鋼製、樹脂製）、キャニスタへのベーパー制御の有無、形状（オープンボトム、クローズドボトム）、掃気方式） ・燃料タンクの構造（フィルターキャップ及び燃料計量システムのシーリング方法、通気方法）及び容量 ・燃料配管の取りまわし（燃料リターンシステム等） ・燃料の種類
※ 認可済み自動車の試験結果を活用することを希望される場合には、当該試験時のモードを記載すること。	
31-J049R154 燃料蒸発ガス試験（協定規則第 154 号）	
A項目	・燃料タンクシステムの材料および構造 ・燃料タンクの構造（密閉タンク、非密閉タンク） ・燃料タンクリリーフバルブ設定（空気の吸入および放出）
B項目	・蒸気ホースの材料 ・燃料ラインの材料および接続方法 ・活性炭キャニスタのボタンワーキングキャパシティ（BWC300）が最高値の 10% の範囲内（同じ種類の活性炭を使用した活性炭キャニスタについて、活性炭の量は BWC300 決定時の当該量の 10% 以内とする） ・パージコントロールシステム（たとえば、バルブの種類、パージ制御ストラテジー） ・BWC300 に対する燃料タンク容量の割合
31-J103(1) ガソリン・液化石油ガス特殊自動車 7 モード排出ガス試験	
A項目	・原動機の仕様 ・原動機の種類（レシプロ、ロータリ） ・燃料の種類（ガソリン、LPG 等） ・燃焼サイクル（2 サイクル、4 サイクル等） ・冷却方式（空冷、水冷等） ・シリンダ・ブロック形状（直列、V 型等） ・シリンダ・ボアの中心間距離 ・総排気量（内径、行程、シリンダ数） ・燃料供給方式（気化器、ポート内燃料噴射、筒内燃料噴射等） ・弁機構（OHV、OHC 等） ・過給機（装着の有無） ・給気冷却器（装着の有無） ・排出ガス発散防止装置の仕様 ・後処理装置（触媒等） ・触媒の種類（酸化、還元、三元等） ・触媒の形式（モノリス、ペレット等） ・触媒の個数 ・触媒の主要成分（白金、ロジウム、パラジウム等） ・触媒の取付け位置（排気マニホールド内、床下等） ・EGR 装置（装着の有無） ・二次空気供給装置（装着の有無） ・O₂ センサー（装着の有無）
B項目	・全負荷軸トルク値 ・定格出力値 ・排気装置から触媒までの長さ ・触媒容量及び担持量の相違 ・排圧 ・原動機燃焼室 ・圧縮比

	・バルブ数 ・バルブ・タイミング ・点火時期 ・インジェクタ ・EGR 方式 ・二次空気供給方式 ・ノックセンサーの有無 ・過給機の性能 ・給気冷却器の性能 ・気化器の構造 ・気化器の数
31-J103(2) ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード排出ガス試験 (LSI-NRTC モード法)	
A項目	・原動機の仕様 ・原動機の種類（レシプロ、ロータリ） ・燃料の種類（ガソリン、LPG 等） ・燃焼サイクル（2 サイクル、4 サイクル等） ・冷却方式（空冷、水冷等） ・シリンダ・ブロック形状（直列、V 型等） ・シリンダ・ボアの中心間距離 ・総排気量（内径、行程、シリンダ数） ・燃料供給方式（気化器、ポート内燃料噴射、筒内燃料噴射等） ・弁機構（OHV、OHC 等） ・過給機（装着の有無） ・給気冷却器（装着の有無） ・排出ガス発散防止装置の仕様 ・後処理装置（触媒等） ・触媒の種類（酸化、還元、三元等） ・触媒の形式（モノリス、ペレット等） ・触媒の個数 ・触媒の主要成分（白金、ロジウム、パラジウム等） ・触媒の取付け位置（排気マニホールド内、床下等） ・EGR 装置（装着の有無） ・二次空気供給装置（装着の有無） ・O₂ センサー（装着の有無）
B項目	・全負荷軸トルク値 ・定格出力値 ・排気装置から触媒までの長さ ・触媒容量及び担持量の相違 ・排圧 ・原動機燃焼室 ・圧縮比 ・バルブ数 ・バルブ・タイミング ・点火時期 ・インジェクタ ・EGR 方式 ・二次空気供給方式 ・ノックセンサーの有無 ・過給機の性能 ・給気冷却器の性能 ・気化器の構造 ・気化器の数
その他	・コールドスタートシステム
31-J115(1) 車載式故障診断装置試験（二輪車用 J-OB D I）	
A項目	・原動機の仕様 ・燃焼方式（強制点火、圧縮点火、2 ストローク、4 ストローク等）

	・燃料供給方式（シングル、マルチポイントインジェクション等） ・燃料（ガソリン、ディーゼル、フレックスフューエル等） ・排出ガス低減システム ・触媒の種類（酸化、三元、加熱触媒、SCR 等） ・粒子トラップの種類 ・二次空気供給装置の装着有無 ・EGR の装着有無 ・OBD の部品と機能 ・OBD 故障検知方式と通知方式
31-J115(2)	車載式故障診断装置試験（二輪車用 J-OBD II）
A 項目	・原動機の仕様 ・燃焼方式（強制点火、圧縮点火、2 ストローク、4 ストローク等） ・燃料供給方式（シングル、マルチポイントインジェクション等） ・燃料（ガソリン、ディーゼル、フレックスフューエル等） ・排出ガス低減システム ・触媒の種類（酸化、三元、加熱触媒、SCR 等） ・粒子トラップの種類 ・二次空気供給装置の装着有無 ・EGR の装着有無 ・OBD の部品と機能 ・OBD 故障検知方式と通知方式
31-J116	オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御に関する試験
	＜エンジンファミリーを定義するパラメータ＞ A 項目 ・燃焼サイクル（2 サイクル、4 サイクル、ロータリー等） ・シリンダ・ブロック形状（V 型、直列、ラジアル等） ・シリンダ・ボアの中心間距離 ・主な冷却媒体（空気、水、オイル） ・単位シリンダ容積 ・吸気方法（自然吸気、過給機式、吸気冷却器を用いた過給機式） ・燃焼室形式（直噴式、副室式等） ・バルブ及びポート ・弁機構（OHV、OHC 等） ・1 シリンダあたりのバルブ数 ・燃料供給のタイプ（ポンプ及び（高圧）ライン及びインジェクタ、列型または分配型ポンプ、ユニットポンプまたはユニットインジェクタ、コモンレール等） ・その他の装置 ・排出ガス再循環（EGR） ・水噴射 ・空気噴射 ・その他 ・電子コントロールストラテジー ・タイミング ・噴射圧 ・多段噴射 ・過給圧 ・VGT ・EGR ・排気後処理装置 ・酸化触媒 ・三元触媒 ・NO_x を選択的に還元する（還元剤の添加による）NO_x 除去装置 ・その他 NO_x 除去装置 ・受動的再生によるパティキュレートトラップ ・能動的再生によるパティキュレートトラップ ・その他のパティキュレートトラップ

・その他装置	
31-J117(1) 燃料蒸発ガス試験（二輪車モード）	
A項目	・燃料タンクシステムの材料および構造 ・燃料タンクの構造（密閉タンク、非密閉タンク） ・燃料タンクリリーフバルブ設定（空気の吸入および放出）
B項目	・蒸気ホースの材料 ・燃料ラインの材料および接続方法 ・活性炭キャニスタのブタンワーキングキャパシティ（BWC300）が最高値の10%の範囲内（同じ種類の活性炭を使用した活性炭キャニスタについて、活性炭の量はBWC300決定時の当該量の10%以内とする） ・パージコントロールシステム（たとえば、バルブの種類、パージ制御ストラテジー）
31-J117(2) 燃料蒸発ガス試験（WMTC モード）	
＜車両諸元に関するファミリー要件＞	
A項目	・エバポエミッションコントロールシステム（装着有無） ・エバポエミッションコントロールシステムタイプ ・エバポエミッションコントロールシステムの操作原理（能動的、受動的、機械式あるいは電子式） ・同一の空燃比計量の基本原理（キャブレター、単/複ポイントインジェクション、エンジンスピードデンシティマップ、エアーマスフロー） ・燃料タンクの材質（金属の場合すべて同一と見なす） ・液体燃料ホース及びその表面積（同等以下） ・燃料タンク容量（基準とする燃料タンク容量の+10 / - 50%以内） ・燃料ストレージリリーフバルブの圧力設定（同一以上） ・同一の燃料蒸気の貯蔵方法（トラップの形状、貯蔵媒体、エアクリーナー（エバポエミッションコントロールに使用される場合）など） ・キャニスタ容量（同一以上） ・同一の蒸気のパージ方法（例：空気流、走行サイクル全体のパージ量） ・同一の燃料計量システムの密封および通気方法
31-J119 路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験	
A項目	・パワートレイン（例：ICE、HEV、PHEV） ・燃焼サイクル（例：2 ストローク、4 ストローク） ・シリンダ数 ・シリンダ・ブロックの構成（例：直列、V 型、星型） ・エンジン排気量（自動車製作者等は、値 V_{eng_max}（＝PEMS 試験ファミリー内の全車両中の最大エンジン排気量）を指定するものとする。PEMS 試験ファミリー内の車両のエンジン排気量は、$V_{eng_max} \geq 1,500\text{ccm}$ の場合は $V_{eng_max}-22\%$、$V_{eng_max} < 1,500\text{ccm}$ の場合は $V_{eng_max}-32\%$ を超えて逸脱しないものとする。 ・燃料供給方法（例：間接噴射、直接噴射、併用型） ・冷却媒体（例：空冷、水冷、油冷） ・吸気方法、過給器の種類（例：外部駆動式、シングルターボ、マルチターボなど） ・排気後処理装置の種類及び順序 ・排気ガス再循環装置（例：有／無、内部／外部、冷却／非冷却、低圧／高圧）
31-J119R168 路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験（協定規則第 168 号）	
A項目	・パワートレイン（例：ICE、HEV、PHEV） ・燃焼サイクル（例：2 ストローク、4 ストローク） ・シリンダ数 ・シリンダ・ブロックの構成（例：直列、V 型、星型） ・エンジン排気量（自動車製作者等は、値 V_{eng_max}（＝PEMS 試験ファミリー内の全車両中の最大エンジン排気量）を指定するものとする。PEMS 試験ファミリー内の車両のエンジン排気量は、$V_{eng_max} \geq 1,500\text{ccm}$ の場合は $V_{eng_max}-22\%$、$V_{eng_max} < 1,500\text{ccm}$ の場合は $V_{eng_max}-32\%$ を超えて逸脱しないものとする。 ・燃料供給方法（例：間接噴射、直接噴射、併用型） ・冷却媒体（例：空冷、水冷、油冷） ・吸気方法、過給器の種類（例：外部駆動式、シングルターボ、マルチターボなど）

・排気後処理装置の種類及び順序（例：三元触媒、酸化触媒、リーン NOx トラップ、SCR、リーン NOx 触媒、パティキュレートトラップ等） ・排気ガス再循環装置（例：有／無、内部／外部、冷却／非冷却、低圧／高圧）	
32-J050 前照灯試験	
A 項目	・灯器型式 ・灯器取付部形状（取付面の意匠の別） ・バルブ（白熱、ハロゲン、白色、淡黄色、作動電圧等の別） ・照射方向調整装置の有無（標準状態における調整位置が同じ場合には有りのみ） ・灯器取付位置（取付高さ 1m 以下と 1m 超えの別）
32-J052R048 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験	
＜灯火器の取り付け位置、幾何学的視認性及び赤色・白色灯火禁止＞	
A 項目	・灯火器型式 ・灯火器の取付部形状
B 項目	・取り付け位置、幾何学的視認角、赤色・白色灯火禁止
＜すれ違い用前照灯の照射光線の傾き変動＞	
A 項目	・灯火器型式 ・灯火器の取付部形状 ・照射方向調節装置
B 項目	・照射光線の傾き
＜曲線道路用配光可変型前照灯＞	
A 項目	・灯火器型式 ・灯火器の取付部形状 ・配光可変性能
B 項目	・下縁高さ
＜走行用前照灯の自動制御＞	
A 項目	・検出システム
B 項目	・灯火器型式
＜配光可変型走行用ビーム＞	
A 項目	・配光システム ・検出システム
B 項目	・灯火器型式
32-J053 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験	
32-R053 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験（協定規則第 53 号）	
A 項目	・灯火器型式 ・灯火器の取付部形状
B 項目	・取り付け位置、幾何学的視認角、赤色・白色灯火禁止
32-J055R045 前照灯洗浄器試験	
A 項目	・前照灯の配光（バルブ、配光等の別） ・前照灯洗浄器（種類、洗浄範囲、ポンプ能力の別） ・噴射ノズル取付位置（前照灯との相対位置）
32-J056R045 前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置試験	
A 項目	・洗浄液容器（等級の別） ・操作装置（兼用の有無の別）
32-R050 二輪自動車等の灯火器試験（協定規則第 50 号）	
A 項目	・型式 ・灯器の構造（レンズ形状・反射面形状等） ・バルブ（同一カテゴリーの電圧違いを除く。）

B項目	・反射面の材質 ・灯器の取付角度 ・レンズまたは反射面のステップパターン ・灯光色（同一色内） ・反射面形状の軽微な相違（LEDを除く。） ・反射面の処理方法（コーティングの有無） ・レンズの材質 ・エクステンションの形状・表面処理・色
32-R098	前照灯試験（協定規則第 98 号）
32-R112	前照灯試験（協定規則第 112 号）
32-R113	前照灯試験（協定規則第 113 号）
32-R149	照射灯火試験（協定規則第 149 号（前照灯））
A項目	・灯器型式 ・バルブ（ハロゲン、放電灯、LED（カテゴリー等の相違を含む）） ・前照灯内のシェード（シェードの有無及び相違） ・反射面 ・形状（車幅灯電球の有無、開口寸法の相違、ステップパターンの相違） ・材料（材料の別） ・コーティング材（コーティング材（色も含む）の別） ・レンズステップパターン（ステップパターンの相違） ・樹脂レンズ材（材料（色も含む）の別） ・コーティング材（材料（色も含む）の別） ・作動電圧（12V、24V 等） ・配光に影響を与える障害物（バンパ等の有無及び相違） ・HI・LO 切替機構（構造の相違） ・前照灯ワイパー（有無及び相違） ・リフレクターの可動範囲（可動角度の相違） ・曲線道路用配光可変型前照灯（追加光源を含む全タイプ） ・装備（有無） ・点灯作動範囲（スイブル角度及び初期点灯位置の相違） ・スイブル機構（構造の相違）
32-R123	前照灯試験（協定規則第 123 号）
32-R149	照射灯火試験（協定規則第 149 号（前照灯））
A項目	・灯器型式 ・バルブ（ハロゲン、放電灯、LED（カテゴリー等の相違を含む）） ・前照灯内のシェード（シェードの有無及び相違） ・反射面 ・形状（車幅灯電球の有無、開口寸法の相違、ステップパターンの相違） ・材料（材料の別） ・コーティング材（コーティング材（色も含む）の別） ・レンズステップパターン（ステップパターンの相違） ・樹脂レンズ材（材料（色も含む）の別） ・コーティング材（材料（色も含む）の別） ・作動電圧（12V、24V 等） ・配光に影響を与える障害物（バンパ等の有無及び相違） ・HI・LO 切替機構（構造の相違） ・前照灯ワイパー（有無及び相違） ・リフレクターの可動範囲（可動角度の相違） ・配光可変型走行ビーム（追加光源を含む全タイプ） ・装備（有無） ・点灯作動範囲（スイブル角度及び初期点灯位置の相違） ・クラス ・主ビームの配光変化 ・運転支援プロジェクション機能の有無
32-001	前照灯試験（技術基準以外）

<主光軸> A項目 ・灯器型式 ・灯器取付部形状（取付面の意匠の別） ・バルブ（白熱、ハロゲン、白色、淡黄色、作動電圧等の別） ・照射方向調整装置の有無（標準状態における調整位置が同じ場合には有りのみ） B項目 ・取付高さ ・バルブキャップの色	
<配光特性（4灯式を除く）> A項目 ・灯火型式 ・バルブ（白熱、ハロゲン、白色、淡黄色、作動電圧等の別）	
33-R019 前部雾灯試験（協定規則第19号）	
33-R149 照射灯火試験（協定規則第149号（前部雾灯））	
A項目 ・型式 ・灯器の構造（レンズ形状・反射面形状等） ・バルブ（同一カテゴリーの電圧違いを除く。） ・レンズの材質（プラスチックからガラスを除く。） ・反射面の材質 ・灯光色（白色・淡黄色） ・レンズまたは反射面のステップパターン B項目 ・灯光色（同一色内） ・反射面形状の軽微な相違（車幅灯の有無） ・反射面の処理方法（コーティングの有無） ・プラスチックレンズの材質 ・レンズのコーティング材 ・エクステンションの形状・表面処理・色	
33(2)-J102R119 側方照射灯試験	
A項目 ・灯器型式 ・灯器取付部形状（取付面の意匠の別） ・バルブ（白色、淡黄色、作動電圧等の別） B項目 ・取付高さ ・バルブキャップの色	
33(2)-R119 側方照射灯試験（協定規則第119号）	
33(2)-R149 照射灯火試験（協定規則第149号（側方照射灯））	
A項目 ・灯器型式 ・灯器取付部形状（取付面の意匠の別） ・バルブ（白色、淡黄色、作動電圧等の別） B項目 ・取付高さ ・バルブキャップの色	
33(3)-R023 低速走行時照射灯試験（協定規則第23号）	
33(3)-R148 信号灯火試験（協定規則第148号（低速走行時照射灯））	
A項目 ・型式 ・灯器の構造（レンズ形状・反射面形状等） ・バルブ（同一カテゴリーの電圧違いを除く。） ・反射面の材質 ・灯光色（同一色外の相違） ・灯器の取付角度 ・レンズまたは反射面のステップパターン B項目 ・灯光色（同一色内） ・反射面形状の軽微な相違（LEDを除く。） ・反射面の処理方法（コーティングの有無） ・レンズの材質 ・エクステンションの形状・表面処理・色	

34-J058R007 車幅灯試験	
34-R148 信号灯火試験（協定規則第 148 号（車幅灯））	
A 項目	・型式 ・灯器の構造（レンズ形状・反射面形状等） ・バルブ（同一カテゴリーの電圧違いを除く。） ・反射面の材質 ・灯光色（同一色外の相違） ・灯器の取付角度 ・レンズまたは反射面のステップパターン
B 項目	・灯光色（同一色内） ・反射面形状の軽微な相違（LED を除く。） ・反射面の処理方法（コーティングの有無） ・レンズの材質 ・エクステンションの形状・表面処理・色
34(2)-J059R007 前部上側端灯試験	
34(2)-R148 信号灯火試験（協定規則第 148 号（前部上側端灯））	
A 項目	・型式 ・灯器の構造（レンズ形状・反射面形状等） ・バルブ（同一カテゴリーの電圧違いを除く。） ・反射面の材質 ・灯器の取付角度 ・レンズまたは反射面のステップパターン
B 項目	・灯光色（同一色内） ・反射面形状の軽微な相違（LED を除く。） ・反射面の処理方法（コーティングの有無） ・レンズの材質 ・エクステンションの形状・表面処理・色
34(3)-R087 昼間走行灯試験（協定規則第 87 号）	
34(3)-R148 信号灯火試験（協定規則第 148 号（昼間走行灯））	
A 項目	・型式 ・灯器の構造（レンズ形状・反射面形状等） ・バルブ（同一カテゴリーの電圧違いを除く。） ・反射面の材質 ・灯器の取付角度 ・レンズまたは反射面のステップパターン
B 項目	・灯光色（同一色内） ・反射面形状の軽微な相違（LED を除く。） ・反射面の処理方法（コーティングの有無） ・レンズの材質 ・エクステンションの形状・表面処理・色
35-J060R003 前部反射器試験	
35-R150 再帰反射試験（協定規則第 150 号（前部反射器））	
A 項目	・型式 ・装置の光学システムの別（反射素子の変更、反射部の寸法変更等）
B 項目	・取付角度の相違 ・色の相違（同一色内） ・裏ぶたの有・無 ・プラスチック材料の相違
35(2)-J061R091 側方灯試験	
35(2)-R148 信号灯火試験（協定規則第 148 号（側方灯））	
A 項目	・型式 ・灯器の構造（レンズ形状・反射面形状等）

B項目	・バルブ（同一カテゴリーの電圧違いを除く。） ・灯光色（同一色外の相違） ・灯器の取付角度 ・レンズまたは反射面のステップパターン ・灯光色（同一色内） ・レンズの材質 ・エクステンションの形状・表面処理・色
35(2)-J062R003 側方反射器試験	
35(2)-R150 再帰反射試験（協定規則第 150 号（側方反射器））	
A項目	・型式 ・装置の光学システムの別（反射素子の変更、反射部の寸法変更等）
B項目	・取付角度の相違 ・色の相違（同一色内及び同一色以外） ・裏ぶたの有・無 ・プラスチック材料の相違
36-J063 番号灯試験	
36-R004 番号灯試験（協定規則第 4 号）	
36-R148 信号灯火試験（協定規則第 148 号（番号灯））	
A項目	・灯器型式 ・バルブ（作動電圧等の別） ・灯器と番号標板との相対位置関係
37-J064R007 尾灯試験	
37-R148 信号灯火試験（協定規則第 148 号（尾灯））	
A項目	・型式 ・灯器の構造（レンズ形状・反射面形状等） ・バルブ（同一カテゴリーの電圧違いを除く。） ・反射面の材質 ・灯器の取付角度 ・レンズまたは反射面のステップパターン
B項目	・灯光色（同一色内） ・反射面形状の軽微な相違（LED を除く。） ・反射面の処理方法（コーティングの有無） ・レンズの材質 ・エクステンションの形状・表面処理・色
37(2)-J065R038 後部霧灯試験	
37(2)-R148 信号灯火試験（協定規則第 148 号（後部霧灯））	
A項目	・型式 ・灯器の構造（レンズ形状・反射面形状等） ・バルブ（同一カテゴリーの電圧違いを除く。） ・反射面の材質 ・灯器の取付角度 ・レンズまたは反射面のステップパターン
B項目	・灯光色（同一色内） ・反射面形状の軽微な相違（LED を除く。） ・反射面の処理方法（コーティングの有無） ・レンズの材質 ・エクステンションの形状・表面処理・色
37(3)-J066R077 駐車灯試験	
37(3)-R148 信号灯火試験（協定規則第 148 号（駐車灯））	
A項目	・型式 ・光学システムの特性（光度レベル、配光角度、フィラメントランプのカテゴリ、光源モジュール等） ・反射面の材質

B項目	・灯器の取付角度 ・レンズまたは反射面のステップパターン ・灯光色（同一色内） ・反射面形状の軽微な相違（LEDを除く。） ・反射面の処理方法（コーティングの有無） ・レンズの材質 ・エクステンションの形状・表面処理・色
37(4)-J067R007 後部上側端灯試験	
37(4)-R148 信号灯火試験（協定規則第148号（後部上側端灯））	
A項目	・型式 ・灯器の構造（レンズ形状・反射面形状等） ・バルブ（同一カテゴリーの電圧違いを除く。） ・反射面の材質 ・灯器の取付角度 ・レンズまたは反射面のステップパターン
B項目	・灯光色（同一色内） ・反射面形状の軽微な相違（LEDを除く。） ・反射面の処理方法（コーティングの有無） ・レンズの材質 ・エクステンションの形状・表面処理・色
38-J068R003 後部反射器試験	
38-R150 再帰反射試験（協定規則第150号（後部反射器））	
A項目	・型式 ・装置の光学システムの別（反射素子の変更、反射部の寸法変更等）
B項目	・取付角度の相違 ・色の相違（同一色内） ・裏ぶたの有・無 ・プラスチック材料の相違
38(2)-R070 大型後部反射器試験（協定規則第70号）	
38(2)-R150 再帰反射試験（協定規則第150号（大型後部反射器））	
A項目	・型式 ・装置の光学システムの別（反射素子の変更、反射部・蛍光部の寸法変更等）
B項目	・取付角度の相違 ・色の相違（同一色内） ・反射部・蛍光部の材料の相違
38(3)-J105R104 再帰反射材試験	
38(3)-R150 再帰反射試験（協定規則第150号（再帰反射材））	
A項目	・型式 ・反射材の特性（材質、コーティング等）
B項目	・取付角度の相違 ・色の相違（同一色内） ・反射部・蛍光部の材料の相違
39-J070R007 制動灯試験	
39-R148 信号灯火試験（協定規則第148号（制動灯））	
A項目	・型式 ・灯器の構造（レンズ形状・反射面形状等） ・バルブ（同一カテゴリーの電圧違いを除く。） ・反射面の材質 ・灯器の取付角度 ・レンズまたは反射面のステップパターン
B項目	・灯光色（同一色内） ・反射面形状の軽微な相違（LEDを除く。）

	・反射面の処理方法（コーティングの有無） ・レンズの材質 ・エクステンションの形状・表面処理・色
39-001 制動灯及び補助制動灯の点灯要件にかかる補助制動装置減速能力試験	
B項目	・補助制動装置形式（エンジンブレーキ、リターダ等） ・車両重量 ・補助制動装置減速力
39(2)-J071R007 補助制動灯試験	
39(2)-R148 信号灯火試験（協定規則第 148 号（補助制動灯））	
A項目	・型式 ・灯器の構造（レンズ形状・反射面形状等） ・バルブ（同一カテゴリーの電圧違いを除く。） ・反射面の材質 ・灯器の取付角度 ・レンズまたは反射面のステップパターン
B項目	・灯光色（同一色内） ・反射面形状の軽微な相違（LED を除く。） ・反射面の処理方法（コーティングの有無） ・レンズの材質 ・リヤガラスの取付角度の相違（室内取付の補助制動灯） ・リヤガラスの可視光線透過率の相違（室内取付の補助制動灯） ・エクステンションの形状・表面処理・色
40-J072R023 後退灯試験	
40-R148 信号灯火試験（協定規則第 148 号（後退灯））	
A項目	・型式 ・灯器の構造（レンズ形状・反射面形状等） ・バルブ（同一カテゴリーの電圧違いを除く。） ・反射面の材質 ・灯器の取付角度 ・レンズまたは反射面のステップパターン
B項目	・灯光色（同一色内） ・反射面形状の軽微な相違 ・反射面の処理方法（コーティングの有無） ・レンズの材質 ・エクステンションの形状・表面処理・色
40(2)-R148 信号灯火試験（協定規則第 148 号（車両後退表示投影装置））	

41-J073R006 方向指示器試験	
41-R148 信号灯火試験（協定規則第 148 号（方向指示器））	
A項目	・型式 ・灯器の構造（レンズ形状・反射面形状等） ・バルブ（同一カテゴリーの電圧違いを除く。） ・反射面の材質 ・灯器の取付角度 ・レンズまたは反射面のステップパターン
B項目	・灯光色（同一色内） ・反射面形状の軽微な相違（LED を除く。） ・反射面の処理方法（コーティングの有無） ・レンズの材質 ・エクステンションの形状・表面処理・色
43-J074R028 警音器の警報音発生装置試験	
43-R028(1) 警音器の警報音発生装置試験（協定規則第 28 号）	

A項目	・型式 ・作動原理 ・電源の種類 ・ケースの外形 ・ダイアフラムの形状と寸法 ・警報音の定格周波数 ・定格供給電圧、定格作動圧力 ・カテゴリー
43-J075R028 警音器の音圧試験	
43-R028(2) 警音器の音圧試験（協定規則第 28 号）	
A項目	・型式 ・取付個数 ・取付位置（取付具の相違を含む） ・車体前面形状（測定値に影響を与えない場合はいずれでもよい）
43(3)-J076 警告反射板試験	
A項目	・型式 ・設置方式の別（組立式、一体式等） ・装置の光学システムの別（反射素子の変更、反射部・蛍光部の寸法変更等）
B項目	・色の相違 ・反射板取付高さの相違 ・反射部・蛍光部の材料の相違
43(4)-J077R027 停止表示器材試験	
43(4)-R150 再帰反射試験（協定規則第 150 号（停止表示器材））	
A項目	・型式 ・装置の形状寸法及び機構の別（中空部の寸法変更、組立方式・機構の変更等） ・装置の光学システムの別（反射素子の変更、反射部・蛍光部の寸法変更等）
B項目	・色の相違 ・装置取付高さ・角度の相違 ・反射部・蛍光部の材料の相違 ・保護カバーの有無及び変更
43(5)-J078R097R116 盗難発生警報装置試験	
43(5)-R163 盗難発生警報装置試験（協定規則第 163 号）	
A項目	・電子コントロールユニットの種類 ・外部センサーの種類及び取付位置 ・外部音響警報装置の種類 ・車両のボディ形状種類 ・デジタルキーの有無 ・デジタルキーの仕様
※部品試験の対象となる場合	
A項目	・電子コントロールユニットの種類 ・外部センサーの種類 ・外部音響警報装置の種類
B項目	・電子コントロールユニット、外部センサー及び外部音響警報の制御機能種類 ・電子コントロールユニット、外部センサー及び外部音響警報の車両搭載位置 ・搭載車両のボディ形状
※電磁両立性については、電磁両立性試験（協定規則第 10 号）欄参照	
43(6)-R130 車線逸脱警報装置試験（協定規則第 130 号）	
A項目	・ECU メーカー（LDWS の ECU メーカー毎）

	・障害物センシング方式（カメラ等（メーカー違い、個数、カメラ画角、車線検出範囲等）） ・警報判定ロジック（車線の検出手法等） ・対象車両カテゴリ
43(7)-R138 車両接近通報装置試験（協定規則第138号）	
A項目	・発音装置の種類（形状、発音方式、識別） ・発音装置の取付個数 ・発音装置の取付位置 ・ドライブトレインの種類（HEV、BEV、FCV 毎） ・車両基本形状（セダン、ステーションワゴン、キャブオーバー等）
43(8)-R144 事故自動緊急通報装置試験（協定規則第144号）	
A項目	・構成部品の仕様（ECUの仕様（制御の相違を含む）、通信モジュールの仕様など）
B項目	・構成部品の搭載位置 ・車両構造（衝突した場合に事故情報緊急通報装置に影響を与える部分に限る） ・車両重量
※電磁両立性要件は電磁両立性試験（協定規則第10号）項参照	
43(9)-R151 側方衝突警報装置試験（協定規則第151号）	
A項目	・制御ECU（ECUメーカー、制御の相違毎） ・BSISシステム（検出装置の相違毎、メーカー違い、個数、検出範囲等） ・信号装置（情報信号/警告信号）の組み合わせ、種類毎（意匠、色、取付位置、点灯/点滅の違い、音響の有無等）
※電磁両立性については、電磁両立性試験（協定規則第10号）欄参照	
43(10)-001 音声信号を用いる車両後退通報装置の試験	

43(10)-R165(1) 車両後退通報装置の通報音発生装置試験（協定規則第165号）	
<耐久要件>	
A項目	・装置の種類（製作者、識別） ・装置の発音方式 ・給電方式（直流・交流の別、定格電圧の相違） ・シーリングの方法 ・装置内部の回路素子等の材質等
B項目	・外郭の材質 ・外郭の形状
<音響要件>	
A項目	・装置の種類（製作者、識別） ・装置の発音方式 ・給電方式（直流・交流の別、定格電圧の相違） ・非自己調整式、自己調整式、段階的自己調整式の別 ・レベル（Low、Normal、High）又はクラス（L、N、H、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ等）の別 ・音響の原理（トーン音、広帯域音、1/3オクターブ音の別）
B項目	・外郭の材質 ・外郭の形状
43(10)-R165(2) 車両後退通報装置試験（協定規則第165号）	
<耐久要件>	
A項目	・装置の種類（製作者、識別） ・装置の発音方式 ・給電方式（直流・交流の別、定格電圧の相違） ・シーリングの方法 ・装置内部の回路素子等の材質等
B項目	・外郭の材質

	・外郭の形状 <音響要件> A項目 ・装置の種類（製作者、識別） ・装置の発音方式 ・給電方式（直流・交流の別、定格電圧の相違） ・非自己調整式、多連式、自己調整式、段階的自己調整式の別 ・レベル（Low、Normal、High）又はクラス（L、N、H、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ等）の別 ・音響の原理（トーン音、広帯域音、1/3 オクターブ音の別） B項目 ・装置の取付位置 ・音声の吹鳴時間 ・車体後面形状 ・リヤオーバーハング長さ
44-J079	衝撃緩和式後写鏡試験
A項目	・後写鏡の構造（ドアミラー、フェンダーミラー、ミラー外形の形状及び寸法（ピボット中心に負荷する場合はいずれでもよい）等） ・衝撃緩和部の方式、構造
B項目	・後写鏡取付部付近の車体形状（後写鏡取付角度に相違が生じない場合はいずれでもよい） ・後写鏡の突出量 ・鏡体方向調節部中心と後写鏡支持部中心との距離（車両中心線に直角な距離） ・後写鏡の取付高さ（後写鏡を地上 1.8m 以上に変位させることにより衝撃を緩和するもの以外はいずれでもよい）
44-J080	車室内後写鏡の衝撃緩和試験
A項目	・衝撃緩和部の方式、構造 ・車室内後写鏡の外形の形状、寸法（ピボット中心に負荷する場合はいずれでもよい） ・車室内後写鏡取付ステーの種類（形状、寸法、剛性）
B項目	・ピボット中心又は鏡体中心と衝撃緩和部とを結ぶ直線が水平面となす角度
44-J081	直前直左確認鏡試験
A項目	・後写鏡の形状 ・補助鏡の形状 ・その他の装置 ・後写鏡、補助鏡、その他の装置の取付位置 ・車体形状 ・インストルメントパネル（視界に影響を与えない場合は除く）
B項目	・全高 ・アイポイントの位置 ・ホイールベース ・タイヤ動的負荷半径 ・鏡面の曲率半径 ・鏡面が内包する最大円の直径 ・アイポイントからの視角（アイポイントから鏡面を見たときに鏡面が内包する見かけの円の視界）
44-J082R081	二輪自動車等の後写鏡試験
A項目	・後写鏡型式
44-J083R081	二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置試験
A項目	・後写鏡型式 ・取付部の構造・仕様毎 ・最高速度（50km/h 超、以下の別）
B項目	・ヒップポイント～後写鏡反射面の直線距離 ・ステアリングヘッド中心～後写鏡反射面の直線距離
44-001	後写鏡等の視界試験
A項目	・後写鏡の形状（角形、丸形、異形等及び寸法、曲率）

B項目	・後写鏡の種類（ドアミラー、フェンダーミラー、複合曲面ミラー等） ・後写鏡の取付位置（車体形状による取付位置の相違） ・アイポイント位置
44-R046(1) 後写鏡等試験（協定規則第 46 号）	
44-R046(1-2) 後写鏡等試験 ミラー以外の間接視界装置（協定規則第 46 号）	
A項目	・間接視界装置の型式（ミラーの場合は、クラス、形状、ミラーの反射面の寸法および曲率半径など。カメラモニターシステムの場合は、クラス、視界、倍率および解像度など） ・間接視界装置の取付位置・取付方法 ・衝撃緩和方式・構造（取付ステーの種類・寸法、ベース取付角度など）
※ミラー以外の間接視界装置における電磁両立性については、電磁両立性試験（協定規則第 10 号）欄参照	
44-R046(2) 後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験（協定規則第 46 号）	
A項目	・間接視界装置の型式（ミラーの場合は、クラス、形状、ミラーの反射面の寸法および曲率半径など。カメラモニターシステムの場合は、クラス、視界、倍率および解像度など） ・間接視界装置の取付位置・取付方法 ・アイポイントの位置 ・車両形状（視界に影響を与える場合に限る）
44-R166 直前直左右確認装置又は直前直左右確認装置の取付試験（協定規則第 166 号）	
A項目	・視認・認知能力の相違
44(2)-J129 後方視界看視装置試験	
44(2)-J130 後方視界看視装置取付装置等試験	
A項目	・カメラ（メーカー、型式、等） ・モニター（メーカー、型式、等） ・その他構成部品（メーカー、型式、等） ・視認・認知ロジック（ソフトウェア）
B項目	・車両に対する上下左右および前後寸法、角度 ・モニターとアイポイントの距離 ・モニターの取付方式
44(2)-R158 後退時車両直後確認装置試験（協定規則第 158 号）	
A項目	・視認・認知方式（カメラ、ソナー、等） ・視認・認知ロジック（ソフトウェア） ・モニター（メーカー、型式、等）
B項目	・車両に対する上下左右および前後寸法、角度 ・モニターとアイポイントの距離
※電磁両立性要件は電磁両立性試験（協定規則第 10 号）項参照	
45-J084 乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験	
A項目	・前面ガラスの形状、寸法 ・ワイパーシステム（ブレード長さ、アーム長さ、リンク機構の相違等を含む） ・噴射ノズル ・ワイパー作動回数 ・洗浄液噴射システム（ポンプ能力、ウォッシャー・タンクの形状、寸法、基本配管の相違等）（噴射性、耐拘束性試験以外はいずれでもよい）
B項目	・最高速度 ・前面ガラスの A 領域、B 領域 ・ワイパーモータ出力 ・ワイパー浮き上がり防止フィンの有無 ・洗浄液噴射量
45-J085 バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験	
< 洗浄能力試験 >	

A項目	・前面ガラスの形状、寸法 ・ワイパーリンク機構 ・噴射ノズル
B項目	・払拭面積 ・ポンプ能力
＜噴射性、耐拘束性試験＞	
A項目	・洗浄液噴射システム（ポンプ能力、ウォッシャ・タンクの形状、寸法、基本配管の相違等） ・噴射ノズル
45-J086 デフロスタ試験	
A項目	・前面ガラスの形状、寸法（取付部付近の若干の相違は含めない） ・温風吹き出し口の形状、寸法
B項目	・原動機の種類（ガソリン、ディーゼル等） ・原動機排気量 ・原動機最高出力 ・ヒータ容量 ・前面ガラスのA領域、B領域 ・乗車定員 ・車室容積
46-J088R039 速度計試験	
A項目	・速度計型式 ・表示形式 ・方式（アナログ、デジタルの別） ・指示範囲 ・速度検出方法（電気式、機械式等の別） ・速度計表示部への伝達方法（電気式、機械式等の別） ・オドメータ形式、方式、走行距離検出方法、表示部への伝達方法
B項目	・A項目に記載のもの以外の速度計、オドメータの仕様 例：補助スピードメータ、オドメータ失陥検知方法、表示方法、オドメータ改ざん防止対策
46(2)-R160 事故情報計測・記録装置試験（協定規則第160号）	
A項目	・システム構成部品の仕様（ECUの仕様（制御の相違を含む）など）
B項目	・システム構成部品の搭載位置 ・車両構造（衝突した場合に事故情報計測・記録装置に影響を与える部分に限る） ・車両重量
46(2)-R169 事故情報計測・記録装置試験（協定規則第169号）	
A項目	・大型車EDR機能の相違 ・車両カテゴリー
B項目	・トリガーシステムの種類 ・データ要素の追加
48-J122 高速道路等における低速自動運行装置試験	
A項目	・ODDの相違 ・MRMの相違 ・センサーの構成の相違（カメラ、レーダ、LiDAR等） ・センサーの仕様（製作者、検出方法、FOV、距離等） ・制御ECU（製作者、世代等） ・制御ソフトウェア（異なる仕様であることが判ればよい） ・自動車製作者による設計に関する検証プロセス毎
B項目	・MRMの相違 ・作動車速域
48-J123 作動状態記録装置試験	
A項目	・作動状態記録装置の製作者・型式

B項目	・オカレンス（義務付けのもの以外） ・データ要素の方式（義務付けのもの以外） ・データ要素の精度（義務付けのもの以外） ・暗号化方式 ・読み出し手段
48-R157 自動車線維持システム試験（協定規則第 157 号）	
A項目	・ODD の相違 ・MRM の相違 ・車線変更機能の有無 ・トレーラー牽引時の機能稼働の可否 ・センサーの構成の相違（カメラ、レーダ、LiDAR 等） ・センサーの仕様（製作者、検出方法、FOV、距離等） ・制御 ECU（製作者、世代等） ・制御ソフトウェア（異なる仕様であることが判ればよい） ・自動車製作者による設計に関する検証プロセス毎
B項目	・MRM の相違 ・作動車速域
48(2)-J089 運行記録計試験	
＜アナログ運行記録計＞	
A項目	・最高記録速度 ・最大連続記録時間 ・記録紙の送り速度 ・記録装置の作動方式 ・時計機能部の種類
B項目	・記録紙の製作者及び種類 ・記録装置作動用ケーブルの種類 ・使用電圧 ・入力パルス数
＜デジタル運行記録計＞	
A項目	・瞬間速度及び走行距離の記録媒体への記録間隔 ・車上印刷器の有無 ・記録媒体の種類（端子部の形状及び通信方式を含む） ・解析ソフトウェアのうち運行データの表示、印刷等の処理に係るもの ・運行データの改ざん防止方式
B項目	・車載装置の入力パルス数 ・車載装置の取付場所及び取付角度 ・車載装置の定格電圧 ・車載装置の封印の方法 ・記録媒体の連続記録可能時間及び容量 ・動作可能な OS の種類 ・読取装置の種類
48(3)-J090 速度表示装置試験	
＜検出部＞	
A項目	・昼夜切替方式の有無 ・検出器の検出方式（接点の有無） ・リレーの型式 ・点検スイッチの方式 ・他の計器（速度計及び運行記録計）への組込の有無
B項目	・検出部の定格電圧 ・検出部の取付位置 ・作動確認灯の灯光及びレンズの色 ・点検スイッチの許容負荷電圧及び電流
＜速度表示灯＞	

A項目 ・速度表示灯の型式 ・昼夜切替方式の有無 ・電球の種類 ・レンズの材質 ・灯器の構造 B項目 ・速度表示灯の定格電圧			
99-001 構造装置・機能確認試験			
A項目 ・同一の設計思想の基に開発された自動車の範囲 ・新技術・新機構を確認できる自動車 ・次表に示す項目を確認できる自動車			
保安基準	細目告示	項目	基準値
3 条 最低地上高	7 条	最低地上高	・接地部以外の部分が、地面との間に適当な間げきを有すること。
7 条 接地部及び接地圧	9 条 1(1)	接地部	・道路を破損しないこと。
8 条 原動機	10 条	原動機の始動方法	・運転者席で始動できること。
10 条 操縦装置	12 条 1(2)	識別表示	・容易に識別できる表示をすること。(点火時期調節、噴射時期調節、その他の原動機及び動力伝達装置、前照灯、警音器、窓ふき器、ウォッシャ、デフロスタ)
		1(3) 変速装置の識別表示	・変速段ごとの操作位置(停車状態で確認できない表示は、必要と判断した場合のみ確認する。)
		1(4) 方向指示器の識別表示	・指示する方向ごとの操作位置
11 条 かじ取り装置	13 条 1(2)	操作性	・運転者が定位置で容易、確実に操作できること。
		1(3) 舵取り時の要件	・車枠、フェンダ等、他の部分と接触しないこと。
		1(4) かじ取り角度	・左右に著しい相違がないこと。
		1(5) 操だ力	・左右に著しい相違がないこと。
		1(6) ステアリングジョイント等	・車室内に露出したステアリングジョイントその他これに類する装置は、衣服等をかみ込むおそれのないこと。
11 条の2 施錠装置	14 条 1(1) 1(2) 1(3)	乗合、3.5t 超貨物が対象	・機能を確実に停止できること。 ・堅牢で、容易に作動を解除されないこと。 ・作動中は始動装置を操作できないこと。
14 条 緩衝装置	17 条 2	強度、緩衝性能等	・地面からの衝撃に対し十分な容量を有し、かつ、安全な運行を確保できるものであること。
17 条 高压ガス燃料液化石油ガス又は圧縮水素ガス	20 条 1(1)イ	未使用ガス容器への刻印等	(2) 高压ガス保安法に規定する刻印又は標章の掲示がされているもの (3) 容器則細目告示に規定する証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの
		1(1)ロ 再使用ガス容器への刻印等	(2) 高压ガス保安法に規定する刻印又は標章の掲示がされているもの (3) 容器則細目告示に規定する証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの
	1(2)	液化石油ガス容器及び配管の要件	・取り外してガスの充填を行うものでないこと。
		1(4) ガス容器及び導管の要件	・確実に取り付けられて、かつ、損傷の恐れがある部分は適当な覆いで保護されていること。
		1(5) 防熱装置	・著しく熱の影響を受けるおそれのある場合には防熱装置を施すこと。
		1(7) 両端が固定された導管要件	・中間の適当な部分が湾曲してあり、かつ、1m 以内毎に支持されていること。

			1(14)		・アセチレン・ガスを含有する高圧ガスが燃料の場合、逆火防止装置を備えること。
			1(10)	主止弁・ガス充填弁の装備	・主止弁を運転者の操作しやすい箇所に、ガス充填弁をガス充填口の近くに備えること。
			1(11)	液化石油ガス以外の燃料使用要件	・最初の減圧弁の入口圧力を指示する圧力計を備えること。
			1(12)	圧縮天然ガス使用要件	・低压側の圧力上昇を防止する安全装置を備えること。
			1(13)	安全装置要件	・車室内にガスを噴出しないよう取り付けられていること。
			1(15)	遮断装置装備の要件	・高圧配管の途中に燃料遮断装置を備えること。
			1(16)	ガス充填口蓋の要件	・トランク室に設置されたガス容器は、トランク室の蓋を開けなければ開放できない構造であること。
			3(1) イ・ロ	圧縮水素ガス容器及びガス容器附属品の要件	(4) 別添 131 に規定する刻印又は標章が当該ガス容器にされているもの
					(5) 別添 131 に規定する刻印又は標章が当該ガス容器附属品にされているもの
					(6) 別添 131 に規定する各証票が当該ガス容器及び車両の各部に貼付されていること
			5(1) ニ・ホ・ハ	圧縮天然ガス容器及びガス容器附属品の要件	・別添 132 に規定する刻印又は標章が当該ガス容器にされていること
			5(2) ロ・ハ・ニ		・別添 132 に規定する刻印又は標章が当該ガス容器附属品にされていること ・別添 132 に規定する各証票が当該ガス容器及び車両の各部に貼付されていること
			6(1) ニ・ホ・ハ	液化天然ガス容器及びガス容器附属品の要件	・別添 133 に規定する刻印又は標章が当該ガス容器にされていること
			6(2) ロ・ハ・ニ		・別添 133 に規定する刻印又は標章が当該ガス容器附属品にされていること ・別添 133 に規定する各証票が当該ガス容器及び車両の各部に貼付されていること
	17 条の 2 電気装置	21 条	1(1)	車室内等の配線要件	・電気配線は被覆等されていること。(アース線を除く。)
			1(2)		・電気端子、電気開閉器等は適当に覆われていること。
			1(3)	バッテリー要件	・移動、損傷等しないこと。 ・車室内等にある場合は適当な絶縁物で覆われていること。
			1(5)	電気配線要件	・配線は固定等され適当に保護等されていること。
			1(6)		・端子等は適当に保護等されていること。
	18 条 車枠及び車体	22 条	2(2)	サイドスタンド、キックアーム等の構造要件	・二輪自動車のサイドスタンド、キックアーム等は通行人の被服等を引掛けるおそれのない構造であること。
			2(3)	キャブ後面と荷台前部の構造要件	・間に荷物等が落ち込むおそれがなく、かつ、排気管等の高温部の上面が露出していない構造であること。
			2(4)	外形形状	・鋭い突起、又は回転部分の突出等、他の交通の安全を妨げるおそれのないこと。
			3(1)		・車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分が、当該部分の直上の車体より車体の外側に突出していないもの。
			3(2)		・貨物自動車で 18 条の 2 第 1 項に適合する巻込防止装置等を備えており、かつ、当該巻込防止装置等の平面部

				が最外側にある前後車輪のそれぞれの車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側の鉛直線と接地面との交点を結ぶ直線より外側に取り付けられているもの。	
		3(3)イ	エア・スポイラの取付位置、構造要件	・自動車の最前端又は最後端とならないものであること。ただし、バンパの下端より下方にある部分であって、直径 100mm の球体が静的に接触することのできる部分が次のいずれかの場合はこの限りでない。 (1) 角部の半径 $\geq 5\text{mm}$ (2) 角部の硬さ ≤ 60 ショア (A)	
		4(8)	外形形状 (フェアリング)	・二輪自動車に備えられているフェアリングは鋭利な突起を有しないこと。	
		7	突出積載の恐れのない構造	(1) 物品積載装置を有しない。 (2) 物品積載装置が次に該当 - イ タンク又はこれに類するもの - ロ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの (3) 後面煽高さ (荷台床面から) $\geq 155\text{cm}$、かつ折りたたみ式煽でないもの。 (4) バン型自動車等であって、後面の積卸口の全体に観音開き式等の扉を備えているもの。	
		12 ---	車体後面の表示	・車体後面には、最大積載量を表示すること。 ・タンク車は、最大積載量、最大積載容積、積載物品名を表示すること。	
		13	スクールバス・幼稚園バスの表示	・車体の前面・後面・両側面に生徒、児童又は幼児の運送を目的とする表示を行うこと。	
20 条 乗車装置	26 条		運転者及び助手以外の者の乗車装置を備える場合の要件	・客室を備えること。ただし、緊急自動車はこの限りでない。	
			運転者室及び客室の要件	・必要な換気が得られる構造であること。	
		1(1)	乗車装置	・乗車人員が動揺等により転落等することなく安全な乗車を確保できること。	
		1(3)		・リンク式ドア開閉装置は、安全な乗車を確保できないおそれのあるものでないこと。	
21 条 座席	27 条	1(2)	運転者席	・運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。	
		1(4)	運転操作を妨げない例	・乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものであること。 - この場合において、次に掲げる運転者席であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、「乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないもの」とする。 - イ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の運転者席であって、保護棒又は隔壁を有するもの。 - ロ 貨物自動車の運転者席であって、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有するもの。 - この場合において、最大積載量が 500kg 以下の貨物自動車であって、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなす。	
22 条 座席	28 条	1(1)	運転者席の幅	・自動車の運転者席の幅は、保安基準第 10 条各号に掲げる装置 (乗車人員、積載物品等により操作を妨げられ	

				ない装置を除く)のうち最外側のものまでの範囲とする。 この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ 200mm までとする。
		1 (2)	運転者席以外の座席の空間	・自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く）は、1 人につき、幅 400mm 以上の着席するに必要な空間を有すること。 - この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 (イ) 3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であってその幅が 400mm 未満のもの。 (ロ) 3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅が 400mm 以上となる空間を車室内に有しないもの。 (ハ) 3 席以上連続した座席のうち両端の座席であって当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち当該座席面の上方のいずれの位置においても車室内に幅 400mm 以上となる空間を有しないもの。
		1 (3)	幼児用座席	・幼児専用車の幼児用座席は、前向きに設けられたものであること。
		5	幼児用座席	・幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。
23 条 通路	33 条	3	「座席へ至ることのできる」例	・側面が通路に接している又は通路近傍 ・最前部前向き座席であって背当ての床面正射影が通路に接している又は通路近傍 ・横向き座席、最奥部座席等で、床面が通路に接している ・上記の側方に隣接した定員 2 名分座席
		4	「乗降口から直接着席できる座席」例	・非常口に隣接 ・上記の側方に隣接した定員 2 名分座席
24 条 立席	34 条	1	寸法要件	・専ら座席の用に供する床面以外とし - 有効高さ $\geq 1800\text{mm}$ - 有効幅 $\geq 300\text{mm}$ (緊急自動車、車掌、相当する立席、助手の立席を除く)
		4	幼児専用車	・幼児専用車には立席を設けることができない。
25 条 乗降口			乗降口設置要件	・運転者室及び客室に設けること。 ・客室のうち 1 個は右側面以外に設けること。 ・客室の左側面に 1 個以上設けること。 (乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車を除く）及び幼児専用車)
			客室の乗降口	・確実に閉じることができるとびらを備えること。
	35 条	1 (2)	特殊扉（折り畳み式扉、巻き上げ式扉、脱着式扉、非常用扉及び側車付二輪自動車の扉）	・確実に閉じることが出来るものであり、閉鎖している状態を保持する装置を備えていること。
		2 (4)	旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車、幼児専用	・乗降口の踏段はすべり止めを施すこと。

			車を除く)	
		2(5)	旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員11人以上の自動車(緊急自動車、幼児専用車を除く)	・踏段を備えことが規定されている乗降口には、乗降用取手を備えること
		3(2)		・乗降口の踏段はすべり止めを施すこと。 ・踏段を備えことが規定されている乗降口には、乗降用取手を備えること。
26条 非常口	36条	1(1)	位置	・右側面後部又は後面
		1(6)	扉構造	・常時確実に閉鎖できること。 ・客室内外から開放できる外開きの扉を装備のこと。 ・自重により再び閉鎖しないこと。
		1(7)	非常口付近の突出	・脱出の妨げとなる突出物が無く、非常口下縁と床面間には段がないこと。
		1(8)	非常口付近の座席	・容易に取り外し又は折り畳み可能であること。
		2	非常口付近への表示	・非常口の位置及び扉の開放方法を表示する、灯光の場合は緑色のこと。
		3	警報装置	・扉が開放した場合、運転者に警報する装置を装備のこと。
27条 物品積載装置	37条		物品積載装置の強度、構造	・堅牢で安全に物品を積載できる構造であること。 この場合において次に掲げるものはもの基準に適合しないものとする。 (1) 著しく損傷している荷台その他の物品積載設備 (2) 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車の荷台容積は、普通自動車は1.5t/m ³ 未満、小型自動車は1.3t/m ³ 未満のもの (3) さし枠の取付金具を有するもの (4) 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって、後煽、側煽等の荷台の一部が高くなり、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの
29条 窓ガラス	39条	3、4、5	前面ガラス及び側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く)への標識等の貼付、塗装又は刻印制限	・貼付、塗装又は刻印規定のあるもの以外は不可。
31条 排ガス	41条	5(1)	冷房装置基準	・導管は室内に配管されていないこと。
		5(2)		・安全装置は車室内にガスを噴出しないこと。
		6(2)		・番号標の表示を妨げる位置に開口してないこと。
41条の2 補助方向指示器			補助方向指示器	・両側面に1個ずつ備えることができる。
	60条	1	灯光の色、明るさ等	・橙色
42条 その他の灯火	62条	4	青紫色灯火の禁止	・前面ガラス上方には、灯光の色が青紫色の灯火を備えないこと。(一般乗合旅客自動車運送事業用自動車除外)
		5	速度表示灯と紛らわしい灯火の禁止	・前面ガラス上方には、速度表示装置の速度表示灯と紛らわしい灯火を備えないこと。
		10	光度の制限	・前照灯、前部霧灯、側方照射灯、側方灯、番号灯、後面の駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向

				指示器、非常点滅表示灯、速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、火薬類又は放射性物質等の積載表示の灯火、旅客自動車運送業用自動車の非常灯及び走行中使用しない灯火（前面の駐車灯を除く）を除き、光度は 300cd 以下	
		11	兼用の禁止	・火薬類又は放射性物質等の積載を表示する灯火は、他の灯火と兼用でないこと。	
43 条 警音器			性能要件	・警音器と紛らわしいものの装備不可（右左折、進路変更、後退時の警報又は車内事故、その他の緊急事態を通報する装置を除く。）	
43 条の 2 非常信号 用具	64 条	1 (1)	構造要件	・赤色の灯火、夜間 200m から確認可であること。（発炎筒は有効期限で判断）	
		1 (2)		・自発光式のものであること。	
		1 (3)		・使用に便利な場所に装備（運転者席で直接に確認できる/容易に取り外しが出来る）	
		1 (4)		・走行中の振動、衝撃等により損傷を生じ、又は作動するものでないこと。	
		2 (1)	赤色合図灯の性能要件	・赤色灯火の発光部のレンズ直径≧35mm	
43 条の 10 車両後退 通報装置	67 条	6 (2) 3 ロ	協定規則第 165 号の規則 6. に定める車両後退通報装置の通報音発生装置要件	(1) 協定規則第 165 号の規則 14. 1. の規定に定める機能を有すること。 (2) 車両後退通報装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端の間（自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端が自動車の長さの 4 分の 1 を超える場合にあっては、自動車の後端から自動車の長さの 4 分の 1 の間）に取り付けられていること。 (3) 車両後退通報装置の通報音発生装置の周囲に通報音の開放部が設けられていること。	
44 条 後写鏡	68 条	1 (1)	後写鏡構造要件	・容易に方向調節可能、かつ、一定の方向を保持。	
		2 (2)		・後写鏡は、前面又は側面ガラス通じて視認可能。	
		2 (2) イ		・前面ガラスを通じて視認可能な後写鏡：窓ふき器の払拭範囲を通じて後写鏡有効反射部の 80% 以上視認可能。	
		2 (2) ロ		・助手席側の側面ガラスを通じて視認可能な後写鏡：側面ガラス用デフロスタで水滴等曇りを除去できる範囲を通して視認可能。	
		2 (2) ハ		・着色された側面ガラスを通じて視認可能な後写鏡：後写鏡の有効反射部に著しい着色が無い。	
45 条 窓ふき器	69 条	1 (2)	窓拭き器の視野の確保に係る性能等	・前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式窓拭き器（左右同時に作動）であること。	
46 条 速度計			走行距離計	・走行距離計を備えること。	
47 条 消火器			消火器	・乗車定員 11 人以上の自動車に備えること。 ・幼児専用車に備えること。	
	71 条	2 (3)	取付位置等	・使用に際し、容易に取りはずしできること。 ・運転者等の使用に便利な場所に備えること。	
49 条 緊急自動車			緊急自動車 警光灯及びサイレン	・備えること。	
	75 条	1 (1)	警光灯	・前方 300m から点灯を確認できる赤色のものであること。 ・警光灯と連動して作動する赤色の灯火は基準に適合。	
		1 (3)	車体の色	・消防自動車：朱色 ・その他の緊急自動車：白色 ただし、警察車等を除く。	
		1 (4)		・車体塗色の大部分が上記である場合は基準に適合。	

旅客自動車運送事業用自動車として申請する場合は、以下の保安基準（細目告示）も該当する。

保安基準	細目告示	項目	基準値
23 条 通路（定員 10 人以下）	33 条 3	「座席へ至ることのできる」例	・側面が通路に接している又は通路近傍。 ・最前部前向き座席であって背当ての床面正射影が通路に接している又は通路近傍。 ・横向き座席、最奥部座席等で、床面が通路に接している。 ・上記の側方に隣接した定員 2 名分座席。
	4	「乗降口から直接着席できる座席」例	・非常口に隣接。 ・上記の側方に隣接した定員 2 名分座席。
25 条 乗降口	35 条 2(4)	旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車、幼児専用車を除く）	・乗降口の踏段はすべり止めを施すこと。
	2(5)	旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車、幼児専用車を除く）	・踏段を備えことが規定されている乗降口には、乗降用取手を備えること。
50 条 旅客自動車	77 条	1(2) 採光	・客室は、適当な採光が得られること。
		1(3) 照明	・客室には適当な室内照明灯を備えること。
		2(3) 定員 11 人以上（ワンマン除く）	・車掌席は乗降口の付近に設けること。
		4(2) 扉の開放表示 定員 11 人以下	・乗降口の扉を開放する操作装置又はその付近には、扉の開放方法を表示すること。

99-002 最高速度試験

- A 項目
- ・原動機型式
 - ・原動機最高出力
 - ・変速機形式（常時嚙合式、遊星歯車式、ベルト式等の別）
 - ・最高速度制御方式
- B 項目
- ・原動機最高出力時回転数
 - ・エンジン回転速度 1000rpm 時の速度 (V1000)
 - ・車両総重量

99-004 燃料消費率試験（定速走行）

- A 項目
- ・原動機型式
 - ・燃料の種類
 - ・原動機最高出力
 - ・燃料供給方式
 - ・変速機形式（常時嚙合式、遊星歯車式、ベルト式等の別）
- B 項目
- ・V1000
 - ・走行抵抗

99-005 燃料消費率試験（10・15 モード）

<ガソリンエンジン>

- A 項目
- ・原動機の仕様
 - ・原動機の種類（レシプロ、ロータリ）
 - ・燃焼サイクル（2 サイクル、4 サイクル等）
 - ・冷却方式（空冷、水冷等）

	・ シリンダ・ブロック形状（直列、V 型等） ・ シリンダ・ボアの中心間距離 ・ 総排気量（内径、行程、シリンダ数） ・ 燃料供給方式（気化器、ポート内燃料噴射、筒内燃料噴射等） ・ 弁機構（OHV、OHC 等） ・ 過給機（装着の有無） ・ 給気冷却器（装着の有無）
B 項目	・ 変速機の仕様（手動、自動等） ・ V1000 ・ 車両重量 ・ 走行抵抗 ・ 装備品 ・ 原動機燃焼室 ・ 圧縮比 ・ バルブ数 ・ バルブ・タイミング ・ 点火時期 ・ インジェクタ ・ EGR 方式（装着の有無を含む） ・ 二次空気供給方式（装着の有無を含む） ・ O₂ センサーの有無 ・ ノックセンサーの有無 ・ 過給機の性能 ・ 給気冷却器の性能 ・ 気化器の構造 ・ 気化器の数
<ディーゼルエンジン>	
A 項目	・ 原動機の仕様 ・ 燃焼サイクル（2 サイクル、4 サイクル等） ・ 冷却方式（空冷、水冷等） ・ シリンダ・ブロック形状（直列、V 型等） ・ シリンダ・ボアの中心間距離 ・ 総排気量（内径、行程、シリンダ数） ・ 燃焼室形式（副室式、直噴式等） ・ 燃料供給方式（列形、分配形、ユニットインジェクタ、コモンレール等） ・ 弁機構（OHV、OHC 等） ・ 過給機（装着の有無） ・ 給気冷却器（装着の有無） ・ 変速機の仕様（手動、自動等）
B 項目	・ V1000 ・ 車両重量 ・ 走行抵抗 ・ 装備品 ・ 原動機燃焼室 ・ 圧縮比 ・ バルブ数 ・ バルブ・タイミング ・ 噴射時期 ・ 噴射ノズル ・ ガバナ ・ EGR 方式（装着の有無を含む） ・ 過給機の性能 ・ 給気冷却器の性能
99-010 一充電走行距離及び交流電力量消費率試験（10・15 モード）	

99-012	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験（定速走行）

99-013	一充電走行距離及び交流電力量消費率試験（定速走行（二輪））

99-014	原動機車載出力試験（ガソリン機関）
99-015	原動機車載出力試験（ディーゼル機関）
A項目	・原動機の仕様 ・原動機の種類（レシプロ、ロータリ） ・燃料の種類（ガソリン、軽油、LPG等） ・燃焼サイクル（2サイクル、4サイクル等） ・冷却方式（空冷、水冷等） ・シリンダ・ブロック形状（直列、V型等） ・シリンダ・ボアの中心間距離 ・総排気量（内径、行程、シリンダ数） ・燃焼室形式（ディーゼル機関（副室式、直噴式等）） ・燃料供給方式（ガソリン機関（化器、燃料噴射、ポート内燃料噴射、筒内燃料噴射等）） （ディーゼル機関（列形、分配形、ユニットインジェクタ、コモンレール等）） ・弁機構（OHV、OHC等） ・過給機（装着の有無） ・給気冷却器（装着の有無）
B項目	・排圧 ・原動機燃焼室 ・圧縮比 ・バルブ数 ・バルブ・タイミング ・点火時期（ガソリン機関） ・インジェクタ（ガソリン機関） ・噴射時期（ディーゼル機関） ・噴射ノズル（ディーゼル機関） ・ガバナ（ディーゼル機関） ・EGR方式（装着の有無を含む） ・二次空気供給方式（装着の有無を含む） ・過給機の性能 ・給気冷却器の性能 ・化器の構造 ・化器の数
99-016	原動機車載出力試験（二輪自動車）

99-017	電動機最高出力試験

99-020(1)	燃料消費率試験（天然ガス重量車）

99-020(2)	天然ガス重量車燃料消費率試験（JH25モード）

99-023	サイバーセキュリティ業務管理システム試験
99-R155	サイバーセキュリティ業務管理システム試験（協定規則第155号（同規則の規則7.2.に限る））
＜新規＞業務管理システムは複数区分のケースが想定しにくいため、A、B項目は設定しない。	
99-024	プログラム等改変業務管理システム試験
99-R156	プログラム等改変業務管理システム試験（協定規則第156号（同規則の規則7.1.に限る。））
＜新規＞業務管理システムは複数区分のケースが想定しにくいため、A、B項目は設定しない。	

様式 1 (照会・相談書)

会社名				担当者名						
連絡先	電話番号：			E-mail：						
件名										
照会・相談 事項	[関係する保安基準等の条項]									
	[内容]									
	[見解及びその根拠]									
	[添付資料] 有 ・ 無									
自動車 認証 審査部 回答										
	[添付資料] 有 ・ 無									
	受付日	平成	年	月	日	回答期限	平成	年	月	日
	管理番号				回答日	平成	年	月	日	

様式 2 (技術基準適合証明書) ※記載例

平成 年 月 日
Date: Y. M. D.

国 土 交 通 大 臣 殿

To: The Minister for Land, Infrastructure and Transport

技術基準適合証明書
Certificate of Conformity to Technical Standards

次の自動車は、下記に掲げる日本の自動車の技術基準に適合していることを証明いたします。
This is to certify that the following motor vehicle has complied with the Technical Standards listed below which correspond to the following Japanese Technical Standards for Motor Vehicles below.

車 名	型 式	通称名
Make	Type	Sales Name

記
Description

日本の自動車の技術基準 Japanese Technical Standards for Motor Vehicles	適合している技術基準に対応する TRIAS 又は輸入自動車特別取扱要領附則 12 に規定する外国の試験方法 TRIAS or Foreign Testing Methods provided for in Annex 12 of Preferential Handling Procedure for Imported Motor Vehicles corresponding to compliant Technical Standard
大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準 Technical Standard for Speed Limitation Devices of Large-Sized Trucks	
乗用車用空気入タイヤの技術基準 Technical Standard for Pneumatic tyres for Passenger Motor Vehicles	
トラック・バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準 Technical Standard for Pneumatic Tyres for Truck, Bus and Trailer	
二輪車用空気入タイヤの技術基準 Technical Standard for Pneumatic Tyres for Motor Cycles and Mopeds	
衝撃吸収式かじ取装置の技術基準 Technical Standard for Impact-Absorbing Type Steering Control System	
四輪自動車等の施錠装置の技術基準 Technical Standard for Locking Devices for Four-Wheeled Motor Vehicles	
二輪自動車等の施錠装置の技術基準 Technical Standard for Locking Devices for Two-Wheeled Motor Vehicles	
イモビライザの技術基準 Technical Standard for Immobilizers	
アンチロックブレーキシステムの技術基準 Technical Standard for Anti-Lock Brake System	
乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準 Technical Standard for Plastic Fuel Tanks for Passenger Motor Vehicles	

衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準 Technical Standard for Prevention of Fuel Leakage in Collision, etc	
外装の技術基準の技術基準 Technical Standard for External Projections	
外装の手荷物積載用物品の技術基準 Technical Standard for Luggage Racks of External Projections	
外装の電波送受信アンテナの技術基準 Technical Standard for Radio Receiving or Transmitting Aerials of External Projections	
前面衝突時の乗員保護の技術基準 Technical Standard for Occupant Protection in Frontal Collision	
側面衝突時の乗員保護装置の技術基準 Technical Standard for the Protection of the Occupants in the Event of a Lateral Collision	
歩行者頭部保護の技術基準 Technical Standard for Head Protection of Pedestrians	
オフセット衝突時の乗員保護の技術基準 Technical Standard for Protection of the Occupants in the Event of an off-set Collision	
突入防止装置の技術基準 Technical Standard for Rear Underrun Protective Devices	
突入防止装置取付装置等の技術基準 Technical Standard for Fitting Devices for Rear Underrun Protective Devices	
前部潜り込み防止装置の技術基準 Technical Standard for Front underrun protective device	
前部潜り込み防止装置取付装置等の技術基準 Technical Standard for Front Underrun Protective Device and Front Underrun Protective Device Mounting System	
内装材料の難燃性の技術基準 Technical Standard for Flame-Resistant Interior Materials of Motor Vehicles	
インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準 Technical Standard for Instrument Panel Impact Absorption	
直接前方視界の技術基準 Technical Standard for Front view directly confirmed	
座席及び座席取付装置の技術基準 Technical Standard for Seats and Seat Anchorages	
座席ベルト取付装置の技術基準 Technical Standard for Seat Belt Anchorages	
座席ベルトの技術基準 Technical Standard for Seat Belt Assemblies	
運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準 Technical Standard for Warning Device to Give Warning Signal in Event of Non-Use of Driver's Seat Belt	
頭部後傾抑止装置の技術基準 Technical Standard for Head Restraints	
年少者用補助乗車装置の技術基準 Technical Standard for Child Restraints	
とびらの開放防止の技術基準 Technical Standard for Door Latches and Door Retention Components	
窓ガラスの技術基準 Technical Standard for Window Glass	
灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準 Technical Standard for Installation of Light and Light Signaling Devices	
前照灯洗浄器の技術基準 Technical Standard for Headlamp Cleaners	
前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準	

Technical Standard for Installation of Headlamp Cleaners	
車幅灯の技術基準 Technical Standard for Front Position (Side) Lamps	
前部上側端灯の技術基準 Technical Standard for Front-end Outline Marker Lamps	
前部反射器の技術基準 Technical Standard for Front Retro-Reflecting Devices	
側方灯の技術基準 Technical Standard for Side-Maker Lamps	
側方反射器の技術基準 Technical Standard for Side Retro-Reflecting Devices	
番号灯の技術基準 Technical Standard for Number Plate Lamps	
尾灯の技術基準 Technical Standard for Rear Position (Side) Lamps	
駐車灯の技術基準 Technical Standard for Parking Lamps	
後部上側端灯の技術基準 Technical Standard for Rear-end Outline Marker Lamps	
後部反射器の技術基準 Technical Standard for Rear Retro-Reflecting Devices	
再帰反射材の技術基準 Technical Standard for Retro-Reflective Markings	
制動灯の技術基準 Technical Standard for Stop Lamps	
補助制動灯の技術基準 Technical Standard for Auxiliary Stop Lamps	
方向指示器の技術基準 Technical Standard for Direction Indicators	
警音器の警報音発生装置の技術基準 Technical Standard for Audible Warning Devices	
警音器の技術基準 Technical Standard for Audible Signals	
停止表示器材の技術基準 Technical Standard for Advance-Warning Triangles	
盗難発生警報装置の技術基準 Technical Standard for Anti-Theft Alarm Devices	
衝撃緩和式後写鏡の技術基準 Technical Standard for Impact Absorption Type Rear-View Mirrors	
車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準 Technical Standard for Impact Reduction of Inside Rear-View Mirrors	
直前直左確認鏡の技術基準 Technical Standard for Mirror Confirming the Immediate Front and Left Side of a Vehicle	
二輪自動車等の後写鏡の技術基準 Technical Standard for Rear-View Mirrors of Two Wheeled Motor Vehicles, etc	
二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準 Technical Standard for Installation of Rear-View Mirrors of Two Wheeled Motor Vehicles, etc	
乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準 Technical Standard for Windshield Wiping and Washing Systems for Passenger Motor Vehicles etc	
バス及びトラックの洗浄液噴射装置の技術基準 Technical Standard for Washing Systems For Bus and Truck	
デフロスタの技術基準 Technical Standard for Defrosting and Demisting Systems	

サンバイザの衝撃吸収の技術基準 Technical Standard for Sunvisor Impact Absorption	
速度計の技術基準 Technical Standard for Speedometers	

証明者のサイン
 Signature:
 証明者の氏名
 Name:
 及び職名
 Title:
 自動車製作者の名称
 Designation of Motor
 Vehicle Manufacturer:
 及び所在地
 Address: